

三井物産「内地支店長会議々事録」(明治三三年) 第五回・  
第六回・第七回・第八回並びに解題

吉川 容・大島久幸

前号に引続き、三井物産「内地支店長会議々事録」(明治三三年)の第五回(第五日目)分・第六回分(第六日目)・第七回(第七日目)分・第八回(最終回(第八日目)分)を翻刻掲載する。第五回分・第七回分・第八回分を吉川が、第六回分を大島が翻刻したうえで、両名が四回分を通した原本照合を行った。また原本照合に当っては、秋葉直子氏にご協力をいただいた。

用句などで原本通りとした場合もある。

一、合字はカタカナに改めた。

一、「」内は翻刻者による注記である。

一、判読不能の文字は□で示すか、「」内で注記した。

一、原本では発音者名を一字ないし二字分上げて記載しているが、翻刻では冒頭に「◎」を付加したうえで発音者名をゴチで表記した。

一、表10から表15は原本では横に寝かされた横書きの表であるが、収録の都合上縦に起こして配置した。表の番号は翻刻に際して付したものである。野線は適宜補足した。

一、原本の丁の区切りを【】内に示した。原本での丁数は

凡例

一、原則として漢字は通用の字体を用いたが、固有名詞や慣

第五回分から第七回分では用紙右下（原本は袋綴製本本されているのでその状態では左頁のど側下）、第八回分では用紙左下（同じく右頁のど側下）に漢数字もしくは算用数字で記されており、その数字は会議各回毎に更新されている。参照の便を考え【】内には回数と丁数を記しさらに用紙前半（袋綴じを見開いた状態では左頁）の場合は「a」、後半（次の見開きで右頁）の場合は「b」を付した。

前号までに掲載した第一回分から第四回分に翻刻の誤りが幾つか見わかりました。これらについては三井文庫WEBサイト上にて正誤を明らかにいたします。

本史料の翻刻を許可くださり諸々ご高配を賜った公益財団法人東洋文庫に感謝申し上げます。

〔翻刻原本 公益財団法人東洋文庫所蔵「三井物産」内地支店長  
会議事録〕請求記号六四二〇

第五回 一月二十二日午前

【五回 1 a】

◎益田 本日ハ共通計算規程ニ関スル件ヲ議スヘシ

共通計算規程ニ関スル件

社内競争ノ弊ヲ除キ商務ノ発達ヲ謀ル為メニ設ケタル共通  
計算規程ハ輸出米、綿花、綿糸、生糸、豆粕等ノ商品取扱  
上大ニ便益ヲ与ヘ其結果稍見ルヘキモノアリ故ニ益々其区  
域ヲ広メ之ヲ応用セントスルニ当リ同規程中ニ改正スヘキ  
点ナキヤ又同規程ノ実行ヲ今一層鞏固ナラシムルノ方法ア  
リヤ  
右及諮問仕候也

◎益田 共通計算規程実行後ノ成績即チ其利害得失ノ実験談

ヲ述

【五回 1 b】

ヘラレタシ今後石炭ヲモ共通計算トスヘキヤ否ヤ又羽二重  
商売ニ付三井呉服店ト一種ノ共通計算法ヲ実施スルノ利害  
如何等ニ付大ニ參考トナルヘシト信ス

◎遠藤 兵庫ニ於テハ更ニ差〔數文字消失〕ス否ナ輸出米ノ

如キ倫敦ト直接引合トナリタル為メ大ニ便利ヲ〔數文字消  
失〕少シノ不便アルハ輸出米買入資金ニ在リ蓋シ外人ハ  
何レモ二〔一文字消失〕五厘位ノ低利ノ金ヲ使用スルモ当  
社ハ二錢七八厘ノ金ヲ使用セサルヘカラス勿論倫敦ニ対シ  
荷為替ヲ取組ムモノ、如キハ正金銀行ニ於テ船積書類ヲ付  
セスシテ一ケ月前ニ為替ヲ取組ムコトヲ得ルノ便法アレト  
モ亦此便法ニ依リ能ハサルモノアリ夫等ハ前文ノ如ク二錢  
七八厘日歩ノ金ヲ利用スルノ外ナキヲ以テ外人ト競争ス  
ルコト能ハス此点ハ御工夫ヲ願ヒタシ其他ニハ更ニ不便ナ  
シ

◎益田 金ノ安キヲ要スルハ共通計算ニ拘ラス何事ニテモ然  
リ此節正金銀行

ニ於テハ為替ノ出合上頻リニ輸出ノ増進ヲ希望シ日本ノ高  
【五回 2 a】

キ米ヲ輸出シ蘭貢ノ安キ米ヲ輸入スルコト、シテモ輸出ノ増加ヲ計リ度モノナリ云々申居ル位ナレハ此機ニ乗シテ同行ヘ交渉スルトキハ必スヤ輸出商売ニ付特別ノ便宜ヲ与ヘ呉ル、ナルヘシ

◎北村 横浜ノ生糸勘定ニ付テハ普通ノエキスポートアツカウントヲ開キチエツキニエキスポートアツカウントノ印ヲ押シ置ク然ルトキハ品物ノ積出前ニ為替ヲ約束シ之ニ対シ資金ヲ引出スコトヲ得ルガ正金銀行ノ規則ナリ而シテ今日迄我々ノ振出シタル手形ニハ一タヒモ間違ナカリシヲ以テ此頃ハ正金銀行ニ於テ大ニ我社ヲ信用シ五十万ニテモ百万ニテモ船積書類ナシニ手形丈ヲ振出シ資金ヲ引出スコトヲ得既二十一月末ヨリ十二月ニ掛ケテ百五十万円計リノ手形ヲ振出シ之ニ対シ何等ノ故障ナク便利ヲ与ヘ呉レタリ而シテ荷為替ノ利息六分ナレトモ右手形ノ利息ハ五分ノ

【五回 2b】

割合ナリ斯ル有様ナルヲ以テ今日生糸ノ買入資金ニ付テハ更ニ心配ナシ再言スレハ如何ナル方法ニ依リ輸出生糸ノ荷為替ヲ取組ムヘキカニ付テハ常ニ研究ヲ費シツ、アルモ仕入資金其モノニ付テハ毫モ心配ナキナリ

◎益田 斯ル事ハ大ニ各店ノ参考トナルナリ就テハ神戸ニ於テモ兵庫ニ於テモ又東京ニ於テモ横浜ノ例ニ依リ輸出勘定

ニ就テハ特別ノ便宜ヲ与フヘキコトヲ正金銀行ニ迫リ若シ便利ヲ与ヘサレハ十分不平ヲ訴フヘシ而シテ為替ヲ円ローントシ品物ヲ海外ニテ売リ上ケタルトキ返却スヘク其利息ハ何程ト豫シメ約束シ置クヘシ且利息八年五分トシ若シ六分ト申出ツルトキハ五分ニ引下ケシムヘシ此事ハ神戸ニ於テ山川氏ニ交渉スヘシ

◎大野 山川氏ニ交渉シタル処金ハ融通スルモ利息ハ市中ノ金利同様ニ願ヒタシトノコトナリシ

【五回 3a】

◎北村 エキスポートアツカウントトスレハ低利ニ融通スルナルヘシ

◎呉 此事ハ帰神後大ニ交渉ヲ試ムヘシ

◎北村 輸出米資金ニ付テハ生糸其他ノ普通ノエキスポートアツカウントトハ勘シク其趣ヲ異ニスルモノアリ蓋シ普通ノエキスポートアツカウントナレハ二週若クハ三週間ニシテ結了スルモノナルモ輸出米ニ至リテハ十月頃二十一月若クハ十二月積ヲ売約スルモノナレハ資金ノ融通ヲ受クヘキ期限長シ故ニ先方ニ於テ普通ノエキスポートアツカウントノ例ヲ適用スルコトハ否ムモノナラン

◎呉 長期ノ融通ニ付テハ綿糸ノ例アリ即チ綿糸ハ三ヶ月間融通ヲ得ルモノトシテ最初ノ一ヶ月間ハエキスポートアツ

カウソントノ利率ニテ借入シ一ヶ月ノ終リニ約束手形ヲ振出し一錢六厘日歩若クハ年六分ニテ融通ヲ得二ヶ月目ノ終リニ為替ヲ取組ミ年五分ノ利ニテ融通ヲ得ルコト、

【五回 3b】

ナリ前後通計三ヶ月間ナリ

◎益田 米ノ資金モ先方ハ十分事情ヲ談シ他ノモノニ使用セサルコトヲ明カニシ先方カ安心ノ出来ル丈ニ為ストキハエキスポーツアツカウソントノ例ヲ応用シ得ヘシト考フ

◎寺島 棉花ノ共通計算ハ誠ニ好都合ニ運ヒ居レリ即チ首部ヨリC.H.何程ト電信シ来ルトキハ之ニ予テ取極メアル百斤ニ付六十歩若クハ五十歩ヲ加算シテ得意先ヘ売渡シ而シテ其内ヨリ神戸其他ノ諸入費ヲ控除シ残額丈ヲ名古屋店ノ利益トナスナリ然ルニ大豆大豆粕ハ之ト異ナリ兵庫ヨリ大凡ノ値段ヲ通知シ来リ名古屋ニテハ其以上ニ売リ上ケレハ相当ノ利益アリト考ヘ売約ヲ為シタルニ後ニ至リ愈買付ノ上船ヲ廻ハシ来リタルトキニハ大ニ狂ヒヲ生シ予定値段ヨリ高価ニ買付ケラレ利益ノ積リナリシモノカ却テ損失ニ帰スルコトアリ尤モ其反對

【五回 4a】

ニ予定値段ヨリ安く買付出来タルトキハ利益ヲ増加スル結

果トナルモ如此ハ極メテ稀ナルノミナラス何レニスルモ予算値段トハ相違ヲ来スコトハ商売上不便少ナカラサルミナラス勢ヒ人情ノ常トシテ可成自店ニ安く買付ケ出来タル分ノ差廻ハシヲ得ンコトヲ望ムニ至ルヘシ故ニ之ハ矢張棉花同様首部ハC.H.ノ値段ニテ引受ケ實際買付ヲ為シタル結果生スルコトアルヘキ損益ノ差ハ首部之ヲ負担スルコトニ致シタシ是レ即チ共通計算規程ニ関シ改正ヲ望ム第一要点ニシテ他ニハ別ニ不都合ヲ認メス

◎遠藤 最初相場ヲ報知スル場合ニハ凡ソ買付得ラルヘキ値段何程、運賃何程、為替相場何程ト予定スルモ實際ノ値段ハ買付ケ後ニ非サレハ之ヲ知り能ハス然ルニ首部ニ於テ其損益ヲ負担スルコト、ナレハ勢ヒ損ヲ為サ、ル様大丈夫ノ値段ヲ通報スルコト、ナリ為メニ商売ノ成

【五回 4b】

立ヲ妨クルコト、ナルヘシ

◎益田 首部ニ於テハ販売店カ利益ヲ得タル程度ニ於テ後荷ヲ以テ損失ヲ負担セシムルニ依リ太甚困却スルトノ苦情販売店ノ間ニ在リ

◎遠藤 決シテ左様ノ事ナシ

◎益田 首部カ受負フコト、ナレハ或ル時ハ損シ或ル時ハ利シ之ヲ平均シテ行クコト、ナル

◎寺島 首部ニ於テ〇三、値段ニテ引受ケ其後ノ損益ハ凡テ負担スルコト、セハ大二便利ナリ

◎益田 各販売店ニ於テ売値ヲ定ムルニハ支那人等カ持チ来リテ販売スルモノヲ比較シテ決セサルヘカラス即チ競争者ノ相場ヨリ高値ナルトキハ到底売行ヲ見サルナリ然ルニ首部ニ損益ヲ持タシメ首部ヨリ常ニ損失ヲ来サ、ル様十分ノ値段ヲ通報スルトキハ到底商売成立セサル

ノ患ヲ生セサルカ此点モ一考ヲ要ス

【五回 5 a】

◎寺島 若シ首部ニ〇三、値段ヲ以テ引受ケシムルコトカ行ハレズンバ各販売店ハ其売上勘定ヲ悉皆首部ニ移スコト、シテハ如何是ハ現行共通計算規程ノ明文ニハ相違スレトモ共通計算ノ実ヲ拳クルコトヲ得ヘシ

◎北村 共通計算ノ主意ハ各店ニ利益ヲ有セシムルトキハ其間之競争ヲ来タスヲ以テ其利益ヲ首部ニ集メ各販売店ハ単ニ主部ノ指図ニ依リ売掛并代金ノ取立ニ任セシムルト云フニ在ルモノナラム

◎長谷川 共通計算規程ヲ見ルトキハ其第九條ニ  
売買物品ノ代価ニシテ舟乗値段ヲ以テ取極タル場合ニ於テハ首部、又沖荷値段ヲ以テ取極タル場合ニ於テハ仕入店ニ於テ運賃ノ引合并保険ノ取極メ等ヲ担当スヘシ

トアリ即チ首部カ舟乗値段ヲ以テ買入ル、場合ニハ之二運賃并保

【五回 5 b】

除外料等ヲ加算シ販売店ヘ引合ヲ為スヘキコト、ナル又第十五條ニ

首部ニ於テ特ニ経伺ノ上商品ノ買持若クハ売越ヲ為ス場合ニ於テハ相場ノ変動ヨリ生スヘキ買持品若クハ売越品ノ損益ハ自カラ之ヲ負担シ各販売店ヘハ原価ニ拘ラス時価ヲ以テ之ヲ売渡スヘシ

トアリ寺島氏ノ説ハ即チ第十五條ニ該當ス如此買持ノ場合ト否ラサル場合トニ依リ其趣ヲ異ニシ錯雜ヲ免カレサルヲ以テ北村氏ノ説ノ如ク改正ヲ施スモ可ナラン要スルニ此点ハ各関係店協議ノ上修正案ヲ調製スルコト、シテハ如何

◎益田 其外ニ今少シ利害ヲ講究スルコトト、致シタシ  
◎長谷川 未タ買付出来サルモノヲ販売スルハ取りモ直サス売越ナレハ共通計算規程第十五條ニ依リ其損益ヲ首部ニ於テ負担スヘク寺島氏ノ

【五回 6 a】

憂フルカ如ク販売店ニ損益ヲ負担セシメラル、カ如キコトナキ筈ナリ

◎寺島 大豆大豆粕ノ取扱ハ北村説ノ如クシ棉花糸ハ是迄通

リトシテ可ナリ蓋シ棉花商売ノ大ニ發達シタルハ可成多ク  
売リテ可成多クノ利益ヲ拳ケンコトヲ努メ非常ニ勉強シタ  
ル結果ナリ故ニ今之ヲ改ムルノ要ナシ

◎長谷川 棉花首部ハ共通計算規程ヲ明文通り実行セル故円  
滑ニ取引出来スルモ兵庫ニ於テハ第十五条ヲ無視セル結果  
種々ノ支障ヲ来タスニ非ラサルカ

◎遠藤 棉花ト大豆大豆粕トハ大ニ其趣ヲ異ニセリ即チ大豆  
大豆粕ハ売約ノ際未タ買付値段ノ分ラサルモノニテ愈買付  
ノ上其ヨリ生スル損益ハ販売店ニ受持タシムルニ依リ販売  
店ニ於テ大ニ励ミヲ来スナリ

◎浅野 三池ニ於テハ運磁丸ノ返リ便ヲ利用シ何レヨリモ荷  
物ヲ取ルコトヲ得ヘキカ時トシテハ兵庫ヘ申送り同店ノ買  
持品ヲ購入スルコト安直ナ

【五回 6b】

ルコトアリ又長崎カ首部ノ指図ニ依テ長崎ニ於テ買付ケ居  
ル品ヲ買取ル方割安ナルコトアリ従テ双方ヘ値段ヲ交渉シ  
安値ノ方ヨリ買付クヘキ結果トナル如此ハ非常ニ不便ナレ  
ハ首部カ凡テリスクヲ取り長崎ニテ買付ケタル荷物モ長崎  
ニテ直チニ売却スルモノ、外ハ兵庫ノ買持品トシ兵庫ニ於  
テ其売り方ヲ管轄スルコト、為ス方可ナラン

◎益田 損益ハ如何ニスルヤ

◎浅野 首都タル兵庫ノ負担トスル

◎水谷 輸出来ハ北村説ノ如クセリ即チ昨年積出ノ五千百屯  
ノ内二千屯ハ神戸積残り三千百屯ハ馬関積トシタルモ其勘  
定ハ凡テ首部持トセリ

◎益田 北村説ハ理屈上ニ於テハ間然スル所ナキモ販売店ニ  
於テ少シモ利益ナキトキハ奨励ノ道ナク自然骨ヲ折ラサル  
コト、ナリ商売遅鈍

【五回 7a】

トナルヲ免カレス此点ハ熟考ヲ要ス

◎長谷川 共通計算ノ趣旨ハ互ニ競争シテ利益ヲ拳ゲントス  
ルノ弊ヲ避クルニ在レハ自店ニ利益ヲ成サストテ更ニ憂フ  
ル所ニ非ス否ナ今日利益力直接現ハレサルニ依リ十分ノ働  
キヲ為サスト云フカ如キ支店長ハ絶無ナルヘシト考フ

又共通計算規程第十八条ニハ「本店ニ於テハ各関係店ノ勘  
定書ヲ総合シテ共通計算ノ実ヲ拳ケ以テ其損益ノ成績ヲ明  
ニシ之ヲ各関係店ニ表示スヘシ」トアルモ本店ニテ纏ムル  
ハ時期後レナルヲ以テ首部カ各店ノ損益ヲ取調ヘテ各関係  
店ヘ報告スルト共ニ本店ヘモ上申スルコトニ修正スル方可  
ナラム

◎益田 寺島ノ意見如何

◎寺島 余ハ前二述ヘタル如ク棉花系ハ従前ノ通りトシ大豆大豆粕ハ其損益

【五回 7b】

ヲ首部カ負担スルコトニ致シタシト考フ蓋シ最初共通計算規程ヲ設クルニ方リテハ余モ北村説ノ通り仮令損益ハ分ラサルモ売込サヘスレハ可ナリトノ考ヲ抱キ當時其説ヲ主唱シタルモ遂ニ行ハレス現行ノ共通計算規程ヲ見ルニ至リタルモノナルカ実行ノ結果案外不便ヲ見ズ

棉花商売ノ如キ円滑ニ行ハレ向後益進歩ノ色アリ只大豆大豆粕ノ取扱上ニ付聊カ不便アルヲ以テ此点ニ関スル改良意見ヲ吐露シタルモ而モ今急遽ニ最初ノ考通りニ為サントスルハ大早計タルノ嫌ナクンバ非サルナリ

◎遠藤 首部ニ於テ販売店ヨリ注文ヲ得タル場合ニ一旦三円ニテ出来ル旨通知シタリトスレハ實際ノ買付ハ三円五錢ナルモ將タ二円九十五錢ナルモ凡テ三円ニテ仕切ルコト、スヘシトノ寺島説通りニテ差支ナカラン

◎福井 余ハ北村説ニ同意ス即チ損益ハ凡テ首部ヘ集ムルノ主義ヲ取ル

【五回 8a】

モ各販売店ニ於テ口銭ハ挙ラサル故勉強シテ売却ニ従事セ

スト云フカ如キ恐レハ少シモ之ナシト考フ加之首部ニ集ムルトキハ帳簿上利益損如何ヲ知り得ヘカラサルカ如キ觀アルモ其取扱者ハ大抵何程ノ利益ヲ挙ケ得タリヤ之ヲ推臆スルニ難カラサルナリ

◎吳 利益ヲ出ス出サヌノ問題ハ半季決算ノ際ニ起ルモノナレハ平常其利益ハ首部ニ於テ之ヲ集メ置キ半季末ニ於テ一步トカ一步五厘ノ利益ヲ販売高ニ応シテ販売店ヘ付廻ハスコト、シテハ如何

◎遠藤 牛莊商売ハ手数料杯ハ見込ムコトヲ得ス若シ一步若クハ一步五厘ノ手数料ヲ加算スルトキハ競争者ノタメニ制セラレ商売ノ成立ヲ見ルコト能ハサルヘシ現ニ一担ニ付三錢カ口銭ノ經費ヲ減少スル為メ營口支店ヲ出張員ニ改メタル位ナリ

又棉花ハ日本沖何程ニテ約定ヲ為スコトヲ得ルヲ以テ買持品ナルト否ト

【五回 8b】

ニ拘ラス値段ヲ定メテ首部ニ於テ之ヲ引受ケ得ルモ大豆大豆粕ハ之ト異ナリ牛莊ニ於テ現物買付ノ上ニアラサレハ實際ノ原価ヲ知ルコト能ハス故ニ棉花ノ例ヲ推シテ大豆大豆粕ノ場合ヲ論スル能ハス

◎益田 共通計算ノ起リハ仕入店ニ於テ利益ヲ見ルトキハ原



価割高二当り販売店ニ於テ他ノ競争者ニ勝ヲ占メラル、恐  
アリ故ニ仕入店ハ利益ヲ取ラス仕入原価ヲ販売店ニ通知シ  
仲次店モ亦實際ノ経費ノミヲ領取シ販売店ヲシテ十分他ノ  
競争者ニ拮抗シ得セシメントスルニ在リ即チ販売店ヲシテ  
原価ヲ知ラシムルト云フコトハ最モ必要ナル点ニシテ海外  
トノ引合ニ於テ特ニ然リトス例ヘハ鉄道ノ入札ニシテモ若  
シ倫敦支店ニ於テ二分五厘ノ口銭ヲ加算シ日本ヘ値段ヲ報  
知スルトセン乎日本ニ於テ更ニ此上ニ口銭ヲ見込ミ入札ヲ  
為スルトキハ何時モ他人ノ為メニ注文ヲ取ラレ当社ハ電信  
料損トナルヘシ

【五回 9 a】

◎長谷川 共通計算ノ原価ヲ販売店ニ知ラシムルコトカ主意  
ナルコトハ御説ノ通りニテ其為メ営口ヲモ共通計算中ニ加  
ヘタルナリ然ルニ首部ヨリ販売店ヘ値段ヲ報知スル場合ニ  
ハ未タ實際買付出来居ラサル場合ニシテ首部ハ多分何程ナ  
レハ買付ケ得ヘク又運賃ハ何程為替相場ハ何程ナルヘク従  
テ一担何程ニ売レハ可ナリト予算シテ其値段ヲ販売店ヘ報  
知スルモノナリ左レハ買付原価、運賃、為替相場等ニ就  
テハ首部自ら責任ヲ負担スルモノナレハ之二伴フ損益モ亦  
首部自カラ之ヲ受持タサルヘカラス

◎益田 大豆大豆粕ハ實際買付ヲ為ス迄ハ値段不明ナリト云  
フモ大抵ハ見当付キ居ルモノナリ  
◎遠藤 首部ノ報知値段ト實際買付ケ得タル値段トハ格別相  
違ヲ来スコトナシ

【五回 9 b】

◎益田 然ラハ棉花ト殆ント差異ナシ  
◎北村 余ノ考ニテハ一昨年共通計算規程ヲ設ケラレタル以  
来今日ニ至ル迄実施ノ結果大ニ商売ノ発達ヲ助ケタレハ尚  
ホ一步ヲ進メテ利益ハ凡テ首部ニ集ムルコト、改正セハ層  
一層ノ好成績ヲ呈シ得ヘシト考フ即チ甲店ハ五万円ノ利ヲ  
得タリ又乙店ハ三万円ノ利ヲ得タリト云フカ如キコトハ全  
廢シ豆ノ商売ニテ何万円利シタリ棉ノ商売ニテ何万円利シ  
タリト云フカ如クスルヲ可ナリト信ス殊ニ大豆大豆粕ノ商  
売ニ就テハ支那人ノ侮ルヘカラサル競争アリ旁以テ十分首  
部ノ働キヲ敏活ナラシメ販売店ハ一二首部ノ指揮ニ從ヒ一  
生懸命ニ其売込ニ努ムルコト、セハ可ナラム  
◎浅野 先年共通計算ヲ設ケタル當時ト今日トハ大ニ各店并  
各掛ノ考モ変リ自店ノ利益如何ノ如キハ少シモ意ニ介セサ  
ル様ニナリタレハ最早

【五回 10 a】

北村説ヲ実行スルモ可ナリ而シテ今日共通計算規程ニ於テ  
販売店カ利益ノ一部分ヲ收受シ自店ノ損益ニ現ハスノ制ハ  
却テ該規程ノ実行上妨ケトナル所ニシテ其之アルカ為メ互  
ニ「カスリ」ヲ取ラントスルノ傾向ヲ生スルナリ故ニ北村  
説ノ如ク首部ニ於テ凡テノ損益ヲ負担スルコト、スヘシ

◎福井 綿花ニ就テハ從來争起ラサリシモ争ヲ惹起スヘキ分  
子ヲ含ミ居レリ即チ首部ニ於テ若シ利益ヲ貪ラントシ高キ  
値段ヲ販売店ニ報知シ販売店モ亦利益ヲ占メントシテ其上  
ニ口銭ヲ加算スルトキハ値段益々割高トナリ他ノ競争者ニ  
一籌ヲ輸スルカ然ラサルモ大ニ其働ヲ遲鈍ナラシムヘシ  
C. 値段ノ分り得ル綿花ニ付テモ既ニ然リ其値段ノ分り得  
サル大豆大豆粕ニ至リテハ首部ヨリ値段ヲ報知シ來ルモ実  
際買付ノ上ハ最初通知ノ値段ヨリ割高トナルヤモ計ラレサ  
ルヲ以テ勢ヒ其危険ヲ防ク為メ売値ヲ高クシ大ニ売方ヲ鈍  
ラシムルコト、ナルヘシ

【五回 10b】

故ニ損益ハ凡テ首部ノ負担トシ而シテ仕入店ハ可成安ク仕  
入ヲ為シ又販売店モ十分其売方ヲ努ムル様スルヲ得策ト考  
フ

◎益田 理論ノ上ニ於テハ北村説間然スル所ナキモ實際上ニ  
於テハ遠藤氏ノ云フ如ク販売店ニ利益ヲ得セシメサレハ楽

薄ク商売発達セサル結果トナラサルカ

◎寺島 今日ハ未タ利ヲ得ルモ得サルモ可ナリト云フ迄ニ進  
歩セス若シ各店共ニ聖人君子ナレハ可ナルモ是迄ノ經驗ニ  
徴スレハ此事ハ云フヘクシテ実績ノ挙カラサルモノナルヘ  
シ故ニ今暫ク現今ノ假ト為シテハ如何

◎浅野 共通計算規程ヲ実行シテ今日便利ヲ得ツ、アルハ使  
用人ノ考力進ミタルコトヲ証明スルモノナリ故ニ今一歩ヲ  
進メ北村説ノ如クスレハ更ニ便利トナルヘシ且ツヤ今日使  
用人ノ考ハ大ニ進ミタルヲ以テ自店ニ直接利益ナケレハ十  
分ノ働キヲ為サスト云フカ如キ憂ハ万ニ之ナカルヘシ

【五回 11a】

◎益田 兵庫店ニ使用スル人カ売渡ヲ為スモ名古屋店ニ使用  
スル人カ売渡ヲ為スモ同シ事ナリト言ヘハ夫迄ナルモ若シ  
損益ハ首部ノ負担トシテ販売店ハ與リ知ラズトナレハ兵庫  
店ニ於テハ首部ノ下ニ直接監督セラル、故自然目減リ等無  
之様注意スル度モ深キモ名古屋店ノ売渡者ハ直接自家ノ頭  
上ニ影響ナク且首部ノ支配モ及ハサル故幾分其間ニ目減  
ナキ様注意スル度モ浅キ結果トナルハ人情ノ免カレサル所  
ナルヘシ

◎遠藤 其極首部ニ於テハ店ニ依リ三円ノモノモ他ノ店ハ目  
減リ多キ故大丈夫ヲ取りテ三円五錢又八十錢トスルコト、

ナリ為メニ商売ノ成立ヲ妨クルコトナシトセス

◎**福井** 首部ニテ名古屋支店勘定三池支店勘定ト云フカ如ク勘定ヲ區別シ置ケハ各店共無責任ノコトヲ為サ、ルヘシ

【五回 11b】

◎**北村** 不親切ノ取扱ヲ為スト云フカ如キハ杞憂ニ過キサルヘシ同シ物産会社ノ仕事ヲ為スニ際シ他人ニ目方ヲ多ク与フルトカ又ハ不必要ナル入費ヲ掛ケルト云フカ如キ馬鹿氣タルコトヲ為スモノハ絶無ナルヘシ

◎**遠藤** 實際口ニテ云フ様ニハ行カズ営口大豆大豆粕ノ商売ハ一担ニ付三錢カ四錢ヲ儲クルニ止ルモノナレハ少々ノ目減リニテモ直チニ影響ヲ及ホスヲ以テ可成各店ニ直接ノ利害ヲ持タセ置キタシ

◎**福井** 各店共自分ノ販売シタルモノニ付受渡ニ注意スルハ勿論ノコトナレハ其辺ハ心配ニ及ハサルヘシ

◎**益田** 首部ハ販売地支店長ヲ指揮スルノ権能ナシ故ニ良シ受渡ニ十分ノ点アリト考フルモノ一応注意方ヲ依頼スルノミニテ命令スルコトヲ得サルカ故ニ販売店ニ於テ若シ右ハ出来得ル丈ノ働キヲ為シタルモノニテ此上ハ致方ナシト答フルトキハ首部ハ更ニ之ヲ突キ込ミ得ス於是手直接ニ

【五回 12a】

利害ノ關係ヲ持タシムル方得策ナリトノ説モ出タルモノナリ

◎**長谷川** 牛莊商売ハ極メテ薄利ノモノニテ取扱店各利益ヲ貪リテハ到底商売ノ成立ヲ見ル能ハス故ニ共通計算ニ属セシメラレタルモノナリ從テ首部ニ於テ損益ヲ負擔シ販売店ハ利益ヲ収メサルコト、為スヲ必要トスルノミナラス時トシテ商売ノ發達ヲ計ル為ニハ甲販売店ノ利益ヲ殺テ乙販売店ヲ助ケサルヘカラサルコトモアルナリ然ルニ若シ遠藤説ノ如ク販売店ヲシテ利益ヲ収メシムルトキハ共通計算ノ精神ヲ没却スルニ非スヤ且ツヤ又販売店ニ於テ不親切ノ取扱ヲ為スト云フカ如キハ一片ノ杞憂ニ過キスシテ事實有リ得ヘカラサル事ナルノミナラス万一如此不都合ナル販売店アリトセハ本部ニ申立テ処分ヲ仰ケハ可ナラム

◎**上田** 兵庫首部ハ大分攻撃ノ中心トナリタルモ遠藤説ハ畢竟利益ヲ

【五回 12b】

販売店ニ持タシムル方商売ヲ發達セシムルニ利アリト云フニ在リ而シテ寺島氏ノ憂フル所ハ兵庫ハ首部ト販売店トヲ兼スルヲ以テ利益ヲ販売店ニ持タシムルトキハ兵庫ノ方ニノミ割合宜キ荷物ヲ廻ハシ名古屋等ヘハ割合悪キ荷物ノミヲ廻ハスコト、ナルトノ猜疑心ヨリ起リタルモノナリ乍去

遠藤氏ノ只今述フル所ハ首部ノ資格ニ於テスルモノニテ首部ハ利益ヲ収メス販売店ヲシテ利益ヲ収メシムルト云フ極メテ公正ノ說ニテ販売店ニ損益ノ關係ヲ頭腦ニ入レ節約スヘキモノヲ節約シ利益セラルヘキモノハ利益シテ可ナル次第ナリ

◎北村 首部ハ指値ヲ以テ引受クルコト、シテハ如何

◎遠藤 指値ヲ為シ之ニテ引受ケ實際買付ケノ結果少々ノ出入アルモ之ハ凡テ首部ノ負担トスルカ

◎寺島 左様ニシテ今一季試ミテハ如何

【五回 13a】

◎益田 共通計算ノ事ニ付進歩ノ考ヲ持チ出サレタルハ太甚悦シキ事ナリ元來此規程ハ一般ニ適用スル總則ヲ定メタルモノナルモ余リ細微ニ依リ品物ニ依リテハ之ヲ適用シ能ハサルモノアリ現ニ生糸並輸出米ノ如キハ特別ノ共通計算規程ヲ定メ別ニ主腦ヲ置カスシテ仕入販売兩店間損益ヲ共通スルモノトセリ此如品物ニ依リ又時ノ宜シキニ從テ共通計算ノ適用ヲ異ニセサルヘカラサルヲ以テ共通計算ノ本則ハ單ニ何レノ品ニモ適用セラルヘキ大原則ノミヲ定メ置キ其取扱細則ハ各物品ニ付個々ニ之ヲ規定スルコト、為ス方可ナランカ要スルニ此点ニ関スル双方ノ說ハ先刻來十分承リタレハ之ニテ止メ尚他ニ共通計算ニ屬セシムヘキモノアル

カ否ヤヲ議スヘシ

◎北村 石炭ハ第一ニ共通計算ニ入レテ然ルヘシ

◎益田 特ニ首部ヲ置カサルモノハ乘合勘定ニ屬スルモノト為スヘキカ

【五回 13b】

◎大野 共通計算ハ社内ノミニ適用スルヤ又ハ三井家全体ニ適用スルヤ

◎益田 会社ノ規則ナル以上ハ勿論社外ヘハ適用シ得ス從テ三井呉服店ト羽二重ニ付共通計算ヲ為サントセハ特別ノ約束ヲ取結フコトヲ要ス

現行ノ共通計算規程ハ前ニ一言セル如ク詳細ニ亘ルヲ以テ之ヲ修正スルノ要アリ而シテ其内ニハ必ス首部ヲ置クノ要ナキモノアリ現在ニ於テモ生糸輸出米ノ如キハ首部ヲ置カサルモノナリ又仕入店モ販売店モ利益ヲ収メス其損益ヲ凡テ首部ニ集ムヘキモノモアルヘク又販売店ニテモ利益ヲ収ムルコト、為スヘキモノモアルヘシ故ニ細則ハ其品物々々ニ付テ之ヲ定メ共通計算規程ニハ何レノ品物ニモ通用スヘキ大体ノ原則ノミヲ定ムルコトニ改メ其規定ヲ簡單ニスル方可ナルヘシ就テハ左ノ五名ヲ特別委員トシ修正案ノ起草ヲ托スルコト、スヘシ尤モ委員ノ修正案ハ必スシモ採用スルニ限ラス唯一ノ參考ニ供スル而已

委員 福井、長谷川、遠藤、寺島、南

【五回 14 a】

一月二十二日 午後

◎益田 何ナリトモ会社ノ業務上ニ付キ御心付アレハ承リタシ

◎福井 談カ輸出商売ノコトニ移ルモ魚油ノ商売ヲ今一度起シタシ此商売ノ困難ナルハ売方ノ一点ニテ売方サへ順序カ立チ居レハ日本ニテノ買入ハ左程困難ニアラズイリスノ如キハ買持ヲ為シテ海外ニ売方ヲ努メ居レリ我社ニ於テモ是非此商売ヲ再興致度モノナリ

◎益田 精製ヲモ為スカ

◎遠藤 精製シテ輸出スルコト、致シタシ

◎益田 仕入ハ安易ナルカ

◎平田 此事ニ付取調ヘタルカ急ニ多数ヲ集ムルコトハ困難ナルモ増毛、留萌、

【五回 14 b】

鬼鹿ニテ一方位ハ集マルヘシ而シテ本品買集ニ付テ最毛面倒ヲ感スルハ空函ノ配置方ナリ若シ空函ノ配置方其宜シキヲ得サレハ仮令魚油ノ方ニテハ利益アルモ空函ニ於テ欠損ヲ来タシ結局損失トナルヘシ即チ空函ノ配置ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ水汲用ニ使用シ又ハ之ヲ以テ家具ヲ製造スル等ノコトヲ為スヲ以テ空函ハ単ニ入用分丈ヲ配置シ残品アレハ多少費用ヲ要スルモ漁業部ヘ引取り翌年期節ニ至リテ更ニ又之ヲ配ルコト、スル方可ナリ

又買方ハ先年ハ小津、岩出等カ頻リニ買込ミ居リタル際ナリシ故買集メ困難ナリシモ此節ハ小津岩出等カ手控ヘ居ル姿ナレハ当社ニ於テ買集メハ左程困難ナラサルヘシ

◎益田 漢堡ノ武村ヘ申送り魚油ノコト見込ナシトノ報告ヲ得ルモ尚同人二十分力ヲ致サシメ是非共商売ト為スカ又ハ単ニイリス等ノ外国商館ニ

【五回 15 a】

売込ム事丈ニテモ為スカ

◎遠藤 後者丈ニテモヤリタシ

◎福井 千函二千函宛ハ稽古旁独逸等へ送荷スルコト、致シタシ

◎益田 イリス等へモ売ルカ

◎福井 海外輸出ノ残額アレハイリス等へモ売却スルモ可ナ

リ

◎益田 海外ニテノ販売ハ竹村<sup>〔マ〕</sup>之二当ルトスルモイリスハ多年此商売ニ従事シ十分経験モアル事ナレハイリスニハ到底及ハサルヘキカ

◎福井 此商売ハ大ニ巧者ニ遣ラサルヘカラス先年倫敦ヘ送リタル分ハ利益ナカリシモ漢堡ノブーヒアルドヘ送リタル分ハ幾分ノ利益トナリタリ

◎益田 余リ初メヨリ手広ク買入ヲ為サス漁業部ノ人ヲ使用シテ一方位買集メヲ為スニ止メタシ

◎福井 早速此商売ニ着手シタシ

【五回 15b】

◎平田 空函ハ予メ之ヲ配付シ置カサルヘカラス故ニ此商売ニ着手スルトセハ至急空函ヲ配付セサルヘカラス

◎福井 一ニ千函ダケニテモ買集メタシ

◎平田 千函位ナレハ漁業部ニテモ製出シ得ヘシ又小樽ニテモ仲買ノ手ヨリ買集メ得ヘク却テ空函ヲ配ルヨリモ便宜ナルヤ計リ難シ而シテ小樽ニハ会社倉庫アリ他ニ之ヲ貸渡シアルモ魚油一万函位ノ取扱ヲ為ストスレハ今ヨリ其用意ヲ為シ倉庫等モ取戻スコト、為サ、ルヘカラス

◎福井 是非用意スルコト、致シタシ

◎北村 魚油ハ石油函ノ俣輸出スルカ

◎遠藤 然リ

◎北村 然ルトキハ途中又ハ先方ニ着シタル後漏リヲ生シ不都合ナリ

【五回 16a】

◎遠藤 石油函ニコールドルヲ塗リテ送り出スモノニシテイリスノ如キモ亦爾カセリ

◎北村 石油函ハ取扱ノ際損所ヲ生シ易シ故ニ葡萄酒ノ明樽ヲ用ユル方可ナラン

◎遠藤 日本内地ノ運搬方不便ナリ樽ハ嘗テ之ヲカストル油ニ試ミタルモ不結果ナリシ

◎北村 文明国ヘ送ルモノニ付先方ニテノ陸揚ニハ更ニ差支ナシ

◎福井 先方ニテ詰替ヲ為シテハ如何

◎北村 詰替ヲ為ストキハ空函力不用トナリ却テ損失ヲ醸スヘシ

◎平田 小津等ノ談ヲ聞クニ魚油ハ横浜ノ商館ヘ売込ムモ勘定ニ当ルトノコトナリ故ニ我社ニ於テモ一層此商売ヲ手広クシテハ如何

◎遠藤 当社ハ北海道ニ仕入機関ヲ有スルノミナルモ小津ハ房州并奥州各地ニ於テ仕入ヲ為シ下品ニテモ之カ取扱ヲ為シ居レリ故ニ当社ハ小津ノ

真似ハ為シ難カルヘシ

【五回 16b】

◎**益田** 然ラハ魚油ノ事ハ再考ノ上可成直輸出ヲ計リ内地売可ナレハ内地売ヲモ取扱ヒ先ツ以テ一万函ヲ程度トシ空函配付ノ事モ手配スルコト、為シ漁業部ヲシテ其買入ニ勉メシムヘシ

◎**福井** 次ニ硫黄ノ商売ヲ拡張シタシ元來硫黄ハ明治二十五  
年頃ニハ凡ソ四千万斤ノ産出アリ其當時ハ値段最モ安ク二  
十二三円位ノ相場ナリシカ其後産出漸ク減少シ近頃ニ至リ  
テハ一ケ年ニ千五六百万斤トナリタリ然ルニ又昨今北海道  
採掘「モヨロ」ニ於テ大硫黄山ヲ発見シ富多山商會之カ採  
掘ヲ計リツ、アリ一ケ年凡一万八千屯ヲ採出スルノ予定ナ  
リト云フ此外ニ鉦山會社ニ於テ一ケ年凡五千屯北海道ニ於  
ケル他ノ山ヨリ九千屯、薩摩信州等ヨリ四千屯ノ産出アル  
ヲ以テ硫黄ノ産出高ハ一ケ年約三万六七千屯ニ達スヘキ見  
込ナリ

【五回 17a】

然ルニ輸出ノ方ハ二十五年度ノ如キ大産出アリタル年柄ニ  
於テモ一万屯ヲ出テス又販路如何ヲ見ルモ此度小田柿氏ノ  
取調ヘタル所ニ依レハ太平洋沿岸ニ於テ無理ニ売捌ケハ一

万五千屯ノ売行ハアルヘキモ上値ニ売行ク高ハ一万屯ニ止  
ル趣キナリ蓋シ從來桑港其他太平洋沿岸地方ニハシシリ  
産硫黄ノ輸入アリタルモ近頃シシリノ硫黄山ハ合併シ若  
クハ有力ナル人ノ手ニ入りタルカ為メ安売ヲ為サス其結果  
桑港等へ硫黄ヲ搬送シ日本産ノ硫黄ト競争スルカ如キ愚ヲ  
為サス其為メ昨年シシリ産ノ硫黄ハ少シモ桑港ニ輸入勿  
リシト云フ今後モシシリ産ノ硫黄カ桑港ニ於テ売行ク値  
段迄ニハ日本産硫黄モ桑港ニ於テ売行クヘシ而シテシシリ  
産硫黄(No. 2)ハ紐育着二十一弗ヨリ二十一弗半位ノ  
相場ナレハ之ヲ桑港ニ持ち來タストスレハ紐育桑港間ノ鉄  
道運賃若クハケーブコロニー廻リノ汽船賃ヲ要

【五回 17b】

スルヲ以テ仮ニ鉄道運賃ヲ四弗ト見レハ桑港着値二十五六  
弗ニ売捌カサルヘカラス又仮リニケーブコロニー廻リノ汽  
船賃ハ鉄道運賃ヨリ安値ナリトスルモ尚ホ二十四五弗ニハ  
該当スヘク到底日本品ト競争スルコトヲ得ス故ニ若シ日本  
ノ硫黄山所有者カ合同スルカ又ハ輸出ヲ一手ニ托スルトキ  
ハ日本硫黄ノ値段ハシシリ産硫黄カ桑港ニ於テ価ヒスル  
程度迄引上クルコトヲ得ヘシ從テ我社ニ於テハ硫黄ノ販売  
方ヲ一手ニ掌握セントノ考ヲ有シ且一手ニ掌握スル以上ハ  
桑港へ高値ニ売捌キ得ル高ハ一万屯ニ止ルヲ以テ各硫黄山

持主ノ合同勘定ヲ以テ扱捉「モヨロ」硫黄ノ採掘高ヲ減少セシムルカ又ハ安値ニテモ紐育方面へ売捌ヲ為サントノ考案ヲ有ス勿論此事ハ扱捉「モヨロ」硫黄山持主ト交渉ノ結果如何ニ依ルモノニシテ今日ヨリ其実行ハ断言シ能ハサルモ兎ニ角硫黄ノ販売方ヲ一手ニ集ムルコトハ漸次実行致度考ナリ

【五回 18 a】

桑港ニ売行クヘキ高ハ一万屯ナルカ此外ニ濠州へ向ケ五百屯、支那へ向ケ三千屯ノ売行アルヘク彼此ヲ合スレハ一万八千屯乃至二万屯位ハ輸出セラレヘシ但今日迄ノ税関調ニ依レハ一万三千屯以上輸出セラレタルコトナシ即チ昨年ハシシリ―産硫黄カ桑港へ入ラサリシ為メ一万三千屯ノ輸出ヲ見タルモ以前ニハ之ヨリモ少額ナリシ今参考ノ為メ金額ヲ以テ硫黄ノ輸出高ヲ示セハ如下

二十七年 二十四万円 二十八年 二十九万円  
二十九年 三十万円 三十年 三十二万円  
三十一年 四十七万円 三十二年 五十二万円  
右ノ如ク二万屯位ハ相当値段ニテ販売シ得ルモ其以上ハ安売セサルヘカラス但内地ニテモ六千屯位ノ需用ハアルヘキヲ以テ安売ヲ為スヘキ高ハ約一万屯内外ナリ

【五回 18 b】

◎平田 富多山商会ノ硫黄採掘模様ヲ聞クニ昨年ハ土硫黄ノ假ニテ有川迄運ヒ之ヲ貯蔵シ其高約二万屯ニ達シタリ之ヲ精鍊シ分止リ七分ト見ルトキハ其高一万四千屯ナリ之ニ今年度ノ採掘高一万八千屯（余ハ一万五千屯位ナルヘシト考フ）ヲ加フルトキハ「モヨロ」硫黄ノミニテモ三万屯以上ニ達スヘク此他各地ノ硫黄採掘業者カ是迄硫黄ノ景氣可ナリシヲ以テ益々其採掘高ヲ増加スルニ至ルヘケレハ我国ノ硫黄産出高ハ前年度ノ繰越ヲ計上セサルモ尚四万屯内外ニ達スヘキヤモ知ルヘカラス就テハ内地ニ於ケル品物ノ買集メ方ニハ困難ナキモ売り方ニハ十分力ヲ尽サ、ルヘカラス從テ内地ニ於テ合同販売ヲ計画スルヨリモ寧ろ桑港ニ於テ続々売込ミヲ為シ他ノ者ハ最早売約ヲ為スノ余地勿ラシメハ随分安ク叩キテ買入ヲ為シ得ヘシト考フ

◎小田祐 余モ此事ハ氣付キタル故今年一ケ年間に入用高ヲ約定センコトヲ試

【五回 19 a】

シタルモ何レモ入用高ヲ約定スルハ差支ナキモ値段迄約定スルコトハ出来難シトテ望ヲ達スル能ハサリシ今日桑港ニ於ケル硫黄商人ハ三四軒ナリ



◎**平田** <sup>〔14〕</sup> 富士山商会ニ交渉シテ採掘高ヲ減セシムルトカ又ハ硫黄山ノ持主ヲ連合セシムルトカ云フ如キコトハ到底実行出来サルヘシ

◎**益田** 福井氏ニ希望スル所ハ内地ニ於ケル六千屯ノ需用ハ何ナルヤヲ取調フルノ点ナリ蓋シ硫酸ヲ製造スルニハ近頃硫化鉄ヲ用ユルコト、ナリ居ルモ三万屯以上ノ硫黄採掘セラル、トセハ現今ノ相場ハ下落シテ三十五円カ二十五円迄モ下ルヘキヤモ難計然ル場合ニハ硫黄ヲ硫酸ノ製造用ニ供スルニ至ルヘキヤモ知ルヘカラス故ニ硫黄カ何程下落スレハ硫化鉄トノ競争ニ耐ユルヤヲ取調ヘ置キタシ又桑港ニ於テ何程先約定ヲ為スコトヲ得ルヤ

【五回 19 b】

◎**小田柿** 前二述ヘタル如ク値段ノ点約定シ得ス

◎**益田** ジョーレスモ約定セサルヤ

◎**福井** 一荷カニ荷位ナレハ約定シ得ルナラン

◎**益田** 然ラハ一荷ニテモ二荷ニテモ出来丈約定スヘシジョーレスニ手数料ヲ支払フモ差支ナシ

又「モヨロ」硫黄ノ精鍊方ハ十分探偵スヘシ分止リ大抵五分位ノモノナラム若シ蒸汽精鍊トセハ四分止リ位ナルヘク即チ二万石ノ土硫黄カ八千石トナルヘシ

◎**平田** 富多山商会ニ於テハ大ニ其採掘事業ノ拡張ヲ計ル為

メ外人ヨリ資本金二十万円ヲ借入レタル趣キナリ若シ当社ニテ売先ヲ塞ケハ大ニ困却スル事ナラム

◎**小田柿** 富多山商会ヘ多分米国贸易商会カ尻押ヲ為シ居ルナラム

【五回 20 a】

◎**福井** フレザーノ親類ナル同姓ノ者ヲ技師トシテ使用スルノミニテ別段外人トノ關係ハナカルヘシ

◎**小田柿** 桑港ニ於ケル硫黄商売ノ勁敵ハ米国贸易商会トパーロツトノ二ノミ

◎**平田** 満俺ハ何ニ使用スルヤ

◎**益田** 鋼鉄ヲ製スルニ用ユ

◎**平田** 我国ニ於ケル満俺ノ産出ハ五万屯以上ナリトノコトナルカ輸出出来サルヤ

◎**益田** カスピアン海ノ近傍ニ露西亜ニ属スル一大満俺ノ産出地アリ故ニ到底日本ヨリ輸出セントスルモ引合ハサルヘシ

◎**小田柿** 亜米利加ノ塩鮭ハ見込ナキヤ

◎**遠藤** 東京ニテ取扱ヒタキモノナリ

◎**益田** 夫ハ深川ノ關係ナル故深川ト引合ヲ為スヘシ

◎**大野** 値段ハ引合フモ積船何時モ都合付カス商売成立ニ至ラサルコト多シ

【五回 20 b】

此点工夫ヲ要ス

◎平田 硫黄ノ商売ヲ拡張スル為メニハ買持ノ認許ヲ得タシ

◎益田 今年ハ買方ニ困難ヲ見サルヘキ見込ナレハ買持ハ許可致シ難シ

尚人ノ登用方其他何事ニテモ意見アレハ申立ツヘシ

◎福井 同一ノ商売ニ従事スル各店ノ者ハ時ヲ定メテ会合シ商売上ノ打合ヲ為スコトニ致シタシ左スレハ大ニ利益アルノミナラス同シ棉ナラ棉ノ仕事ニ付名古屋ノ人カ東京ヘ来リテ相談シ更ニ又大阪ヘモ赴キテ相談スルト云フカ如キ不便ナシ

◎長谷川 別段共通計算規定ノ内ニ明記スルノ要ナカルヘキモ棉花豆粕ト云フカ如キ共通計算ニ依リ取扱フ仕事ノ如キモノニ付テハ其部ノノ掛員カ一定ノ時期ニ会合シ諸般ノ打合ヲ為スコトハ商売ヲ円滑ニ進行セシムル上ニ於テ大ニ有益ナルヘシ

【五回 21 a】

◎益田 是ハ至極有益ナルヘシ

◎福井 吳氏ヨリ話アリタル如ク勘定掛并受渡ニ従事スル者ハ船員ト同シ取扱ヲ別ニシテハ如何

◎益田 之二対スル意見ヲ述ヘラルヘシ但採否ハ別論ナリ

◎福井 勘定掛ノ助手并受渡ニ従事スル者ハ特別ノ技能アルモノト同シク特別ノ地位ヲ与ヘ他ヘ転セサルモ安心シテ其業ニ従事シ得ヘク又給料モ他ノ割合ヨリハ多く与フルコト、セハ其事務ニ従事スル者モ大ニ励ミヲ起シ好都合ナルヘシト考フ

◎益田 幾分敷ノ手当ニテモ別ニ支給スルコト、為スヘキ敷

◎吳 同シ待遇方ナレハ勘定方ノ如キ趣味ナキ仕事ヨリハ他ノ仕事ニ転センコトヲ望ムヘシ故ニ特別手当ノ如キモノヲ支給シタシ勘定ノ仕事ハ中ニ隠レタル所ニ氣ヲ多く遣フモノナリ

【五回 21 b】

◎長谷川 之二伴フ害ハ勘定掛ハ他ノ商売ノ方ニ応用シ得サルコト、ナルヘシ

◎益田 何カ名案ナキヤ

◎福井 特別手当ヲ与フルノ方法カ最モ宜シカルヘシ

◎吳 特別手当ヲ多く与フルニ非サレハ壮年血氣ノ若者ハ矢張他掛ニ転スルコトヲ望ムナラン

◎遠藤 勘定掛ハ主任ノミニ手当ヲ与フルカ

◎益田 若シ仮ニ手当ヲ与フルコト、セハ主任ノミニ限ラス助手ニテモ与ヘサルヘカラス

◎北村 新タニ入社スル者ハ事務ニ慣レサル為メ役立タス依

テ一度之ヲ勘定掛ニ入レ見習ヲ為サシメ其内ニ得意ノ名前  
勘定書ノ認メ方等ヲ覚ヘシメ漸次他ノ掛ヘ回ハスコト、為  
ス方可ナラム

◎益田 今日ノ如ク人手ノ不足ナル場合ニハ其通り実行出来  
サルモ追々人手裕

【五回 22 a】

ニナレハ左様ノ方法ト為ス事便宜ナラム嘗テ一ケ年ハ勘定  
掛次ハ船舶次ハ受渡其次ハ売買方ニ用ユルコト、スレハ可  
ナラムトノ説モアリタルカ今日迄未タ実行スル能ハサリシ  
支那人ノ商店等ニ於テハ此種ノコトハ中々整頓シ居レリ

◎北村 勘定ト「シツピング」ノ事ハ何人ノ頭ニモ入レ置ク  
コト必要ナレハ新規入社ノ人ニハ必ス之ヲ遣ラシムルコ  
ト、シタシ

◎南 余ハ商業教育ヲ受ケサル学校ヨリ入社シタル者ハ初ヨ  
リ勘定掛ニ使用スルハ不可ナレハ参事トカ調査ノ如キ処ニ  
勤務セシメ一日中ニ一時間又ハ二時間宛会社ノ勘定法ヲ教  
ユルコト、スル方可ナラント信ス

◎益田 要スルニ勘定ノ事ハ何人ニモ心得サセサルヘカラス  
トノ点ニ付テハ異論ナキモノト認ム  
次ニシツピング并受渡ノ方ハ如何

◎北村 シツピング并受渡ノ事モ必要ナリ

◎平田 勘定ハ一ケ年位ヲ経レハ大抵分ルヘクシツピングハ  
半ケ年位ニテ可ナルヘシ

◎南 別ニ勘定又ハシツピング等ノ専門家ト為スノ要ナキ故  
一通り分レハ十分ナリ

◎呉 引続キ勘定掛ニ使用スヘキ人ハ中学卒業位ノ人ヲ募集  
シ特ニ会計学校ノ如キモノヲ会社内ニ設ケ勘定ノコトヲ教  
育シ以テ適任者ノ養成ヲ計ルコト、シテハ如何

◎南 是迄ハ単ニ俸給ノ高下ニ依テ使用人ノ地位ヲ區別シタ  
リシモ是ハ矢張従前ノ通り等級制ヲモ採用シ或ル人ハ俸給  
ノミヲ上ケ又或ル人ハ俸給ハ上ケサルモ等級ノミヲ上ケ又  
或ル人ハ等級俸給両ナカラ之ヲ昇スト云フカ如キ方法トシ  
以テ元老ヲ優遇スルノ途ヲ開キテハ如何

◎上田 海外店勤務者ニハ在勤俸ト本邦給ノ別アリ或ル者ハ  
本邦給上ラサルモ

【五回 22 b】

【五回 23 a】

在勤俸上リタリトテ喜ヒ又或ル者ハ在勤俸上ラサルモ本邦  
給上リタリトテ悦フ等人ニ依リ異ナリ而シテ此等ノ方法ハ  
何レモ多少本人ノ満足ヲ買フニ於テ効能アルモノナレハ可

成其満足ヲ買フ方法ヲ多クシ置ク方便宜ナラントノ説モ出ツルナルヘシ

◎益田 等級ヲ設クルコトハ何カ故ニ必要ナリヤ

◎南 地位ニ依リテハ俸給少ナキモ其資格ヲ高メ他ノ俸給多キ人ト同等ニセサルヘカラサル要アルヘシ即チ其資格ノ高キコトヲ表彰スルノ方法トシテ等級制ヲ執ルノ要アリ

◎益田 外国ニ於テハ給料ハ之ヲ秘密ニ付セルノミナラス等級ノ制ナシ即チ何人モ同一ノ「ゼントルマン」ナリ初メテ入社セル人モ薄給者モ實際上ニ於テ區別ナシ

◎南 實際上ニ等級ヲ設クルノ要ナキモ事務上人ノ資格ヲ區別スルノ要アルヘシ

【五回 23 b】

◎益田 事務上ニ於テハ區別アリ即チ支店長課長主任等ノ區別アリ之ニテ十分ナルヘシ

◎臼井 余ハ南氏ノ等級説ニ賛成ス

◎浅野 余モ賛成ナリ先年常務理事ノ神戸へ来ラレタルトキ其説ヲ述ヘタリ即チ人ヲ奨励スルニハ手当ヲ増スモ月給ヲ増スモ位ヲ上ケルモ均シク其一方法タルヘク今日ノ如ク只月給ノミヲ目途トセシムルハ不可ナリ

◎小田柿 余ハ全然反対ナリ今日ノ俣ニテ更ニ差支ヲ見ス

◎益田 当社ニ於テモ支配人番頭手代等ノ區別ヲ設ケタレハ

多少社会ハ階級制ヲ認ムルノ傾向アルヘシ併シ此事ハ一般三井各商店ニ亘ルコトナレハ当社ノミニテ決スヘカラス

◎浅野 此点ニ付テハ日本人ノ考ハ未タ西洋人同様ニ進歩シ居ラス故ニ矢張階級制ヲモ採用スル方可ナリ

◎長谷川 月給ノ事ニ付帶シテ一言スルカ色々御都合モアルコトナランカ是迄本店

【五回 24 a】

各掛主任者ニハ手当アルモ各店主任者ニハ手当ナシハ不公平ナリ若シ本店各掛主任者ハ立派ノ人ニシテ各店ノ主任者ハ立派ノ人ニ非ストセハ別論ナルモ今日ノ所右様ニモ見受ケサレハ此區別ヲ廢シ本店主任者ノ手当ヲ止メテ之ヲ月給中ニ埋込ミテハ如何ハ参考迄ニ一言ス

◎寺島 此事ハ各店主任者中ヨリ不平等ツル基トナルヘシト考フ

◎臼井 大ニ不平者アルモノ、如シ

◎益田 手当ヲ与ヘサル代リニハ月給ノ点ニ斟酌ヲ加ヘアル故結局同一ナルモ兎ニ角ハ意見ノ趣ハ承リ置クヘシ

◎吳 一昨日南氏ヨリ意見ヲ述ヘラレタルカ如ク日給者ノ採用上除外例ヲ設クルコトニ致シタシ日給者ハ左程名譽ノ称ニモアラス旁現行規則ノ如ク嚴格ナル試験ヲ為サ、ルモ人物確實ニシテ相当ニ役立ツ以上ハ支

【五回 24 b】

店長ノ申立ニ依リ無試験日給者ニ採用スルコト、致サレタシ但支店長ヨリ推薦スルニハ入社後一ケ年ヲ経過セルコトヲ要スト為スモ可ナラン又更ニ月給者トナルニハ勿論試験ヲ經由スヘキモノトシテ可ナリ

◎上田 此事ハ從來度々各支店長ヨリ申立アリタルモ世ノ中ノ進ミタル今日会社へ使フ人ハ普通教育ナカルヘカラストノ趣旨ヨリ試験規則ヲ設ケタル次第ナレハ先ツ当分ハ規則通り実行スルコト、致シタシ

◎長谷川 支店長会議ハ各地ノ模様ヲ聞キ平生ノ考モ述ヘ色々ノ打合ヲモ為シ得テ極メテ有益ノモノナレハ毎年決算後一月ト七月ニ兩度ニ開クト云フカ如ク必ス時期ヲ定メテ開カル、コト、シ只開會期日前予シメメ之ヲ通知シ支店長ニ於テ何レモ會議ノ材料ヲ取揃へ出京シ得ル様ニセハ都合宜シカラム

◎上田 本店ニ於テモ大抵一年一度ハ開キタシトノ考ヲ有シ居リ七月頃ハ丁度各店共間隙ノ時期ナレハ其頃集マルコト、シ倫敦ト孟買トハ距離遠ク

往復ニモ日數ヲ要スルニ依リ前者ハ三ケ年ニ一度後者ハ二

【五回 25 a】

年ニ一度位出京スルコト、致セハ可ナラントノ希望ヲ有シ

居リ別シテ石炭會議ハ例年開會シ来リタル故昨年モ之ヲ開カントノ考ナリシ処海外ノ商売ノ都合若クハ其店ノ都合等ヨリ支障ノ者多ク遂ニ開會スルコトヲ得サリシ其為メ輸出米ハ輪出来、鐵道、器械ハ鐵道、器械、棉花ハ棉花ト云フカ如ク唯各商品ニ付關係店ノミニ三人會合シテ打合ヲ為シタルニ止リタリ併シ長谷川氏ノ言ノ如ク毎年時ヲ定メテ會合スルコトハ極メテ有益ノ事ト信ス

◎長谷川 毎年二回位ツ、全体ノ支店長ヲ集メテ會議ヲ開クコト、シ而シテ一月ノ會ニ差支アルトキハ次ノ七月ノ會ニ出席スルト云フカ如ク差支ノナキ者丈ニテモ參會スルコトハ是非実行致シタシ

◎上田 可成右様致度希望ナリ

◎吳 諮問事項ハ可成前以テ通牒ヲ得タシ突然ノ諮問ニテハ十分ノ材料

【五回 25 b】

モ集マラス從テ有益ナル意見ヲ述フル能ハス

◎南 輸出商売擴張之事ハ当社ノ大方針ニ決シタルカ尚ホ此外ニ外国品ヲ外国ニ販売スルコトモ当社ノ大方針ニ二加ヘ貫ヒタシ例へハ西貢米ヲ廣東地方へ販売スルカ如キ又厦門汕頭ノ移住民ヲ船舶ニ乗船セシムルコトノ如キ外国ニテノ

商売モ大ニ経営ヲ要スヘキモノト信ス

◎福井 事ニハ緩急アルヲ以テ先ツ第一着ニ輸出商売ニ専心従事シ尚餘力アレハ之ヲ他ノ方面ヘ向クルコト、致シタシ

◎呉 火災保険ノ成績ハ如何

◎長谷川 今日迄ノ積立金四万五千六百円余ナリ（長谷川氏火災保険課考課状ノ要点ヲ朗読シタルモ繁ヲ避ケテ之ヲ省ク）

◎益田 各店ヨリ調査課ヘ差出ス表ノ数ハ別段改正ヲ要セサルヤ

◎伊沢 可成綿密ノ表ヲ得度モ去リトテ餘り表ノ出スヘキモノ多クナルトキハ各店

【五回 26 a】

ニ於テ迷惑可致ニ依リ先以現在ノ假ニテ差支ナシ

◎臼井 唯表ヲ差出スヘキ時期ニハ必ス差出スコトニ致シタシ

◎益田 規則命令カ行ハレツ、アルヤ又貸金ハ何程出テ居ルヤ等ノ事ハ常ニ分リ居ルヤ

◎伊沢 大抵分リ居レリ

◎益田 人ノ増給并黜陟等ハ本店ニ於テ一々之ヲ知ルコト能ハサルヲ以テ支店長ヘ照会スルトキニ支店長ノ手加減ニ依リ区々ノ回答アリ即チ十分ノ申立ヲ為ス人アレハ極メテ遠

慮ノ人モアリ其結果充分ニ注意ヲ為ス積リナルモ尚不釣合

ヲ来スコトナシトセス就テハ此弊ヲ避クル為メ平生諸員ノ勤務振ヲ本店ヘ報告シ置クコト、シテハ如何

◎福井 外務省ニ於テハ詮衡委員ナルモノアリテ各方ヨリノ報告ヲ集メ大臣ノ参照ニ供スルコト、ナリ居ル趣キナリ

◎南 毎月支店長カ各員ノ勤務振ニ対シ評言ヲ加ヘテ本店ヘ報告スルコト、

【五回 26 b】

セハ可ナラム

◎益田 三井銀行ニテハ如何ニ為シツ、アリヤ

◎伊沢 月々ニ差出スハ出勤日数ノ報告ノミナルモ季末人々ノ勤務振ニ関スル詳細ノ件ヲ報告シ且昇給ノ見込願ヲ申立ツルノ例ナリ

◎益田 之ヲ調フルニハ如何ニスルヤ

◎伊沢 秘書係ニ於テ取調ヘ申立不相当ノモノアリト認ムレハ之ヲ加筆ス

◎寺島 現在ノ有様ニテハ他店諸員ノ給料分ラサル為メ大ニ不便アリ即チ名古屋ニ居リタル者他店ヘ赴キ再ヒ名古屋ヘ帰来スル場合二月給料外ニ上リ居リ引続キ名古屋ニ勤務スル者ト不釣合トナリ若クハ又他所ヘ転シ居リタルカ為メ更ニ給料上ラサル等ノコトアリ之レ畢竟他店ノ給料更ニ分ラ

サルノ弊ニ根底スルモノナレハ自今他店ノ給料モ分り得ル様ニ致シ貰ヒタシ

【五回 27 b】

◎長谷川 勤情表提出ノ際甲乙丙等ノ等級ヲ付シ人事成績ヲ報告スルコトトシテハ如何

【五回 27 a】

◎寺島 階級ヲ五段位ニ分チ符号ヲ以テ之ヲ表示シ毎月勤情表ヲ提出スル際之ヲ報告シ期末其報告ヲ湊合シテ黜陟ヲ行フコトト為セハ可ナラム

◎北村 横浜ノ如キハ非常ニ多忙ノ時ト閑暇ノ時トアリ閑暇ノ時ハ評ノ付ケ方ナキコト、ナル

◎益田 兎毛角モ毎月一回勤情表ニ支店長自カラ評言ヲ付シ庶務課ヘ提出スルコト、シテハ如何

◎呉 文句ヲ一定セラレタシ

◎益田 増給等ノ見込ハ豫シメ之ヲ本店ニ差出シ而シテ其申立ヲ各店互ニ交換シテ可成不釣合ヲ避クルコト、セハ可ナラン歟

◎福井 政府ニ於テ実行シツ、アル如ク一度ニ上ケルヘキ額ヲ一定シ置クコトニシテハ如何

◎益田 毎月勤情表提出ノ際三四等ノ階級ヲ付シテ報告シ置キ本店ハ之ヲ湊合シテ季末支店長ノ増給申立ト対照シ平日勤務振優

等ナルモノニシテ季末増給ノ申立少ナケレハ其理由ヲ談合シ又平素勤務方良好ナラサルニ比較的増給申立多キトキハ是亦談合ヲ試ムル等其取調ヲ完全ニシ且各店ノ申立ヲ互ニ通知シテ不釣合ヲ防クコト、シ最後ノ申立ニ依リテ初メテ之ヲ決定スルコト、セハ不都合ナカルヘシ

◎呉 次ニ小供ヲ使用スルノ利害如何アルヘキヤ  
夫レハ会社ニ於テ小供ヲ使用スルノ利害ヨリモ寧ロ小供其者ニ取リテノ利害論トナル

◎北村 小供ノ内ヨリ勤メ年所ヲ経テ仕事熟達セル上ハ無試験ニテ月給者ニ採用致シタシ此種ノモノハ實際ハ役立ツモ試験ヲ為ス時ハ及第覚束ナシ故ニ商売上ニ特殊ノ技能アルモノト見做シ登用セラレテハ如何

◎益田 月給者トシテハ用ユヘキ人ハ特別ノ技能アルモノハ別トシ可相成学力アル人ニ致シタシ

【五回 28 a】

◎北村 小供ニハ余暇ヲ以テ勉強方ヲ勸メツ、アルモ早朝ヨリ船舶入港シ夜ニ入ル迄勤務ノ上関係店ヘハ其取扱ノ結果ヲ報告セサルヘカラサルカ如キ有様ナレハ勉強スヘシトノコトハ夜分眠ラスニ学問ニ励ムヘシテフ結果トナリ到底不

能ナリ

◎福井 今日ノ試験規則ノ下ニ於テハ小供ヨリ月給者ニ上ル

コトハ殆ント不能ナリ故ニ小供ハ之ヲ全廃スル方可ナリ

◎益田 使用人タルニハ必ス相当ノ学力アル者ナラサルヘカ

ラス故ニ如何ナル論アリトモ学力ナキ者ヲ登用スルコトハ

断シテ不可ナリ

◎呉 月給者試験ハ六カシクスルモ日給者試験ハ之ヲ易クシ  
テ可也

◎益田 当社ノ使用人タルニハ少クトモ尋常中学位ハ卒業シ  
居ラサルヘカラス

◎南 今日ノ試験ニテハ尋常中学卒業ノモノニテモ六ツカシ  
カラム

◎長谷川 試験問題餘リニ六ツカシキ様ナリ

【五回 28 b】

◎益田 試験問題ハ至難ニ失セサル様手心スレハ可ナリ

又小供ニ重要ナル電信等ヲ取扱ハシムルハ不可ナリ

◎上田 外国等ニ於テハ重要ナル書状ハ支配人自カラ之ヲ  
「コッピ」シ居レリ

◎長谷川 英国ニハ「コンマーシャル、スクール」ナシ故ニ  
普通学校ヲ終ユルトキハ直ニ商家ニ入りテ実務ニ従事スル  
ヲ常トス

◎益田

自今小供ハ可成使用セサルコト、スヘシ  
(第五回了り)



表 10 明治三十三年度全国出炭予算表

産出地	出炭高	塊炭		塊以外ノ 石炭
		割合	屯数	
三池	739,500 <sup>T</sup>	45%	332,279*	407,223
筑豊	3,600,000	65	2,340,000	1,260,000
杵島郡	300,000	65	195,000	105,000
唐津	314,000	〃	204,100	109,900
佐賀県	70,000	〃	45,500	24,500
高島端島	150,000	60	90,000	60,000
長崎県	300,000	〃	180,000	120,000
北海道	600,000	65	390,000	210,000
磐城	350,000	75	262,500	87,500
元山	250,000	55	137,500	112,500
天草	25,000	15	3,750	21,250
紀伊	55,000	50	27,500	27,500
其他	200,000	〃	100,000	100,000
合計	6,953,500		4,308,127	2,645,373

[\*翻刻注：332,277の誤記と推測される。]

第六回 一月二十三日

【六回 1 a】

◎益田 本日ハ石炭ノ事ヲ議スベシ先ツ最初ニ石炭ノ需給ニ  
関スル数字ヲ示スコト、スベシ

◎福原 三十三年度ニ於ケル日本全国出炭予算表并当社ニ於  
テ取扱フヘキ石炭ノ数量調及其内既ニ売却シタルモノト向  
後売却ヲ要スルモノトノ区別ヲ示セハ如左

表 11 明治三十三年中門司支店取扱石炭一覧表

15/1/33 調

炭種	採掘高	売約済	差引残
大ノ浦 三尺塊	75,600吨	46,000吨	× 29,600吨
〃 三尺切込	50,400	50,400	—
〃 三尺粉	32,400	6,700	25,700
満ノ浦 三尺塊	17,280	—	17,280
〃 三尺粉	11,520	2,000	9,520
〃 五尺切込	21,600	21,600	—
大ノ浦 五尺塊	12,960	—	12,960
〃 五尺粉	8,640	600	8,040
〃 五尺切込	50,400	50,400	—
大辻 塊	126,000	8,300	117,700
〃 粉	54,000	2,900	51,100
芳雄 塊	30,240	18,000	12,240
〃 切込	21,600	21,600	—
〃 粉	20,160	230	× 19,930
山野 塊	52,800	2,000	50,800
〃 粉	43,200	7,800	35,400
金田 塊	60,000	42,900	× 17,100
〃 中塊	20,000	15,900	× 4,500 <sup>*1</sup>
〃 粉	20,000	1,500	× 18,500
豊岡 塊	72,000	26,000	46,000
仲津原 塊	18,000	340	17,660
〃 粉	18,000	—	18,000
峰地 塊	48,000	6,000	42,000
〃 粉	30,000	—	30,000
岩下 塊	28,800	21,300	7,500
〃 粉	14,400	—	14,400 <sup>*2</sup>
×印売却済ト全段	958,000	352,470	605,530
満ノ浦及豊岡等出炭増加ノ見込		89,230	
二付三十三年中一百万吨ハ榷ナル見込		441,700	516,300

〔翻刻注 \*1 : 4,100の誤記と思われる。\*2 : 原資料では末尾の0が消えている。〕

表 12 明治三十三年度杵島郡石炭取扱一覽

炭種	取扱高	売約済	差引残
杵島 塊炭	56,000 屯	20,500 屯	35,500 屯
〃 粉炭	24,000		24,000
市村 塊炭	45,500	5,000	40,500
〃 粉炭	19,500		19,500
福母 塊炭	49,000		49,000
〃 粉炭	21,000		21,000
	215,000	25,500	189,500

【六回  
3  
a】

表 13 明治三十三年度唐津炭取扱一覽

炭種	取扱高	売約済	差引残
芳谷 一等塊	48,000	20,900	27,100
〃 二等塊	16,000		16,000
〃 粉炭	16,000		16,000
鹿子岩 塊炭	9,750		9,750
〃 粉炭	5,250		5,250
	95,000	20,900	74,100

【六回  
3  
b】

表 14 三池石炭出炭及供給一覽

炭種	三十三年中		三十二年末 残炭	合計出来高	三十三年末 残炭	三十三年中	
	出炭額	割合				供給高	山焚料
塊炭	331,306	448	52,849	384,155	14,155	370,000	—
小塊	73,500	099	11,109	84,609	4,609	80,000	—
切込	8,250	011	5,208	13,458	900	7,558	5,000
粉炭	242,444	328	57,121	299,565	9,565	255,000	35,000
錆塊炭	47,190	064	42,508	89,698	9,698	80,000	—
錆切込	—	—	128	128	128	—	—
錆粉	34,560	047	59,118	93,678	3,678	30,000	60,000
悪炭	2,250	003	—	2,250	250	2,000	—
合計	739,500	100	228,041	967,541	42,983	824,558	100,000

明治三十三年一月廿二日調

【六回  
4  
a】

表 15 出炭及売約差引一覧

炭種	出炭額	売約高	差引未売炭	三十二年約定渡残
塊炭	370,000	225,300	144,700	43,259.55
小塊	80,000	15,000	65,000	—
切込	7,558	—	7,558	4,496.86
粉炭	255,000	179,100	75,900	13,079.40
錆塊炭	80,000	—	80,000	2,144
錆切込	—	—	—	—
錆粉	30,000	12,400	17,600	〃
悪炭	2,000	—	2,000	〃
	824,558	431,800	392,758	62,979.81

〔原表注（縦書き）〕

表中ノ売約高ハ確定分ニテ目下引合中ノ分左ノ通り

塊炭 四万噸

小塊 貳万四千噸

錆粉 壹万〇二百噸

粉炭ハ三池地壳及コークス原料ニ悉皆引当

(但海外小口引合口モ含ム)

【六  
回

4  
b】

表 16

炭種	供給高	売約高	可売却分
筑豊	958,000	352,470	605,530
杵島	215,000	25,500	189,500
三池	739,500	495,000	244,500
唐津	95,000	20,900	74,100
	2,000,500*	893,870	1,113,630

〔翻刻注 \*2,007,500 の誤記と思われる。〕

前表ニ基キ本年度各種石炭取扱高ヲ合計スルトキハ如左

【六  
回

5  
a】

右ノ如ク向後売却ヲ要スル石炭ハ実ニ二百十一万三千六百三十屯ノ巨額ニシテ昨年度ノ持越炭ヲ計上スレハ尚一層ノ増加ヲ来スヘク且此他ニ東京石炭掛ノ取扱ニ係ル磐城炭モ十万吨以上ニ達スベシ

◎益田 之ヲ要スルニ我社ニ於ケル石炭商売ハ大ニ拡張シ一ヶ年ニ

【六回 5b】

式百万屯ノ石炭ヲ売捌カサルヘカラサル次第ナレハ各販売店ニ於テハ十分ニ力ヲ尽シ各坑主ヲシテ満足ノ結果ヲ得セシメンコトヲ努メサルベカラズ尚売方等ノ点ニ付意見アレハ述ヘラレタシ

◎寺島 名古屋ニ於テハ和船ヲ以テ石炭ヲ積来ルニ依リ時トシテ欠乏ヲ来シ値段又大ニ騰貴スルコトアリ故ニ不絶現品ヲ貯蔵シ置キ石炭ノ欠乏シタルトキ之ヲ売込ムコトニ致シタシ又名古屋ニテハ運搬不便ノ為メ自由ニ何程ノ石炭ニテモ手ニ入ル、訳ニハ參ラサルヲ以テ船便アリ次第若松又ハ門司等ヨリ各種ノ石炭ヲ積取り来リ之ヲ調査シ一号二号三号等ニ區別シ上等炭ノ注文アレハ一号ヲ渡シ次品ノ注文アレハ式号ヲ渡スト云フカ如キ方法ト為ストキハ大ニ便利ナリト考ヘ先般石炭掛主任者ヲ若松ニ出張セシメタル際打合ヲ為サシメ置キタルモ其後船便ノ都合悪シク未タ実施ノ運

ニ至ラズ

併シ此方法ハ是非之ヲ実行シ不絶得意先ノ注文ニ応シ得ル様致シ置キタシ

【六回 6a】

◎益田 此事ハ丁度別問題トシテ諸君ノ御意見ヲ聞キタシト思ヒ居リタル処ナルカ恰モ横浜ニテ各種ノ茶ヲ混合シテ其品位ヲ定ムルカ如ク(茶ノ如ク細カニ區別シ能ハサルヘキモ)三池ヲ式割若シ三池ナケレハ油氣ノ強キ杵島炭ヲ二割ニ大ノ浦ヲ何割某石炭ヲ何割ト云フカ如ク適宜ニ調査シ三井ノ一等炭二等炭三等炭ト云フカ如ク其品種ヲ區別シテ販売シ而シテ売上濟ノ上ハ各委託坑主ニ対シ良キ炭ハ高ク悪キ炭ハ安く仕切ヲ出スコト、シテハ如何即チ從來ハ各工場ニ於テ各種ノ石炭ヲ混合シテ焚キタルモ向後ハ我社ニ於テ焚キ加減ノ宜シキ様混合シテ売渡スコト、シテハ如何

◎寺島 名古屋ニ於テハ是迄商人ニ於テ良キ炭ニ悪キ炭ノ混合ヲ

【六回 6b】

為シタル為メ混合炭ハ信用ナク当社ノ炭ハ混合之ナキ点ニ於テ大ニ信用ヲ博シ居リタリ依テ仮リニ当社力混合ヲ為ストスレハ世俗ト一般ニ見做サルルノ恐ナキヤト考ヘ一応取

調タル処当社カ混合スルトセハ毫モ信用ニ影響ナキコトヲ確メ得タリ尤モ調査ハ若松ニ於テセス名古屋ニ於テスル方便宜ナルベシ何トナレハ名古屋ニ於テハ或ハ白水炭ヲ混合シ或ハ三池粉ヲ精ヲ混合スルヲ可ナリトスル場合アレハナリ而シテ此混合方ノ事ハ前二モ述ヘタル如ク是迄便船ナカリシ為メ実行ノ場合ニ立至ラサリシモ向後便船ノ都合付キ次第実行ノ考ナリ現今ハ石炭ノ在荷殆ント皆無ニテ只僅カ二三池精粉五十万斤余之アル而已ナリ

◎藤田 東京ニテハ専務理事ノ御申聞ニ基キ調査ノ事ヲ決行セント欲シタルニ杵島郡ノ石炭ヲ積取ル積ニ為シ置キタル船カ事

【六回 7a】

情アリテ予定ノ通り運ハサリシ為メ彼此延引シ居リタルモ昨今ノ漸ク積取りノ都合トナリタルヲ以テ或ハ白水又ハ唐津等ト配合シ売試ムルノ計画ナリ唯東京ニ於テ困難ヲ感スルハ從來小石炭商カ不良石炭ヲ混合シ上等石炭ノ名義ヲ以テ売却スルノ悪弊アリシヲ以テ可成三池粉炭壹万斤二付何程白水石炭壹万斤二付何程ト云フカ如ク各種石炭二付、格別ニ積リ書ヲ差出シ且現品モ区別シテ持込ミ自分ノ方ニテ勝手ニ混スルコトニ致シタシト云フノ点ニアリ併シ折角勸誘シテ我社ノ混合シタル石炭ヲ焚キ試ミシムルコトニ工夫

申也

◎益田 石炭掛其人ハ甲ノ炭ハ火力之足リ乙ノ炭ハ火力時々ナリ甲ト乙トヲ混合スレハ火力斯々ナリト云フカ如ク十分石炭ノ火力ト其功用トヲ知悉シ置キ之ヲ混合シ德用向ノ炭ヲ送り出シ之ヲ得意ヘ売込ムコト、セサルベカラズ

【六回 7b】

◎福井 東京ニ於テハ磐城炭ノ需用益々増加シ九州炭ハ漸次減少ノ傾アリ旁以テ東京ノ如キニアリテハ調査ノ必要ヲ減スルニ依リ磐城炭ヲ土台トシテ之ニ如何ナル石炭ヲ混合スルコトカ最モ利方ナルヘキヤヲ講究シ三井何等炭ノ名義ニテ売出スヲ得策ナリト考フ

◎長谷川 鉄道ハ如何

◎福井 鉄道ノ方モ試ミタシ尤モ鉄道ニ於テハ一等炭二等炭等ノ名称ヲ用ヒ鉄道自ラ其炭ノ名前ヲ指定セルヲ以テ当方ニテ混合シタル石炭ノ試験ヲ乞フノ運ニ迄立至ラサリシモ試験ヲ願出ツレハ勿論試験シ呉ル、ナルヘク一応試ムル考ナリ

◎水谷 若松ニテハ送荷ニ流用スヘキ石炭ニ乏シカラサルモ船カ払底ナル為メ其目的ヲ果タス能ハス現ニ名古屋若クハ神戸ニテ売約済ノ

【六回 8a】

モノモ積出方ニ困難セル位ナリ從テ別ニ送り荷ヲ為スニ付テハ先以テ船ノ心配ヨリセサルベカラズ

◎益田 貳百万屯以上ノ石炭ヲ売却セサルヘカラサルニ販売地ニ備荷ノナキカ如キ事ニ為シ置クハ不都合ナリ

◎水谷 炭ノ余裕ハアルモ船舶ナキ為メ致方ナシ

◎益田 十分船ノ工夫ヲ為サザルヘカラズ

◎水谷 汽船ハ用ヒ得ス和船ヲ用ユルノ外ナキニ名古屋行ノ和船ハ殆ント之ナシ

◎寺島 野田商船会社ハ六十万斤積ノ和船五六艘ヲ所有シ居レルカ内三艘ヲ不絶当社ニテ使用スルコトニ約束セリ如此種類ノ船ヲ多ク約定シ置クトキハ運炭上大ニ便宜ナルノミナラス自然備荷ノ欠乏ヲ来スコトナク得意先ノ需用ヲ充タスコトヲ得ヘシ乍去和船

【六回 8b】

ハ運搬二日子ヲ要スルノミナラズ天候險悪ノ場合ニハ全ク航海ヲ見合ハス外ナキヲ以テ到底引当ト為スヲ得ス從テ紡績会社ハ翌月入用ナル石炭ヲ今月注文スルカ如キ場合ニアリテハ少々割合ノ高キモ和船積ヨリ汽船積ヲ望ムナルヘク從テ今后ノ形勢ハ漸ク汽船積ニ傾クナルヘシ故ニ我社ニ於テモ此際千屯内外ヲ積載スル吃水極メテ浅キ汽船ヲ造リ運

炭用ニ供スルトセハ大ニ便宜ヲ得ヘシト考フ

◎益田 既ニ貳百万屯以上ノ石炭ヲ引受ケ居リ且明年度トモナレハ此上五十万屯位ニ増加スヘキヤ計ラサルヲ以テ運炭上ニ就テハ必スヤ非常手段ヲ尽サ、ルヘカラス単ニ船舶ノ不足ニ困難スルトノミ異口同音ニ主唱シ居リタリトテ更ニ其効能ヲ見ス

◎水谷 名古屋行和船ノ事ヲ取調ヘタルニ近年通信省ノ規則厳格トナリ船長トナルコトカ非常ニ面倒トナリタル結果安運賃ニテハ到底

【六回 9a】

引合ハス其為メ和船ノ払底ヲ来シタリ故ニ知多志摩辺ヘ資金ヲ貸シテ帆前船ヲ新造セシメテハ如何

◎寺島 信用スヘキモノ少ク危険ナルモノ多カルベシ

◎益田 右ハ内地ヲ航海スル船ニテ奨励金ヲ得ルコト出来サルニヨリ古船ニテモ十分ナリ畢竟安ク動カシ得ル船ナレハ可ナリ

◎水谷 若松ノ築港出来上ラサレハ汽船積ハ望ナシ三菱ノ如キモ七百屯ノ船ヲ製造シタルモ若松ニ使用シ得サルカ為メ之ヲ門司長崎間ノ航海ニ使用セリ

◎益田 当社ノミナラズ他人モ亦然リ自カラ若松通ヒノ和船ノ運賃ヲ高価ナラシムヘク又仮令少シ高値ナルモ雇入ヲ為

サ、ルヘカラサルベシ從テ假令少シク大形ノボロ船ニテモ  
門司ト大阪東京若クハ名古屋間ニ使用スベキ船舶ヲ所有ス  
ルノ要ナキ歟

【六回 9b】

◎**福井** 古船ハ値段低廉ナルヘキモ若松ニ入港シ難ク且荷役  
ガ手間取ルノ嫌アリ

◎**益田** 若松ヨリノ運搬ニ就テハ何人ニテモ不便ヲ感シツ、  
アル所ナレハ少々ノコトハ忍ハサルベカラズ

◎**長谷川** 今日内地船主ノ有スル船ハ何レモ運搬不便ナリ故  
ニ同シ購入スルナレハ英國ニ於テコースチングニ使用スル  
カ如キ形ノ船ヲ買入ル、カ得策ナラン現ニカーヂフ炭ヲ運  
搬スル船ノ如キ簡單ナルモノニ至リテハ全クデッキヲ備ヘ  
サルモノアリ

◎**浅野** 和船ノ少キコトハ事実ナルモ今後之ヲ新造スルモ到  
底勘定ニ当ラサルヲ以テ寧ロ各地方ニ於テ散乱セル和船ヲ  
纏メテ使用スルコト、スル方可ナラム

◎**寺島** 金ニテモ貨渡スカ

◎**浅野** 和船ノ維持出来難キ折柄ナレハ若シ運賃ヲ高メ遣レ  
ハ喜テ運搬ニ従事スルナルベシ

【六回 10a】

◎**益田** 夫レハ時ノ景況次第ニテ今日ノ如ク運賃高価ノ日ニ  
ハ行ハレ難シ

◎**浅野** 尚一層高運賃ヲ支払ヘハ可ナルベシ

◎**水谷** 和船ノ数非常ニ減少シ居ルヲ以テ之ヲ集ムルコト面  
倒ナルベシ

◎**浅野** 余ノ口ノ津ニアリタルトキ和船ヲ集メ運賃ヲ普通ヨ  
リ聊カ割合良クシーノ団体ヲ組織セシメ且各船ヨリ保証金  
ヲ当社ヘ差入レシメ若シ当社ノ石炭ヲ積込マサルニ至ルト  
キハ其保証金ヲ没収スルコト、シ其結果大ニ良好ナリシ如  
此方法ヲ以テセハ可ナラム

◎**寺島** 名古屋ニ於テハ和船ノ運賃不定ニシテ且和船ハ引当  
トナラ

【六回 10b】

サル為メ各紡績等ヘ石炭ヲ売込ムニ当リテハ運賃ハ買手持  
トシ且其到着日限テ受負ハス只正味石炭ノ値段ノミヲ取極  
メテ売買ヲ締結スルコト、為シ居ルカ如キ有様ナリ

◎**浅野** 汽船ノ運搬ハ素ヨリ必要ニ相違ナキモ今日運搬ヲ汽  
船ニノミ拠ルコト能ハス故ニ普通一般ニハ可成和船ヲ使用  
スルノ外ナシ

◎**水谷** 知多志摩辺ノ船持ニ資金ヲ貸与シ帆前ヲ造ラシムル  
コトハ如何



◎寺島 船ヲ造ル際資金ヲ貸渡シ漸次運賃ノ上リ高ヨリ取立ツルコト、セハ可ナラム

◎益田 名古屋地方ニ対スル和船ノ運搬ハ永キ寿命ナシ故ニ資金ヲ貸与シテ和船ヲ新造セシムルコトハ一考ヲ要ス

◎水谷 鉄道ノ連絡出来タル后ニテモ艀ノ行ハル、ヲ見レハ縦令汽船ノ

【六回 11 a】

便開クルモ依然和船ノ運搬モ両立スヘキヤ未タ知ルベカラズ

◎益田 若松港ノ浚渫成効スルモ兩三年ヲ出テス而シテ成効ノ晚ニハ五十六呎ノ汽船ハ出入シ得ヘク其他唐津并住ノ江等何レモ汽船ノ入港出来得ルヲ以テ向後運搬ハ多ク汽船便ニ拠ルコト、ナルノ日アルベシ從テ和船アレハ之ヲ使用スルハ差支ナキモ態々資金迄モ貸渡シテ之ヲ新造セシムルノ要ナシ

◎寺島 向後追々商売カ機敏トナルニ從ヒ約定后一ヶ月位ノ内ニハ現品ノ到着ヲ要スルコト、ナルヘク從テ和船時代去リテ汽船時代至ルノ時アルベシ

◎福井 吃水十呎位ノ汽船ヲ造リ若松ト名古屋等ノ間ニ使用スルコト、シテハ如何

◎益田 吃水浅キ船ヲ新造スルトセハ式三十万円ヲ要スベシ

然ルニ熱田

ノ築港出来スルニ非サレハ八呎ノ船ニテモ十二呎若クハ十五呎ノ船ニテモ同一ニテ均シク一里モ二里モ沖合ニ繫泊セサルベカラズ

【六回 11 b】

◎福原 果シテ然ラハ依然和船ニ依ルノ外ナク汽船積ノ事ハ前途尚遠シト云ハサルベカラズ

◎益田 名古屋ニテハ石炭何程ヲ売却シ得ルカ

◎寺島 名古屋全体ノ需用額七万屯中当社ニ於テ四万屯ノ取扱ヲ為ス

◎益田 僅ニ四万屯位ヲ運搬スヘキ和船ノ都合付カサルニヤ

◎水谷 是迄ノ商売ニ止レハ大抵調フヘキモ向後商売発達スルトキハ運搬船ノ不足ヲ感スベシ

◎益田 然ラハ名古屋送リニ付テハ小運搬力ノ設備方ニ付工夫ヲ施ラスコト、スベシ

次ニ神戸又ハ東京送リニ充ツル為メ吃水浅キ汽船ヲ新造スルノ

【六回 12 a】

計画ヲ立ツルコトハ別論トシ差当リ運炭船ニ供スル古船ニテモ購入スヘキヤ

◎**呉** 汽船ヲ所有スルコトニハ大賛成ナルモ未タ各港ニ之ニ  
対スル設備ナシ即チ棧橋ヲ造リ其棧橋へ汽船ヲ横付ケニシ  
テ荷役シ得ルノ設備アレハ可ナルモ然ラサレハ矢張舢舨船ヲ  
以テ本船ヨリ積取ラサルヘカラス費用ヲ要スルコト尠少ニ  
非ス

◎**福井** 当会社ニ於テ鉄道局所用ノ一等炭ニ付テハ殆ント全  
權ヲ有シ大抵何分カノ注文ハ必ス引受ケ得ルヲ以テ之カ運  
搬方ニ付テハ平常其設備ヲ為シ置クノ要アリ其時々雇船ヲ  
搜索スルカ如キ有様ニテハ太甚不都合ナルノミナラズ運賃  
モ亦存外割高二当ルベシ故ニ古船ニテモ一艘安値ニテ買入  
ル、コトニ致シタシ

◎**南** 古船ヲ安ク動カスニ其寿命ヲ五ヶ年又八十年ト見修繕  
モ

【六回 12 b】

加ヘス又経費モ十分節約シ其船ノ自滅ニ任スカ如キ方法ニ  
テ使用セサルベカラス然ルニ我社ニテ古船ヲ使用スルトナ  
レハ修繕ヲ加ヘ経費モ他ノ船舶同様ニ使用スヘク其極古ナ  
リトテ毫モ割安ニハ挙ラサルベシ故ニ此際古船ヲ買入レン  
ヨリハ寧ロ一二年間古船ヲ雇入レテ当座ノ用ヲ充タシ置キ  
其上ハ少々高キモ奮発シテ便利ナル船舶ヲ新造スルヲ可ナ  
リト考フ

◎**福井** 若松ノ築港其他各地港湾ノ設備ハ今日ヨリ未タ窺ヒ  
知ルヘカラサルモノアルヲ以テ差当リ一時凌キニ古船ヲ買  
入レ置キ設備ノ完成ヲ見タル上ニテ之ニ適當ナル船舶ヲ新  
造スルコト、為ス方可ナラム

◎**南** 二三年ノ寿命ト見テ古船ヲ買フハ差支ナカラム  
◎**水谷** 門司ト横浜間ニ何航海ヲ為シ得ヘキヤ

【六回 13 a】

◎**藤田** 式回ト六七分ナリ

◎**福井** 可成大形ノ船ヲ買入レタシ

◎**藤村** 式千屯内外ノ船ニテ式航海半位ナラン

◎**浅野** 式千屯ハ大ニ過クヘシ古船ノ事故水入ハ式十呎以上  
ナラン

◎**寺島** 然ルトキハ仮令熱田ノ築港落成ノ暁ト雖モ到底港内  
ニ入ルコト能ハス

◎**松尾** 石炭運搬ニ適當ナル船ハ東洋ニハ殆ント絶無ナルベ  
シ寧ロ新シキ船ヲ買入ルル方可ナラン

◎**水谷** 鉄道へ売捌クヘキ一等炭ハ何程アリヤ

◎**藤田** 鉄道局横浜并江尻納五千屯、日本鉄道四千屯一ヶ月  
約壹万屯ナリ

◎**水谷** 然ラハ式千屯位ノ船一艘アリテ差支ナシ

【六回 13 b】

◎松尾 私八千六百屯乃至式千屯位ノ石炭積込適当船ハ容易ニ之ナカルヘク良シ之アリト雖モ割高ナルヘケレハ寧ろ新造ヲ得策ト考フ

◎藤田 式千屯位ノ古船ナレハ八九万円ニテ買入レ得ベシ

◎浅野 吃水ハ式十五呎位ノモノナラム

◎藤田 四日市并神戸通ハ小形ノ船便ナルモ横浜通ハ大形ノ

方利益ニテ少クトモ式千屯以上ナラサルヘカラズ

◎福井 三四千屯位ノモノニテモ可ナリ

◎大野 運賃ノ安キトキヲ見テ一ヶ年間ノ雇船約定ヲ取結ヒ

置ク方古船ヲ買フヨリモ利益ナラン即チ一艘ハ式千屯(京都丸位)位ノモノヲ東京通ニ当テ又一艘ハ千式百屯位ノモノヲ神戸通ニ当ツルコト、シテハ如何

◎福井 船ヲ大ニシ東京行ノモノニ神戸行ヲ積合ハスコト、

スレハ可ナラム

【六回 14 a】

◎藤村 船大ナルトキハ神戸行ニハ不便ナリ

◎益田 大ナル船ニテモ通ヒ居ルトキハ神戸并名古屋共大ニ

便利ヲ得ルコトアルベシ

◎水谷 門司ト東京ノ間ノ運搬力重モナルモノナレハ大形ノ船ニテ可ナリ

◎益田 要スルニ内地石炭運搬ノ為メニ汽船ヲ持ツコトハ一

同ノ希望ト認ム但シ新造利ナルヤ將タ古船ヲ買入ル、方可然哉ハ尚取調フヘク又屯数ハ三四千屯位ニテ差支ナク主トシテ門司ト東京間ニ使用シ又場合ニ依リ神戸、名古屋、上海等ヘモ指廻ハスコトアルベシ

◎呉 此外ニ神戸并四日市通ニ用ユヘキ千壹百屯ノ船ヲ一艘持ツコトニ致シタシ

◎益田 船ヲ持ツコトニハ余モ同意ナリ早々取調ヲ為シ且良キ船アレハ買入ル、コトモ為スベク又月雇年雇等ノコトモ為スベシ此他和船

【六回 14 b】

ノ持主ニ金ヲ貸渡シ若クハ汽船ヲ抵当ニ取り金ヲ貸渡シ該船ニ保険ヲ付シ安運賃ニテ雇入ル、等運搬力ヲ増加スルコトニ付テハ各自十分心掛ケ出来得ル丈ノ働ヲ為スコト、スベシ

◎福井 船ヲ買フト雇入ル、ト何レカ利益ナルヘキヤ

◎水谷 船ヲ買入ル、トスレハ他ノ社船ノ例モアリテ前者ノミ船員ノ俸給ヲ安クスルコト能ハス其他ノ経費モ亦然ルヲ以テ雇船ノ方算カニ利益ナルベシ

◎呉 物産会社ノ使用スル和船ハ大凡全体ノ四分ノ一位ナリトノコトナリ然ルニ今突然和船ヲ使用スルコトヲ止メ汽船

ヲ用ユルコト、セハ和船ニ於テハ其反動トシテ大ニ運賃ヲ引上ケ他ノ競争者ヲ利セシムルカ如キ結果ヲ来タスノ憂ナキヤ

◎水谷 物産会社カ和船ノ使用ヲ止ムルトキハ自然和船潤沢トナ

【六回 15 a】

ルヲ以テ運賃下落ノ結果ヲ来スヘキモ当社ニ反抗ノ運動ヲ為スカ如キコトハ勿ルベシ

◎福原 今年運搬力少ナカリシハ通信省ノ船舶検査厳ニシテ屢々修繕ヲ命セラレ之カ為メ要シタル日数ノ多カリシトブラオンニ於テ長崎ヘ石炭ヲ回ハス為メ船ヲ使用スルコト多カリシトカ其重モナル原因ナルベシ

◎益田 運搬船ノコトハ夫丈トシ舢船ノ事ハ如何

◎福井 先日モ述ヘタルカ横浜ニ貳千屯乃至三千屯ノ庫船ヲ備ヘタシ

◎福原 本船デスパッチノ為メニ必要ナルカ

◎福井 デスパッチ并石炭ノ看貫ヲ為ス為メナリ

◎益田 是迄ノ庫船ニ付テノ経験ヲ承リタシ

◎上田 長崎ニ於テ独逸郵船二三池塊炭ヲ積込ム為メ庫船

【六回 15 b】

ヲ備フルカ如キ一種又ハ二種ノ石炭ヲ貯藏スルハ兎毛角東京ノ如キ各種ノ石炭ヲ取扱フ所ニテハ到底庫船ヲ利用スルコト能ハス勿論船中ニ区画ヲ立テ置ケハ可ナルカ如キモ此事ハ実行出来難キノミナラス一ヶ所ニ三百屯ノ石炭ヲ入レ得ヘキニ五六十屯ノ残炭アルカ為メ他ノ炭ヲ入ル、コト能ハス貳百四五十屯ノ「スペース」ハ無益ニ之ヲ明ケ置カサルベカラサルコトアリ今若シ東京ニ於テ庫船ヲ置クトスレハ一艘ニ二種類ヲ入レ六種類ノ石炭ヲ取扱フモノト見テ三艘ノ倉庫ヲ要スベシ斯ル次第ナル故庫船ヲ置クトハ不得策ナリト考フ

◎呉 庫船ヲ置クトキハ一度本船ヨリ石炭ヲ舢ニ移シ更ニ之ヲ庫船ニ積込ミ置キ更ニ又之ヲ舢ニ積込ミ燃料船等ニ積渡スコト、ナルヲ以テ費用モ亦少ナカラズ

【六回 16 a】

◎福井 神戸ニテハ本船ヨリ受取ル際看貫ヲ為スカ

◎呉 積込ムトキ看貫ヲ為ス

◎福井 横浜ニテハ本船渡ニテ売却スル場合ニハ看貫ヲ為サス

◎藤田 庫船ヲ置クトキハ沖渡ノ場合ニ於テモ看貫ヲ為スコトヲ得ベシ即チ一度庫船ニ積取り更ニ之ヲ渡スコトヲ得ヘク看貫ノ為メ空シク本船ヲ碇泊セシムルノ憂ナシ

◎益田 看貫ハ遣リ方如何ニ依リ左程時間ヲ要セサルベシ

◎藤田 貳千屯ノ石炭ヲ看貫スルニハ二日間ヲ要ス然ルニ雇

船ヲ為スニ当リ普通碇泊日數ヲ積込并陸上ノ兩地ニテ五日

間位ニ定メ置クニ依リ横浜ニテ看貫ヲ為スノ違ナシ

◎福井 現行ノ雇船契約ハ何レモ本船積込ヲ終リタルトキ其

艙口ニ封印ヲ為シ置キ揚地ニ至リ封印ニ異状ナキトキハ本

船ハ

【六回 16b】

欠斤ニ付無責任ノコトニ相成リ居ルモ此雇船方法ハ改良ス  
ルコトニ致シタシ

◎益田 雇船ノ仕方并欠斤ノコトハ別ニ之ヲ評議スベシ

◎松尾 庫船ノコトニ付一言セシ口ノ津ニテハ曩ニ日吉丸ト

住吉丸ノ二艘ヲ買入レタルモ大ニ持テ余シ長崎ヘ持ち来リ

タルモ同地ニテモ持テ余シタリ其後兵庫ト口ノ津ニテ帆前

船ヲ二艘買入レ庫船ニ供シタルモ是亦差程役立タス費用ノ

ミ嵩ミタリ故ニ余ノ経験ヨリスレ

ハ庫船ハ百屯乃至貳百屯位ノモノトシ石炭ヲ本船ヘ積込ム

場合ニハ庫船ヲ自由ニ移動シテ本船ノ船側ヘ横付ケ得ル様

ニシ又川ヘモ這入り得ル様為シ置クヲ便利ナリト考フ夫ノ

大ナル倉庫船ノ如キハ更ニ其便益ヲ見ス

◎福井 舩ノ大ナルカ如キモノ乎

【六回 17a】

◎松尾 百屯カ百五十屯位ノモノ最モ可ナリ

◎益田 必竟石炭ノ阿房丸ヲ造ルコト、ナル

◎松尾 舩船ナレハ一屯十五円替位ニテ出来スベシ

◎吳 神戸ノ分ハ百五十屯ニテ三千円ナリ綿糸用ニ使用シ

ツ、アリ

【七回 1a】

第七回 一月二十四日

◎益田 本日ハ昨日ニ引続キ石炭ノコトヲ議スベシ何ナリト

モ御氣付ノ事アレハ述ヘラレタシ

◎福井 門司ヨリ横浜ヘ石炭ヲ積来ル船ノ欠斤カ五分又ハ六

分甚シキハ一割ニ達セシコトアリ依テ段々其欠斤ヲ少ナカ

ラシムルノ方法ヲ研究シタルカ今日ノ雇船ノ仕組ニテハ船

ハ欠斤ニ付一切責任ヲ帯ヒサルコト、ナリ(「文字判読不

能」)居ルカ故ニ自ラ積込方ハ雜駁ナルノミナラス途中ニ於

テ不都合ノ所為アルモ之ヲ発見スルノ途ナク又陸揚地ニ於

テモ荷上ノ際注意ノ足ラサルコトモアルベシ故ニ陸揚地ニ

於テ荷上ノ際十分ノ注意ヲ加フヘキハ勿論ナルカ雇船契約

ノ仕組ヲ変シ船ヲシテ欠斤ニ付(二字もしくはは二字判読不能)責ヲ帶ハシムルコトニ為スハ最モ必要ノ事項ナリト信ス但船ヲシテ欠斤ニ付責任ヲ帶ハシムルトキハ勢運賃ヲ高クスルノ結果ヲ来スベシト雖トモ仮令運

【七回 1b】

賃割高トナルモ外国船雇入ノ場合ニ於ケルカ如ク二分以上ノ欠斤ハ船ニ於テ賠償セシムルト云フカ如キ条項ヲ置クコトヲ得策ナリト考フ

◎飯田 大阪ニテハ欠斤ノ責ヲ船ニ負ハシムルコトニ曾テ試ミタルコトアルモ運賃割高二当ルノミナラズ實際責任ヲ負フコトハ都合克行カサリシ

◎益田 船ニ於テ欠斤ニ付無責任トスルトキハ千屯シカ積マサル二千百屯積ミタルコトニシ百屯丈運賃ヲ食ルコト、ナリ結局荷主ハ積込マサル石炭ニ対シテ運賃ヲ支払ハサルヘカラサルニ至ル這ハ実ニ不都合ノ至リナレハ此点ノミニテモ改ムルヲ要ス

◎福原 雇船契約改正ノコトハ各店ニテ共同スレハ必ス実行シ得ヘシ今日日本ノ船主ハ毫モ約定ヲ重ンセス一度貸船ノ約束ヲ為スモ他ニ好運賃ノモノアレハ直ニ破約シテ好運賃ノ方ヘ向フノ有様ナリ即チ今日ハ単ニ欠斤ノミナラズ信用ヲ重ンセサル点ニ於テモ不都合少ナ

カラサレハ此等ノ点ハ須ラク改良ヲ計ラサルベカラズ

【七回 2a】

◎福井 今日ハ實際積込マサル石炭ニ対シ運賃ヲ支払ヒツ、アリ姿ナリ若シ之ト反対ニ千屯積ミナカラ九百屯ナリト云ヒテ九百屯ノ運賃丈ニテ済マサントセハ運賃ヲ高クスルニ非サレハ雇船ニ応スルモノナカルベシ畢竟東京ニテ比較的安運賃ノ船ヲ雇入レ得ルハ物産会社ハ押石ヲ為サス目方寬大ナル故ナリ世間ニテノ噂ヲ聞クニ雇船方ニ付最モ寬大ナルハ三井ニシテ三菱ハ大ニ嚴格ナリ而シテ小商人ハ非常ニ押石ヲ為スト此故ニ船主ハ先ツ以テ船ヲ三井ニ持チ來リ三井不用ナルトキ三菱、次ニ小商人ノ処ヘ持チ行ク順序ナリト如此三井ハ雇入方寬大ナルヲ以テ雇船容易ニ手ニ入り又運賃モ割安ナルヲ以テ結局太甚シキ損失ナキモ時トシテ一割内外ノ欠斤ヲ生シ之ニ対スル運賃ハ全ク損失ニ歸スルコトアリ且得意先ニ対シテモ斯ノ如ク多クノ欠斤アリ

【七回 2b】

之二対スル運賃ヲ損失セシメテハ殆ント弁明ニ苦ムコトアルヲ以テ是非改良ヲ要ス

◎浅野 聞ク所ニ依レハ門司ニ於テハ外国船ニテモ欠斤ヲ引受ケサルモノ多シトノコトナルモ口ノ津ニテハ2%以上ノ

欠斤ハ船ニ於テ引受クルコトニ相成リ居レリ

◎南 ビルオペレーディングニハ其旨ヲ記載スルモ實際責任ヲ負ハシムルコトハ六ケシキカ如シ

◎浅野 大抵責任ヲ負ハシメ得ヘシ門司ニテ外国船カ2%以上ノ欠斤ヲ引受ケストナレハ宜布門司ノ船積方ヲ改良セサルベカラズ

◎南 船ニ欠斤ノ責ヲ負ハシムルコトハ実行太甚覺束ナシ口ノ津ニ於テ外国船ニ積込ムヲ為スニ当リビルオペレーディングニ2%以上ノ欠斤ハ船ニ於テ之ヲ引受クル旨ヲ記載シ若シクハ其事カチャーターパーチー

【七回 3a】

中ニ明記シアルモ實際欠斤ヲ生シタル場合ニ之ヲ弁償セシメ得タル例ナキカ如シ昨年新嘉坡送りノモノニ欠斤アリタル際新嘉坡ニテハ結局船ノ責任ト決シタルモ香港ノ代理店ハ之ヲ支払ハサリシ之ヲ要スルニ欠斤ノコトハ積込店ノ責任問題ナリ若シ其數量ヲ正確ニ引渡サンカ仮令多少焚料ニ繰合ハスコトアリトスルモ二分以上ノ欠斤ヲ生スベキ筈ナシ

◎福井 外国船モ目減リニ付責任ヲ負ハサルヤ

◎南 殆ント責任ヲ負フモノナシ

◎浅野 船長ハ二分以上ノ欠斤ニ付テハ責任アル旨ヲ認メア

ル船積証書ニ立派ニサインスル

◎南 サインハ為スモ實際欠斤アリタルトキハ言ヲ左右ニ托シテ弁償セズ

◎福原 船ニ積ミタル丈ヲ持来リタルモノナレハ此上責任ハ負担シ難シト云フ

カ如キ口実ニテ實際ハ責任ヲ負ハサルナリ

◎福井 積込噸数ニ対シ運賃ヲ支払フコト、ナリ居ル上ハ船ノ方ニ於テハ千噸積ミタルニ止ルモ之ヲ千百噸ト為サンコトヲ欲スベク之ニ反シテ荷受店ニ於テハ九百噸ト為サンコトヲ欲スヘク又積込店ニ於テハ千噸ハ千噸ト云ハンコトヲ欲スルナルベシ然ルニ船長ニ於テ千百噸ト書セサレハサインセスト云ヒ張ルトキハ積込店ニ於テモ面倒ヲ避クル為メ歩ミ合ヒ千五百噸ト書スルヤモ難計然ルトキハ五十噸分丈ハ全ク運賃ヲ損失スルコト、ナルヲ以テ之ヲ改良シタシトノ考ナレトモ然シ又一方ヨリ考フレハ噸数ニ付寛大ナレハ安運賃ノ船ヲ手ニ入ル、コトヲ得ルヲ以テ結局運賃割安ニ当ルヤモ知ルベカラス尤モ委託荷ノ場合ニ於テハ一割内外ノ欠斤ヲ生スル様ノ事アリテハ太甚弁明ニ困ラサルヲ得サル以テ何ントカ良方法ヲ案出シタシ

【七回 3b】

【七回 4 a】

◎長谷川 唐津ノ五分押ハ今日モ実行サレツ、アルヤ

◎藤田 実行サレツ、アリ

◎長谷川 ビルオブレーディングニ五分押ノコトヲ現ハスヤ

◎藤田 願サス

◎福井 從テ唐津行ハ運賃高シ

◎福原 欠斤ノコトハ積込地ノ責任ニ属スト云フモ陸揚地ニ

於テモ亦其責任ヲ分タサルベカラス蓋シ門司ニ於テ積込ヲ  
為ス場合ニハ「ライター」ニ「マーク」アリ之ニ一杯積込

ムトキハ百屯トカ八十屯トカ夫々定メアリ故ニ少々ノ欠斤  
ハ兎モ角モ太甚シキ欠斤アルヘキ謂ハレナシ故ニ陸揚地ニ

於テモ大ニ注意ヲ要スルコトナラン又唐津ニハ入目アルモ  
門司ニハ入目ナキコトモ斤量上大ナル差異アリ

◎浅野 水入ノマーク八年ノ始メニ入レタルモノ八年末ニナ  
レハ大ニ狂ヒヲ生スベシ

【七回 4 b】

◎福原 日ヲ経ルトキハ漸次石炭カ板ノ間ニ詰リ容積ヲ減ス

ルコト、ナルヘキヲ以テ石炭組合ニ於テ半季ニ一度位ツ、  
検査ノ上マークヲ打替ヘル制度也口ノ津ニテ三池炭ヲ積込

ムニハリベラルニ行クヘキモ門司ニ於テハ委托主ヨリ常ニ  
八カマシキ小言アリ余分ニ積込ム事等ハ為シ能ハス殊ニ汽

車ヨリ積卸シ石炭置場ニ置ク内ニ欠斤モ生スベケレハ尚更  
ヲ以テ余分ノ積込ヲ為スコトハ困難ナリ

◎益田 談大分岐路ニ入りタルモ雇船ノ仕方ヲ變シ實際積込

ミタル数量ニ対シテ運賃ヲ支払ヒ且欠斤ハ本船ヲシテ責任  
ヲ帯ハシムルコトニ付キ互ニ意見ヲ述フルコトニ致シタシ

◎藤田 欠斤ヲ本船ニテ負担セシムルノ約束ヲ為スモ到底実  
行ヲ期シ難シ

◎福井 ランデッド、コンチチーニ対シテ運賃ヲ支払フコ  
ト、シテハ如何

【七回 5 a】

◎益田 先般仲津原石炭ニ一割内外ノ欠斤アリタル場合ニ原

六郎氏ヨリ大ニ苦情アリ實際積込マサル炭ニ対シ運賃ヲ支  
払フコトハ難出来トテ大小言アリ其節ハ事情ヲ弁解シ置キ

タルモ之ハ實際無理ナラヌ小言ナリ外国船ノ如キモ大抵デ  
リバード、コンチチーニ依テ運賃ヲ支払フヲ常トス

◎南 ビルオブレーディングニハ満船積込記載シ置キ陸揚地ニ

於テ数量ヲ改メ其数量ニ応シテ船賃ヲ支払フコト、シ積込  
高ノ何程ナリシヤハ船長ニ知ラシメサルコト、シテハ如何

◎益田 夫レニテ雇船ニ応スルモノアルヘキヤ

◎福原 右ノ如キ方法ニテ雇船スル場合ニハ横浜ニ於テ看費  
ヲ為サ、ルヘカラサルコト、ナル



◎益田 此点カ原氏ヨリ大ニ小言ヲ云ハレタル点ニテ東洋汽船へ仲津原

【七回 5b】

炭ヲ渡スニ当リ三井ノ人ハ一人モ立会ヲ為サ、リシ旨申居ラレタリ横浜ニテ看貫セサルコトナレハ事実一人モ立会ハサリシヤモ知ルヘカラス如此取扱振ニテハ荷主ノ承知セサルモ不得已所ナリ

◎藤田 原氏ハ門司渡ニテ約定センコトヲ希望セラレタルモ東洋汽船ニテハ門司送り状面通りニテハ受取り難シトノコトニテ原氏ノ承諾ヲ得沖渡ノ約定ヲ為シタルモノニテ原氏ハ承知ノ筈ナリシナリ

◎長谷川 本船着シタルトキ其石炭ノ受渡方ハ如何ニスルヤ  
◎藤田 船ノ積量ト箱ノ容量ト符号シタル数量ニテ受取ルナリ即チ船渡約定ノ場合ニハ箱ニ六十杯ニテ六十屯トナリ又船ノ積量モ六十屯ニテ双方符号スルトキハ六十屯ノ送り状ヲ付ス又其石炭ヲ倉入スル場合ニハ看貫ヲ為サス本船ヨリ受取りタルマ、ニテ倉入ヲ為シ置キ倉出ノ際之ヲ看貫シテ引渡スナリ

◎長谷川 然ルトキハ常ニ受取手ノ利益トナラサルカ即チ船  
【七回 6a】

二十屯入り居ルモ買手五十八屯シカナシト云ヒ剛情ヲ張レハ二屯丈損スルコト、ナルベシ

◎藤田 大抵船ニ依リ五十屯トカ六十屯トカ定メアリ居ル故スル苦情ヲ惹起スルコトナシ

◎長谷川 其時看貫スルコト、スル方可ナラム

◎福井 看貫ノ上ニテ受取ルコトハ是迄ノ碇泊日数ニテハ不能ナリ故ニ従来ハ本船ヨリ請取ルトキニハ別ニ看貫ヲ為サス之ヲ沖渡ニテ直ニ買手ニ渡ス場合ニハ船ノサイツニ依リ数量ヲ檢セリ

◎長谷川 横浜ニテ船ニ積取り之ヲ東京ニ回ストキハ更ニ掛改メヲ為スヤ

◎福井 掛改メヲ為ス

◎長谷川 六十屯ノモノハ六十屯アリヤ

【七回 6b】

◎藤田 減スルコトアリ

◎長谷川 減スルコト多キヤ

◎藤田 多シ

◎長谷川 三井ト三菱トハ積込方ニ寛敵アリトハ如何ナルコトカ

◎福井 三井ニ於テハ千屯積込ミタルモノヲ船長ニ於テ千五  
十屯トシテサインセヨト云フトキハ門司支店ハ之ヲ承諾ス

ルモ三菱ニ於テハ千屯ノモノハ千屯ニアラサレハ承諾セス  
此点寛敵ノ差アルヲ云フハリ

◎益田 従来ノ弊ヲ打破シ千屯積ミタルモノハ必ス千屯トス  
ルカ

◎藤田 強硬ノ手段ヲ取ルコトハ極メテ結構ノ事ナルモ実行  
方甚タ困難ナリ蓋シ当社ニ於テ今少シ船舶ヲ所有シ雇船ノ  
相談纏マラサレハドシ〳〵社船ヲ回ハスコト、セハ大ニ強  
味アレトモ是非雇船ノ必要アル今日ニ於テハ余リ強硬手段  
ヲ取ルトキハ雇船ニ応スル者ナク大ニ支障ヲ来スコト

【七回 7a】

アルベシ故ニ当分ハ従前ノ通り積出地ニ於テ幾分ノ呼吸ヲ  
為シ置キ追テ三菱其他トモ交渉ノ上改良策ヲ講スル方可ナ  
ラン

◎大野 陸揚地ニ於テ看貫スルコト、セハ碇泊日数ヲ長カラ  
シメサルベカラス從テ運賃高値トナルベシ

◎藤田 唯々運賃高値トナルニ止マラス雇船ニ応スルモノナ  
カルベシ

◎大野 仮令看貫ヲ為スモ欠斤ニ付責任ヲ負荷セシメサレハ  
雇船ニ応スルモノハ之アルベシ

◎益田 運賃ヲ高クスレハ応スルナランモ看貫ヲ為スノ利害  
ハ如何アルヘキカ或ハ是迄ノ如ク本船ヨリハ送り状面ノ保

ニテ受取り置キ東京ニ積取り買手ニ渡ス場合ニ看貫シ又横  
浜沖渡ノ場合ニモ買手へ渡ストキ看貫スルト為スヘキカ

◎藤田 是迄本船ヨリ受取ル場合ニ看貫ヲ為サ、リシハ滞船  
料

ノ支払ヲ避ケンカ為メナリ

【七回 7b】

◎益田 本船ヨリ受取ルトキハ看貫セストスルモ買手へ渡ス  
際看貫ヲ為サ、レハ欠斤ノ多キ場合ニ荷主ハ中々承知セサ  
ルベシ

◎長谷川 東洋汽船会社へ渡ス場合ニ単ニ船船ノサイズニ依  
リ別段看貫ヲ為サ、ルカ

◎藤田 此事ハ原氏モ承知ナリ即チ最初門司ノ送り状面通り  
ニテ受取方ヲ東洋汽船ニ交渉シタルモノ之ヲ承諾セス依テ原  
氏ニ其趣ヲ申出テタル処従来ノ例ニ依リ受渡ヲ為シ苦シカ  
ラズトノコトナリシ故是迄ノ例ニ依リ取扱ヲ為シタル次第  
ナリ

◎益田 原氏ノ例ハ別論トシ横濱へ積来リタル石炭ヲ横濱ニ  
於テ船渡スルニ看貫ヲ為サスシテ引渡スニヤ

◎藤田 焚料ニ渡ス場合ニハ本船ニ於テ看貫スルモ横濱ノ小  
商人共ニ

【七回 8 a】

十屯二十屯宛売渡ス場合ニハ看貫ヲ為サス本船ノ箱ノ容積ト解ノ積量トヲ照合シ其サイズニ依リテ屯数ヲ定ム

◎益田 此事ハ荷主ノ利害ニ関スルノ重大問題ナレハ荷主ノ代表者トシテ十分研究ヲ要ス

◎長谷川 余ハ横浜ノ実況ハ知ラサルモ何所カニテ一度ハ掛改メヲ為サ、ルベカラス若シ枘ヲ用ユルトスレハ其枘ノ風袋何程ナルカヲ見石炭ヲ入レタル上更ニ之ヲ掛ケテ風袋ヲ差引キ正味何屯ナルヤヲ定ムヘク単ニ大凡ノ目分量ニテハ不可ナリ又門司ノ積込高ハ仮令杜撰ニテ引当ニナラスト仮定スルモ一割内外モ欠斤ヲ生スベキ謂ハレナシ香港等ニテノ経験ニ依レハ時トシテ非常ニ欠斤ヲ生スルコトアルモ積出地ニ照会スレハ積入ノトキニ粗漏アリシコトヲ発見スルヲ常トシ大抵普通ナレハ多キモ四分平均ニ二分位ノ欠斤ニ止ルヘキモノナリ若シ前文ノ如ク枘ノ目方確カナレハ解ノ方ニテハ

【七回 8 b】

三十五屯ナリト云フモ枘ハ四十屯ナリトシテ言張ルコトヲ得ヘキモノ今日ノ實際ニ於テハ枘ノ方モ更ニ引当ニナラスト考フ何トナレハ若シ枘ノ容積ニテ量リタル数量カ正確ノモノナレハ東洋汽船ニ於テ解ヨリ陸上スル際自ら之ヲ看貫ス

ルノ要ナキ筈ナルニ之ヲ看貫スルヲ見レハ当社ニ於テ「文字消失カ」亦之ヲ渡ス際看貫スルノ必要アルニ非サルカ船渡ト陸渡トハ当社カ解ヲ持ツト否トノ差ナリ故ニ解ヲ当社ニテ引受ケ陸渡ノ際看貫スルコト、シ船渡ハ之ヲ全廃シテハ如何解ノサイズニテ引渡シ看貫ヲ為サ、ルコトハ荷主ニ対シ不親切ナリ

◎上田 欠斤ノコトニ付テハ数年間心配シテ種々工夫ヲ為シタルモ其効果ナク殆ント当惑セル所ナリ夫レハ本船ヨリ解船ニ移シ横浜へ陸上スル間又ハ横浜ヨリ東京ニ輸送スル間ニ石炭ヲ盗取セラル、ノ点ニシテ陸上シアル石炭ヲ燃料船ニ積渡ス場合ニ於テモ亦然リ此事ハ実ニ横浜

【七回 9 a】

ノ悪習慣ニシテ警察署ニ依頼シテ秘密探偵ヲ使用シマタ巡査ヲモ使用シタルモ其効ナカリシ去レハ之ヲ矯正スルコトハ容易ノ業ニアラサルモ常ニ此事ニ注意シ居リ其弊害ヲ除去スルノ工夫ヲ旋ラサ、ルベカラス今日門司ヨリ積出ス石炭ニハ従来ノ経験ニ徴スルニ少クトモ一分五厘カ二分ノ欠斤アリ依テ兩三年前ヨリ水谷氏ニモ申入レ特ニ改良ノ工夫ヲ為スヘキコトヲ注意シタルモ土地ノ慣習上致方ナキコトニテ当社ノミ斤量ヲ十分ニ積込ムコトヲ得ス從テ凡ソ二分ノ欠斤ハ常ニ見込置カサルベカラス然ルニ之ニ反シテ唐津

ヨリ出ス石炭二八一〔分〕が抜け落ちカ〕五厘乃至二分位ノ出目アリ之レ必竟荷主カ川船ニテ本船ニ積込ヲ為ス際運賃ヲ少ク支払ハントノ考ヨリ一万斤ノモノモ九千斤一〇万斤ノモノモ九万斤ト云フカ如ク目方ヲ定数ヨリ減シテ称フルノ慣習アルカ為メ二三分ノ出目ヲ生スル次第ナリテ唐津炭ヲ買約

【七回 9 b】

スルニ当リ値段押合ノ結果荷主ニ於テ値段ハ申出ノ通りニ引下クヘキニ依リ二分ノ入目ハ為サ、ルヘシト云フコトアリスル慣習ナルニ依リ唐津炭ハ手一杯ノ勘定ニテ売約スルモ二分ノ出目アル為メ相当ノ口銭トナルノ姿ナレトモ門司炭ハ常ニ二分位ノ欠斤ヲ見込マサルヘカラズ

◎益田 東京へ來ル分ハ四五分乃至八分ノ欠斤ヲ生ス

◎上田 積込地ノ習慣ニモ關係スレトモ横浜ニ於テ特ニ盜人ノ防キヲ為サ、ルベカラス

◎寺島 名古屋ニ於テモ一昨年迄ハ盜人多ク大部分ヲ彼等ノ為メニ盜ミ取ラレ從テ何割儲クルモ結局損勘定トナリタリ而シテ右ハ何レモ和船ヲ以テ運搬スルモノナルヲ以テ多分船長カ途中処々ニテ売却スルモノナラント考ヘタルモ其実然ラス船長カ陸ニ上リタル後泥棒船來リ水夫二金ヲ与ヘ石炭ヲ盜ミ去ルモノナルコトヲ取調ヘ得

【七回 10 a】

タリ且名古屋ノ習慣トシテ船ノ底ニ敷キアル簀ノ下ニ落チタル石炭ハ船ノ役徳トセリ是等ハ宜シク改良ヲ要スル点ナルコトヲ発見シ山田清三郎其他ノ同業者ト合同シテ石炭取扱事務所ヲ熱田ニ設ケ巡查一名書記一名ヲ雇入レ巡查ハ水上ヲ取調ヘ書記ハ統計ヲ調査スルコト、シ又警察署ニモ依頼シ石炭商以外ヨリ石炭ヲ買取ルコトヲ禁スル旨ノ通達ヲ出シ貫ヒタル結果一ヶ月ヲ經過セサル内二十人ノ盜人ハ捕縛セラレ自余ノモノモ仮令石炭ヲ盜ムモ之ヲ売ルノ途ナキヲ以テ盜取ヲ為サ、ルコト、ナリ昨年ノ如キハ熱田ノ石炭泥棒ハ絶無ニ歸シ之カ為メニ從來泥棒ノ競争ニ依リ商売ヲ妨ケラレ居リタル熱田ニテ一二千斤ノ石炭ヲ買ヒ取り來リク湯屋其他へ売捌キヲ為ス小商人モ四五分ノ口銭ヲ得テ商売ヲ為シ得ルコト、ナリタリ而シテ今日熱田へノ輸入品中

【七回 10 b】

統計ノ最モ明カナルハ石炭ノミニシテ警察署ニ於テモ大ニ石炭泥棒ノ跡ヲ絶チタルヲ喜ヒ県知事モ石炭組合ノ効蹟ヲ賞賛シ居ラル、現況ナリ

◎松尾 門司ノ石炭ハ入目少シモ之ナキモ唐津炭二八五分ノ押アリ且川船ニ盜少ナシ又杵島ノ炭ハ一割ノ押アルモ川船

ニ盗多シ門司ヨリ東京ニ石炭ヲ送ル船ノ雇入方ニ就テハ大ニ考フヘキモノアリ即チ是迄ノ習慣トシテ日本汽船ヲ雇入ル、ノ場合ニハ其數量ハ送状面通リトシ欠斤ニ付責任ヲ帶ハシメサルニ依リ門司ヨリ口ノ津ヘ二千屯ノスチールヲ積來ル場合ニ船長ハ二千百屯ト船積証書ニ記入セラレンコトヲ請求スルコトアルベク現ニ口ノ津ヨリ三池炭ヲ積出スニ當リ之ト同様ノ申出ヲ為シタルコトアリ口ノ津支店ニ於テモ二千屯ノモノハ二千百屯ト書スルコト故更ニ不利益ナカルベシ杯申出テ此石炭ハ

【七回 11a】

矢張り上海ノ同社ヘ送ルモノナレハ屯數ヲ増加スルノ要ナシト述ヘタル処然ラハ別ニ百屯丈ノ運賃ヲ貰ヒタシト懇願シタル事モアリ斯ル次第ナレハ門司ニ於テ石炭ヲ積出ス場合ニモ必スヤ之ニ類似スルコトアルヘク從テ門司ノ積入高ハ必スシモ引当テトナラサルベシ然レトモ若シ雇船ノ仕方ヲ變シ二分以上ノ欠斤ハ船ニ於テ其責ニ任スヘシト云フカ如キ條項ヲ置クトキハ良シ實際ニ欠斤ノ責ヲ負ハシムルコト能ハサル迄モ大ニ正確ナル數量ヲ知ルコトヲ得テ便宜少ナカラスルベシ

◎益田 雇船契約改良ノ事ハ大ニ望ム所ナルモ今日当社ノミ改良ヲ断行セントスルトキ雇船ニ応スルモノナカルヘク從

テ三菱其他共協議シテ改良ノ計畫スルハ兎毛角モ独力ニテハ如何トモスル能ハサルベシ

◎松尾 横濱ト東京間ノ泥棒ヲ防クニハ舢船ヲ送り荷口ニ鍵ヲ下シ得ルコト、シ途中ニテ盜取シ能ハサル様ニセハ可ナラム

【七回 11b】

◎益田 泥棒論ハ中止シ何カ新工夫アレハ承リタシ

◎長谷川 泥棒防キハ別論トシテ横濱ニ於ケル売捌方法ヲ變スルトキハ數量ノ正確ヲ保スルコトヲ得ン蓋シ泥棒ノ防キハ到底不能ナレハ盜マル、方ハ東洋汽船ノ御勝手トシ当社ハ船側渡トスルトノ説モアリタレトモ当社ニテ舢二積渡ス際看貫ヲ為サ、レハ東洋汽船ニテ陸上ノ際看貫スルナクヘク其際六十屯ノ舢二積來リタルモノカ五十五屯シカナキトキハ必スヤ苦情ヲ申立來ルヘク今日迄苦情勿リシ処ヨリ見レハ六十屯ノモノカ六十一屯アリシ故ニハアラサルカ若シ余ノ推測ニシテ誤ラストセハ船渡ニテ売却スルコトヲ廢シ陸上ノ上看貫ヲ為シテ引渡シ愈欠斤ヲ生スルトキハ始メテ門司ノ積込方不足ナリシコトヲ知り得ベシ今日ハ箱ノ容積ト舢船ノ「ドラフト」トニテ數量ヲ見ルトノコトナルモ是レハ單ニ大見當ニ止リ正確ナルコトヲ知り得サルナリ

【七回 12 a】

◎藤田 種々研究ノ結果船渡ヲ止メル考ナリシモ如此セハ小口引渡ニ一々看貫ヲ為シ立会ノ上渡スノ繁アリ横浜ノ小石炭商人ニハ売り渡シ得サルノ結果トナルヲ以テ不得已船渡ヲ承諾スルカ又ハ本船ニ於テ看貫ノ上売渡シ又東京送りノ分ハ納先ニ於テ看貫ヲ為スニ依リ本船ニ於テハ看貫セサルコトニ為サント決心セリ

◎益田 大阪如何

◎飯田 大和船ヲ使用シ看貫ノ上受渡ヲ為ス今日ノ処別ニ差支ナシ汽船ヲ雇フトキハ欠斤多キヲ以テ可成大和船ヲ使用スルコト、為シ居レリ

◎益田 東京ノ遣り方ハ杜撰ナリ故ニ受渡上改良ヲ要ス

長崎ニ於ケル杵島炭ハ如何

◎松尾 一割挿目アル為メ欠斤ヲ生スルコト殆ント之ナシ

【七回 12 b】

◎益田 欠斤多キトキハ大ニ荷主ノ感情ヲ悪クスルヲ以テ從來ノ如ク売上勘定トセス打切勘定トシテハ如何即チ運賃諸掛手数料欠斤利息杯ヲ見積リテ之ヲ売却値段ヨリ控除シ其残りニ相当スル代価ヲ以テ当社ニ買切ルコト、シテハ如何尤モ荷主ニ於テ売上勘定ヲ望ム向ハ從來ノ通りニテ可ナリ

◎飯田、松尾、藤田 大ニ宜シカラム

◎藤田 乍併余り欠斤ヲ多ク見積ルトキハ商売成立タサル結果トナルベシ

果トナルベシ

◎松尾 荷主ノ見込ニ依リ物産会社ノ算盤ノ取り方当ヲ得スト考フレハ売上勘定ノ方ヲ請求シ得ルニ依リ差支ナカラム

◎益田 打切勘定トスルトキハ門司ニ於テ荷主ト立会ノ上数量ヲ改メ之ヲ引取ラサルベカラズ而シテ門司ニ荷主ノ代理人カ現在スル場合ハ可ナ

【七回 13 a】

ルモ代理人ナク門司支店カ即チ代理人ナル場合ニ坑主ヨリ積送リタル数量ヨリハ当社へ買切リタル数量大ニ減少シタリトテ荷主ヨリ門司支店ノ看貫方ヲ批難シ門司支店ニ於テ大ニ困却スルカ如キコト出来致サ、ルカ

◎松尾 何万屯テフ大高ヲ取扱フ以上ハ欠斤ノ生スルハ已ムヲ得サル所也

◎益田 東京ニテ欠斤ヲ生スルカ如キハ弁明シ易キモ門司ニテ仕切ルトキ欠斤ヲ生スルトキハ積高テ多クシタル故欠斤ヲ生シタルモノニテ自画自賛ト一般ナリト云フ苦情出テサルカ

◎松尾 買約定ヲ為ス際欠斤ノコトモ相談セハ可ナラム

◎福井 門司ヨリ東京へ石炭ヲ送ル場合ニハ門司ニテ一度東京ニテ一度都合二度目方ヲ改ムルコト、シテハ如何尤モ

内々ノ炭ニテ信用ヲ措キ得ヘキモノハ一度改ムルノミニニテ可ナリ

【七回 13 b】

◎福原 荷ノ種類多ク置場一々格別ナルトキハ欠斤ヲ知ルニ

稍容易ナルモ続々跡荷ヲ積上ケル場合ニハ到底欠斤ヲ知ル

コト能ハス即チ一種類ノ炭ヲ悉皆積出シ切りタル后ニアラ

サレハ其欠斤如何ヲ知ルコト能ハズ

◎福井 物産会社ニテ山元ヨリ送荷ヲ受取ル際ニハ目分量ニ

依ルカ又ハ看貫スルカ

◎福原 七屯一車ト云フカ如ク目分量ニテ引取ルモノナリ

◎松尾 汽車ニテ送リ来ル分ハ横浜五分香港一分出ノ上海一

分ト云フカ如ク欠斤ヲ見込ミテ之ヲ仕切ルコト、シ而シテ

之ヲ門司ニ積上ケ置クトキハ其間ニ欠斤ヲ生シス東京へ着

ノ上砲兵工廠又ハ其他ノ得意先へ納メ込ム間ニハ又々欠斤

ヲ生スヘキヲ以テ是等ヲ見込ミテ売約定ヲ為スコト、シテ

ハ如何

【七回 14 a】

◎長谷川 従来ノ経検ニ依レハ荷主ハ八十錢若クハ二十錢方安

値ニテモ売上勘定ヨリハ打切勘定ヲ望ムヘキヲ以テ売約定

ノ成立ツヘキ場合若クハ入札カ落札シタルカ如キ場合ニハ

関係店打合ノ上運賃諸掛欠斤等ヲ見積リ荷主ノ手取ヲ概算シ其代価ニテ買切約定ヲ為スコト、スルカ至極良方法ナルベシ

◎益田 是ヨリ三池粉炭塩浜売リノコトニ付浅野氏取調ノ結

果ヲ述フベシ

◎浅野 三池粉炭ノ是迄ノ売方ハ御承知ノ如ク三池ノ石炭商

社山尾市太郎島原石炭組合ノ三間屋カ物産会社ヨリ一ヶ年

五万乃至六万屯ヲ引受ケ売却シタルモノナルカ一昨年未昨

年度ノ約定ヲ取結フニ際シテハ石炭ノ景氣非常ニ宜シカリ

シ為メ一屯五円ニテ契約シタルニ其後炭価下落シ炭ノ売行

悪シク為メニ屢々値

【七回 14 b】

下ヲ申込ミ契約セル数量モ引取ヲ為サス当社ハ大ニ迷惑ヲ

蒙リタルカ遂ニ先方ノ申込ヲ容レ数量ヲ半額ニ又値段ヲ三

円四十錢ニ減却セリ昨年度ニ於ケル三池粉炭売方ノ形勢ハ

如此ナリシヲ以テ重役ニ於テモ大ニ心ヲ勞セラレ他ニ方法

ヲ求メサルヘカラストノ考ヲ有セラレ余モ亦熟考ノ結果是

迄ノ方法ニ依ルトキハ値段下落スレハ約定ノ数量ヲ引受ケ

サルノミナラス値段ノ引下ヲ請求シ之ニ反シテ炭価上騰ス

ルモ値段ノ引上ヲ承諾スルコトハ之ナルヘク何レニスル

モ当社ニ取リテハ面白味少シ故ニ是非共当社自ラ値段ヲ

「レギユレート」スルノ必要ヲ感シ之ヲ為スニハ約定期限ヲ短クシ三ヶ月位ノ値段ヲ取極メ置キ三ヶ月毎ニ其値段ヲ改ムルコト、スル方可ナルベシト考ヘ其旨ヲ先方ヘ交渉シタルニ値段ヲ三ヶ月毎ニ改ムルコトハ差支ナキモ一ヶ年ノ供給高ハ予シメ約定シ置クコト、致度トノコトナリ依テ之ヲ承諾ス

【七回 15 a】

ルトスルモ借一步退テ考フレハ仮令三ヶ月ノ約定ニテモ其間ニ値段ノ高下アレハ矢張一ヶ年約定ノ場合ト同一ノ結果ヲ呈スルヲ以テ寧ろ塩田ヘノ直接売ヲ開始セサレハ重役ノ御趣意ヲ充タス能ハスト考ヘ上申ノ上昨年度ノ約定ハ昨年度限りニテ打切り本年度ハ当会社自ラ塩田其他ノ消費者ヲ相手トシテ売込ヲ為スコトニ決定シタル次第ナリ而シテ是迄ノ売方ハ前ニモ一言シタル如ク三問屋ヲシテ引受ヲ為サシメ又其下ニ半商半船頭トモ云フヘキモノアリ周防并芸備地方ヨリ塩ヲ買入レテ九州ヘ持ち来リ其戻荷ニ炭ヲ買積シテ塩田地方ヘ売捌クテフ仕組ニシテ物産会社―問屋―船頭―塩田ト云フカ如ク順次二三者ノ手ヲ經由シタルモノナリ故ニ旧来ノ習慣ヲ打破シテ直接塩田売ヲ始メントスレハ先ツ以テ問屋トノ關係ヲ絶チ又船頭ノ買積ヲ止メシメサルベカラズ之ヲ止メシムルニハ直接塩

【七回 15 b】

田地方ヘ出張シ其成行ヲ述ヘ直接約定ノ利益ナルコトヲ勸誘スルノ外ナキヲ悟リ過般來塩田地方ヲ巡回シタル処何レモ小作人カ個々ニ塩ノ製造ニ従事スルニ止マリ大資本ヲ有シ大仕掛ニ塩ノ製造ニ従事スルモノ少ク從テ現金ヲ以テ石炭ヲ買取ルノ力アルモノナク又信用シテ先約定ヲ結フニ足ルヘキモノナシ依テ第一着ニ彼等ヲ結合セシムルノ必要ヲ感シ小作人ヲ集メテ利害ヲ説得シ石炭買入レノ為メニ一ノ組合ヲ起サシムルコト、セリ幸ニ各地方共塩田ノ会所アリ地主ト小作人トノ連絡ヲ計リツ、アルヲ以テ之ヲ利用シ小作人ヲ結合セシメ其總代又ハ有力者ト約定ヲ取結ブコト、為シタリ夫此大ニ手数ト時間ヲ要スルモ彼等ハ此方法ニ依リ仲買口銭モ省ケ又石炭ヲ安値ニ買取リ得ベキコトヲ悟リタルヲ以テ向後引続キ直接約定ヲ取結ヒ得ルナラント信ス而シテ余ノ巡回シタル場所ノ内三池粉炭ノ売行クヘ

【七回 16 a】

キ望アルハ周防ノ塩田ヘ一万屯芸備ノ塩田ヘ一万屯四国ノ塩田一万屯九州ノ塩田ヘ一万二千屯ノ見込ナリ此内既ニ確定ノモノアリ

借茲ニ最モ心配ナルハ運炭方ナリ今日迄ハ買積船頭カ自己



ノ勘定ヲ以テ塩ノ返リ荷トシテ之ヲ積取リタルモ若シ此船ヲ利用シ得サルトキハ運炭上大ニ差支ヲ来スヲ以テ是非共是迄ノ買積船頭其他ノ船持ニ三池炭ヲ運ハシメサルベカラズ然ルニ彼等ハ商売ヲ取ラレタル結果運賃積ヲ嫌フノ傾アリ現ニ東京本店ニ対シ船持ヨリ三池粉炭約定ヲ申込ミタル者アル位ニテ彼等ノ内ニハ金ヲ有シ又船モ確カナルモノヲ持チ其勢力中々強ク之ヲ物産会社ノ手中ニ擒縦スルコト極メテ困難ノ事業ニ属ス就テハ差向キ鉱山会社ニ於テ塩田向ケノ為メ舢船五十艘斗リヲ備ヘラレンコトヲ望マサルヲ得ス勿論右等ノ船手ニ運賃積ヲ為サシムルコトモ十分努ムル積リナリ

【七回 16 b】

右ノ外九州セメント其他ノ工場ヘモ直接約定ヲ為スノ方針トシ九州日本セメントヨリモ申込アリ既ニ六七千屯ヲ売約セリ尚細目ニ就テハ御問ニ從ヒ陳述スルコト、スベシ

◎益田 小作人等ハ身元小ナルモノナルカ之ト約定ヲ結ヒ置クモ集金方ニ心配ナキヤ

◎浅野 小作人ト直接ニ約定セス会所ヨリ公債又ハ銀行預券ヲ担保ニ取りテ約定シ荷物ト引替ニ現金ノ支払ヲ得而シテ其石炭ハ一度会所ノ所有ニ歸シ会所ヨリ更ニ之ヲ小作人ニ引渡シ其代価トシテ塩又ハ現金ヲ会所ニ取立ツル仕組ナリ

◎益田 舢船ヲ造ルト否トハ損益次第ナリ若シ舢船ヲ造ルコトカ不利ナルカ為メ之ヲ造ラストスレハ運搬方ハ如何スベキヤ

◎浅野 舢船ハ從來運碓丸ヲ各地ニ差回ハシタル計算等ニ依リ

【七回 17 a】

算当相立ツ丈ノ運賃ヲ取ムルコト、セハ差支ナカラム

◎益田 舢船ヲ造ラサレハ買積船頭ニ降參セサルベカラサルカ

◎浅野 買積船頭ニ於テ運送ヲ拒ムカ如キコトハナカルヘキ見込ナリ現ニ大分談ノ進ミ居ルモノモアリ大抵纏マルヘキ考ヘナリ

◎益田 運賃ハ何程位ナルヤ

◎浅野 三池三田尻間一万斤ニ付八円ニテ雇船ヲ為スコトヲ得

◎益田 三田尻売ハ何円位ナルヤ

◎浅野 万斤二十八円ノ建値ニシテ内運賃八円仲買口錢九十錢(一屯ニ付十五錢)海上保険料十八歩(百円ニ付一円、一屯三錢ノ割)三池手取一屯三元見当ナリ

◎益田 塩田売四万二千屯ハ運送ニ差支ナキ考ヘナリヤ

◎浅野 差支ナキ様心配スル考ヘナリ

【七回 17b】

◎益田 塩浜ハ皆小作ナリヤ

◎浅野 大抵小作ナリ自ラ塩田ヲ有シテ塩ノ製造ヲ為ス者ハ

極メテ稀ナリ

◎益田 何レノ地方ニモ会所アリヤ

◎浅野 高松ニハ会所ナシ大ニ困却ス但確カナル問屋アリシ

故之ト引合ヲ為シタリ

◎益田 他ノ石炭ノ塩田ニ於ケル關係ト三池粉炭ニ対スル比

較如何

◎浅野 三池炭ト他炭トノ關係ヲ取調ヘタルニ當時元山炭カ

三池ト共ニ行ハル蓋シ近年塩田ノ人々モ段々巧者ニナリ三

池炭ハ高キ為メ可成其使用量ヲ減センコトヲ計リ居ルモ

ノ、如シ三田尻地方ニ於テハ元山炭ニ近キ故三池ヲ元山ニ

混シテ使用シ又段々上ノ方ニ行ケハ豊筑ノ粘リ物ヲ元山ニ

混シテ使用シ進テ四国ニ入レハ平戸ノ

【七回 18a】

炭ノミヲ使用セルモノアリ之ハ近年遣り始メタルモノニシ  
テ要スルニ三池粉炭ハ値段高キ為メ不得已之ヲ用ユルニ至  
リタルモノナリ而シテ我々ノ最モ上得意ナリト考ヘ又三池  
ノ問屋連モ爾カク考ヘ居リタル場所ハ案外ニモ大ナル会所

アリテ目ノ早キ者之ニ居リ三池ト元山トヲ焚クハ不經濟ナ  
ルコトヲ発見シ単独ニ平戸ノミヲ焚キツ、アルハ一驚ヲ喫

シタル所ナリ兎ニ角今日三池粉炭ハ進歩セル塩田ニハ之ヲ

使用セス退歩セル塩田ニ於テ之ヲ使用スルカ如キ傾向ニシ

テ塩田ニ於ケル三池粉炭ノ頸敵ハ平戸炭并豊筑ノ粘リ炭ナ

リト云ハサルベカラズ

◎益田 三池粉炭ヲ二十八円ト見平戸并豊筑ノ粘リハ何程ナ

ルヤ

◎浅野 平戸十六七円豊筑ノ粘リ二十円乃至二十三円ナリ

◎益田 豊筑粘リノ炭名ハ何ナリヤ

【七回 18b】

◎浅野 三笠西川ト称スルモノナリ

◎益田 塩田ノ使用ハ何程ナリヤ

◎浅野 五十万屯位ヲ使用スベシ

◎益田 別ニ衰フル模様ナキカ

◎浅野 ナシ

前ニ一言セル如ク三池粉炭ハ元山炭ト混合シテ使用セラ  
ル、ヲ以テ塩田ヘノ石炭商売カ好結果ヲ奏セハ元山炭ヲ當  
社ノ手中ニ握ルコト、致シタシ二十五万屯位ノ出炭ハ売捌  
上困難ヲ感セサルヘク且之ヲ取扱フコトハ三池粉炭売込上  
大ニ便宜ナレハナリ

◎益田 売捌ハ何レニ於テスルヲ便利トスルヤ各地ノ会所へ  
出向カサルヘカラサルカ將タ三池ニテ可ナルカ

◎浅野 三池ニテ可ナリ石炭商社ヲブローカートシ九州一円  
ヲ受持タ

【七回 19 a】

セ又山尾ニ中国并四国一円(阿波ノ撫養<sup>ムヤ</sup>ヲ除ク同所ハ神戸  
支店ヲシテ取扱ハシムルヲ便トス)ヲ受持タセ石炭商社ハ  
三池ニアリ山尾ハ尾ノ道系崎ノ内二人ヲ派シ取扱ヲ為サシ  
ムルコトニ打合せタリ島原石炭組合ハ無関係ナリ

◎長谷川 当社ニ於テ直接売ヲ初メタル結果是迄塩ヲ九州ニ  
持ち来リ返リ荷ニ三池粉炭ヲ積取リタルモノハ三池粉炭ヲ

買積ミスルコト能ハサル為メ平戸ノ石炭又ハ豊筑ノ粉炭ヲ  
買積ミシ中国并四国へ売込ムコト、ナラサルカ

◎浅野 其点ハ大ニ心配ナルモ平戸ニ行クニハ空船ノマ、長  
崎ヲ回ラサルベカラズシテ危険ナルニ依リ当社カ相当ノ運  
賃ヲオツフアースル以上ハ三池粉炭ヲ運賃積スルナラム

◎長谷川 塩ハ何レニ来ルヤ

【七回 19 b】

◎浅野 重ニ島原ニ来リ同所ヲ中心トシテ肥后并薩摩地方へ  
迄輸入セラル

◎長谷川 鉄道便ニテ来ラサルカ

◎浅野 門司ヨリモ鉄道便ニ依リボツツ輸入セラル

◎松尾 塩ハ中国并四国ヨリ九州地方へ来リ其売上金ヲ利用

シ三池又ハ平戸ノ石炭ヲ買取り積返ルモノナリ

◎益田 先般話アリタル住榮丸ノ船主ハ如何シタルヤ

◎浅野 未タ会合セス

◎益田 スル船持ニハ売ラサル方得策ナルヤ

◎浅野 然リ

◎益田 船持ニ売渡サ、ルトキハ他ノ炭ヲ買積シ行キ延売ニ

テ売却シ会社ノ商売ヲ妨害セサルヤ

【七回 20 a】

◎浅野 彼等ハ今日迄モ現ニ延売リヲ為シツ、アリタルモノ  
ナルモ「レギュラー、サツプライ」ヲ為スコト能ハズ且値

段モ荷物少シト見レハ高売リシ又荷物余リ居ルトキハ運賃  
ヲ安く見積リ安売リヲ為ス等ノコトアリ塩田ヲ有スル者ハ  
寧ロ彼等ノ勝手氣假ニ振舞フヲ心良カラス思ヒ居リタル際

ナレハ此度当社トノ直接約定モ成立チタルナリ故ニ左程恐  
ル、ニ足ラズ且延売ノ必要アルモノハ石炭商社又ハ山尾ニ  
受持タシムルコト、スベシ

◎益田 九十銭ノブローカレージ丈ニテハ延売ニ対スル責任  
ヲ受持タシムルコト能ハサルベシ

◎**浅野** 九十銭ハ着荷後直ニ会所ヨリ代金ノ支払ヲ受ケ得ヘキ分ニ対スルブローカレージナレハ延売ノ分ハ別ニ之ヲ定メサルベカラズ但延売ハ石炭商社又ハ山尾ニ受持タシムルト云フモ約定ハ当

社ト需用者トノ間ニ直接ニ取結フ考ナリ

此商売ヲ發達セシムル迄ハ三池ノ運砥丸ヲ塩田売ニ利用シ得ルコトニ致シ貫ヒタシ

◎**益田** 一時ノ事ナレハ兎毛角モ塩田売ノ為メ解船迄モ所有スルハ策ノ得タルモノニ非ス故ニ可成雇船ヲ以テ間ニ合スコトニ致シタシ

◎**団理事** 船頭ニハ全ク売ラサルヤ

◎**浅野** 船頭ニハ売ラズ運賃積ヲ説得スルコト、ス

◎**団** 運賃積ハ好マストテ他ノ炭ヲ買積ミスルコトニナリ大ニ運搬力ヲ殺カル、ノ恐ナキヤ

◎**浅野** 当分ノ内幾分敷不足ヲ感スヘキモ悉ク逃ケラル、カ如キ恐ナシト考フ

◎**団** 進歩シタル塩田ハ三池ヲ止メ古キ塩田ノミ三池元山ヲ焚クトノ

【七回 20 b】

話アリタルカ如何ナル故カ

◎**浅野** 重モナル原因ハ高値ナルニアルモ今日迄船頭ノ供給ヲ仰キ居リタル際ニハ規則立チタル供給ナカリシト現品ノ多少ニ依リ値段ノ高下ヲ行ハレタルトノ二点モ亦其大原因ナルベシ

◎**長谷川** 二十八円ノ三池粉炭ヲ使用スルト二十円乃至二十三元ノ豊筑炭ヲ使用スルト利害如何アルヘキヤ

◎**浅野** 未タ試験シタルモノナシ依テ試験方ヲ依頼シ置キタリ

◎**団** 塩浜ヘハ以前十万屯位三池出テタルモ爾來漸次減少セリ是レ蓋シ炭質ハ可ナルモ値段高ク且船頭ノ為メニ値段ヲ左右セラレタルニ依リ平戸等ノ安物ヲ使用スルコト、ナリタルナラム

◎**浅野** 松島粉炭カ新三池ノ名義ヲ以テ塩田ニ入り込ミ居レリ

◎**福原** 元山三池使用ノ割合如何

◎**浅野** 三池一割乃至二割位ナリ

◎**大野** 赤穂地方ハ何レヨリ引合ヲ為スヤ

◎**浅野** 神戸ヨリスルヲ便トス

◎**団** 塩田ノ需用高五十万屯ノ内何程三池ヲ売り込ミ得ヘキ

【七回 21 b】

【七回 21 a】

ヤ

◎浅野 二割位迄ハ売込ミ得ルナラム使ヒ手ハ何レモ小作人ニテ三池ヲ焚ケハ燃ヘ方宜シキ位ノ考シカ有シ居ラス又大地主モ実際三池炭ノ巧用ヲ試験シタルニアラズ只値段段高シトテ他ノ炭ニ乗り替ヘタル位ナルベシ

◎寺島 東京ニ於テ石炭ノ一、二、三等等ニ付火力ヲ試験シ其成績表ヲ造リ貫ヒタシ

◎益田 吉田技師ニ依頼シテ取調ヘタルモノアリ參稽セラルベシ

尚詳クハ取調フルコトニナスベシ(第七回終)

第八回 一月二十五日 午前

【八回 1a】

◎上田 石炭ノ事ニ付昨日言漏ラシタル所ヲ述ブベシ

諸三池石炭約定ノコトハ専ラ海外支店ニ關係ヲ有シ内地支店中關係アルハ長崎神戸横浜等ニ止マルモ一応其成行丈ヲ心得居ルコトハ無益ノ事ニアラサルヘケレハ大要ヲ叙述スルコトトスヘシ

本年度ニ於ケル三池炭海外約定ハ余リ好都合ニ相連ハス粉炭ヲ安値ニ売却シ又塊炭モ最初予期セシ通りノ値段ニハ売レ行カス売高モ亦平年ニ比シ少ク残炭多シ即チ塊炭ニ就テ

見ルモ出炭高凡ソ三十七万屯ノ内売約済ノモノハ二十二万五千屯ニシテ差引十四万五千屯ノ残炭アリ此内凡ソ四万屯ハ目下相談中ニ屬シ多分約定成立スヘキ見込ナレハ差引十萬屯丈ハ向後売却致スヘキモノナリ故ニ今年中三池塊炭ノ臨時売ヲ

【八回 1b】

努ムヘキハ勿論機會アレハ桑港布哇ヘモ送り又爪哇コロンボ等ヘモ出來ル丈ケ沢山送り出シテ残炭ヲ減シ其販路ヲ拡ムルコト、致シタシ元來三池石炭ハ出炭多キニモ拘ラス中々能ク売捌ケ就中塊炭ニ付テハ更ニ売方ニ苦勞ヲ為サ、リシモ素ト々三池炭ノ得意ハ甚タ狭シ從來ノ最大得意ハ上海并ニ香港ニ於ル太古、怡和ノ二軒ニシテ此二軒ノ家ハ最初ヨリ三池石炭ノ他炭ニ比シテ德用向ナルコトヲ知り出炭ノ大部分ヲ買約シ呉レタリ此他ニ倫敦ニテ約定スル、グレ、ペン、シャイアノ三大汽船会社并ニ其他ノ燃料船ニ對シ毎年定マリテ数万屯ヲ売約セリ斯ル次第ニシテ是迄塊炭ノ売方ニハ更ニ困難ヲ感セサリシ処近年豊筑ノ石炭採掘高漸ク増加シ其内ニハ品質上

【八回 2a】

等ナルモノ少ナカラス且売方モ巧者トナリテ随分機敏ノ運

動ヲナスニ至リタリ即チ以前ハ他人カ香港又ハ上海ニ出テ、売炭ニ奔走セルハ当社ノ目ヨリ見テ恰モ兇戯ノ如ク孺子能ク何ヲカ為シ得ント考ヘ候テ輕蔑シタル位ナリシモ今日ハ中々侮ルヘカラサルモノアリ現ニ近頃新聞紙上ニ於テ散見スルカ如ク門司ニ谷口、加藤等ノ人々集リテ五万円ヲ出資シ石炭販売ニ関スル組合ヲ設ケ他ニ有力者ノ後援アリ香、上、両地ニ店舗ヲ設クルノミナラス仄ニ聞ク所ニ依レハ汽船一二艘ヲ買入レ世間ノ高運賃ヲ支払ハズ手船ヲ以テ石炭ヲ輸送スル手順ニ運ヒツ、アリ又北海道炭硯鉄道会社モ自ラ運送船ヲ有シ石炭ノ輸送用ニ供シ此他自ラ汽船ヲ所有セサルモノニテモ輒近日本ノ船舶増加シタル結果雇船容易トナリ

【八回 2 b】

旁以テ当社以外ニ石炭商売ニ着目スルモノ多キヲ致シタルノミナラス外人モ亦条約改正ノ結果トシテ門司ニ店ヲ出シ随分内地人ト結託シテ手広ク石炭ノ仕入并ニ販売ヲ為シ得ルコト、ナリタルヲ以テ石炭商売ハ従前ニ於ケルカ如ク我社ノ一人舞台ニアラス右是等有力ナル競争者アルノミナラス石炭モ亦侮ルヘカラサルノ良質ノモノ少ナカラサルヲ以テ向後ハ余程機敏ノ働ヲナシ三池炭ノ販路ヲ十分ニ拡充スルコトヲ計ラサルヘカラス此事ニ付テハ海外各店ヘモ詳

細申送リタルカ要スルニ三池炭売方ニ就テハ従前少シモ困難ヲ感セサリシ時代ノ眠ヲ醒マシ一ケ年七八十万屯ヲ採掘スル大坑主ヨリ其出炭一切ノ販売方ヲ依託セラレ新タニ其販路ヲ広メサルヘカラサルモノト考ヘ且其石炭ハ極メテ徳用向ノモノニシテ之ヲ売払ムルトキハ需用者ノ好評ヲ

【八回 3 a】

博シ当社モ之カ為メ莫大ナル手数料ヲ収メ得ヘク此坑主ハ実ニ大切ノ得意先ナリトノ觀念ヲ十分脳裡ニ印シテ此新得意先ノ信用ヲ受クルニ足ル丈ケノ働ヲナスコトヲ心掛ケサルヘカラス斯クシテ此石炭ノ販路ヲ擴張シ或ル年ハ甲ノ得意トハ不幸約定成立サリシモ其代リニ乙ノ得意ト約定成立シ又甲地方ニハ売約定成立セサリシモ乙地方ヘハ売約定成立シタリト云フカ如ク毎年平均シテ出炭ノ全部ハ容易ニ売捌キ得ル様ニ為サルヘカラス換言スレハ従来ハ三池炭ノ約定先ハ極メテ狭ク偶々甲ノ得意甲ノ地方ト約定成立セサレハ直チニ残炭ヲ生スルト云フカ如キ有様ナリシモ向後ハ勉メテ其得意先ヲ広クシ一方ニテ売レサルモ他方ニ於テ容易ニ売捌キ得ル丈ケノ基礎ヲ堅メ置カサルヘカラス此事ハ三池炭売捌上ノ方針トシテ特ニ各支店長

【八回 3 b】

諸氏ノ銘記ヲ請フ所ナリ

次ニ残り居ルハ三池小塊ト称スル洗滌炭ニシテ今年ノ出炭  
高八万屯ノ内一万五千屯ヲ売約シ残炭六万五千屯ナリ尤モ  
此内二万四千屯程ハ目下相談中ニテ多分約定成立ツヘキ見  
込ナレハ結局残炭ハ四万屯ナリ而シテ此洗滌炭ハ従来三池  
切込ヲ造リタル材料ノ一部分ナリ即チ切込ハ粉炭五割小塊  
五割ヲ混合シテ造ルモノナルカ之ヲ切込ミトセス粉炭ハ粉  
炭トシ小塊ノミヲ區別シ且此小塊ニハ粉炭附着シ居ルノミ  
ナラス小石其他悪石ノ混合少ナカラサルヲ以テ器機ヲ以テ  
其粉分ヲ洗ヒ落シ(洗ヒ落サレタル粉分ハ水ト共ニ流レテ  
水槽中ニ入り沈殿シ之レヲ取出シテコークスノ原料ニ用  
ユ)又三分乃至三分五厘程モ混入セル悪石ヲ悉皆取除キタ  
ルモノナレハ炭質大ニ宜シ従テ買手カ其成立ヲ詳悉シ洗滌  
炭ノ徳用

【八回 4 a】

向ナルコトヲ悟ラハ大ニ売行ヲ増加スヘキモ今日ハ未タ初  
メテ之ヲ調整シタルノミナレハ世人未タ其成立ヲシラス為  
メニ四万屯余ノ残炭ヲ生シ居ル次第ナレハ内地各店ニ於テ  
モ十分売リ方ニ勉メラレタシ  
次ニ粉炭ハ採掘高二十五万五千屯ノ内海外ニ於テ安値ナカ  
ラモ十八万屯内外ヲ売約シ残炭六七万屯ニ過キス且此分ト

テモ昨日淺野氏ヨリ述ヘタル如ク大抵内地塩田向ニ引当ツ  
ヘキモノナレハ粉炭ノ売方ニ付テハ差シ当リ諸君ヲ煩ハス  
ヘキモノナシ乍去三池炭山ハ有數ノ大鉱山ナルニモ拘ラス  
出炭ノ増加ニ伴フテ粉炭ノ増加ヲ致シ塊炭ノ割合ハ四割四  
五分ニ過キス且炭鉱ノ命脈モ向後久シク継続スヘキモノナ  
レハ粉炭売方ノコトハ常ニ脳裡ニ入レ置キ其塩田向ナルコ  
トヲ述ヘテ十分販路ノ拡張ヲ計リ置カサルヘカラス旁以テ  
今日粉炭ノ供給ハ寧ロ不足ヲ感スル程ナルモ新販路ヲ開

【八回 4 b】

始スル為メニハ如何様ナル繰合ヲモ為スコト、スベシ  
次ニ売捌ニ尽カスヘキハ鑄塊ナリ鑄塊トハ柱引ヲナス場合  
ニ其柱ノ外面ヲ削リタルモノ及普通ノ塊炭ヲ久シク雨露ニ  
曝シタル為メ黄色ニ変シ見苦シクナリタルモノ等ノ混淆ヨ  
リ成ルモノナリ而シテ昨春秋以来香港ニ於テ三池塊炭ノ品  
質ニ付苦情アリ其要旨ハ三池塊炭中ニ粉炭ノ混入多キコト  
并ニ鑄炭ノ混入多キコトノ二点ニアリ且此当時鑄塊ヲ他ヘ  
売出シタル処見場悪キモ焚ク上ニ於テハ普通炭ト殆ソト相  
違ナキ所ヨリ通常塊モ鑄塊モ之レヲ同一ト見做サントシテ  
苦情ヲ惹起シタリ蓋シ右ハ表向ノ口実ニシテ其原因ハ一昨  
年高値ノトキニ約定シタル値段段ト今日ノ相場トハ非常ノ開  
キアルヲ以テ品質ノ不良ヲ名トシ値下ケヲナサシメントス

ルニ在リ此苦情ハ数々交渉ノ結果昨年

【八回 5 a】

末ニ於テ無事其局ヲ結ヒ今年度ノ約定モ成立セリ斯ル行キ掛リモアリタルヲ以テ鑄塊ノ品質如何ノ事ハ一応御承知置ヲ願ヒタシ今昨年末ニ於ケル社船試焚ノ成績ニ依ルニ通常塊ト鑄塊トノ差ハ凡ソ五分ナリト即チ通常塊ナレハ九屯半ニシテ可ナル処ヘ鑄塊ナレハ十屯ヲ要スル勘定ニシテ此断定ハ正鶴ヲ得タルモノト考フ尤モ鑄塊中ニテモ品質不良ナルモノハ一割乃至一割五分ノ差アリ又同シ鑄塊ノ内ニテモ坑内ヨリ掘出シタルバカリノモノハ殆ント塊炭ト其消費高ニ於テ等差ナシト云フテ可ナリ又鑄塊ノ値段ヲ立ツルニハ右ニ述ヘタル消費高五分ノ差ト使用者ノ徳分トヲ見込ミ塊炭ヨリ一割落ニシテ売捌方ヲ海外支店ニ指図シアリ即消費高五分ノ差ト使用者ノ徳分ヲ五分ト見積リタリ

【八回 5 b】

鑄塊ハ随分人ニ依リテハ通常塊ト効力ニ於テハ差異ナシト云フモノアレトモ長ク雨露ニ曝シタルモノ及鑄ノ殊ニ太甚シキ部分ヲ集メタルモノハ一見其見場ノ悪シキノミナラス消費高ニ於テモ大差アルベシ而シテ其上等鑄塊ト下等鑄塊ノ區別ヲ為スコトハ中々困難ナリ昨年末三池ニ赴キタル

トキ大ノ浦ノ柱引セル炭ヲ殊更ニ坑内ヨリ取寄セ試験セリ即チ柱ノ外側ヲ剥キタルモノ尚ホ一坑内ノ剥キタルモノ今一ツ内ヲ剥キタルモノ并ニ純粹ノ柱ノ心トヲ區別シテ取寄セ一々之ヲ割リテ仔細ニ検分シタルモノ一番外側ニアル分ハ随分赤錆トナリ見場甚タ悪ケリ第二番目ノ分ハ最初ノ分程甚シカラサルモ尚多少石炭ノ表面ニ黄色ヲ帯ヒ之ヲ打碎キテ内部ヲ見ルニ矢張其錆ノ筋ガ内部迄通り居レリ又第三番目ハ第二番目ヨリハ一層錆少ク又柱ノ心ニ至リテハ殆ント普通ノ上等炭

【八回 6 a】

ト異ナラス從テ其上等ノ部分ハ地山ニ混淆シテ出スモ少シモ外見變リナキノミナラス其効力ニ於テ差異アルコトナシ乍併地山ト柱引ノ心トノ差ハ少シニテモ永ク外ニ置クトキハ其結果著シク表顯ス即地山ハ容易ニ錆ノ出ツルコトナキモ柱ノノ心ハ少シク永ク外ニ置ケハ黄色ヲ帯フルニ至ル是故ニ口ノ津ヨリ直ニ送り出シ且消費者ノ手ニ直ニ売却スルモノナレハ柱ノ心ヲ通常塊ニ混合スルモ苦情ヲ受クル憂ナシト雖モ若シ遠方ヘ送り出スカ又ハ消費者ニ直チニ引渡サス一ト先之ヲ貯蔵シ臨時売ニ引当ルカ如キ場合ニハ柱引ヲ積出スコトハ避ケサルヘカラス之ヲ要スルニ鑄塊ハ先ツ通常塊ヨリ一割引ニテ売却シテ相当ナリ尤モ鑄塊中ニ随分久



シク外ニ置キタルモノ若クハ通常塊中ニ混シ居リタル石ヲ  
取除ケタルカ如キ劣等ノモノアリ此等ハ別ニ區別ヲナシ置  
キ社船又ハ山ノ焚料トシ

販売口ニハ決シテ振り向ケサルナリ

【八回 6b】

鑄塊ハ八万屯ノ出炭アルモ其内社船并ニ月雇船ノ焚料二三  
万屯ヲ消費シ残り五万屯ノ内既ニ売却シタルモノ及確カニ  
売約ノ出来ヘキモノノ二万屯内外ハ之アルヘキヲ以テ結局向  
後売捌方ヲ努ムヘキ数量ハ三万屯ナリ而シテ此鑄塊ハ外見  
悪シキモ其効能ニ至リテハ僅カニ五分ノ差アルノミナレハ  
得意先ヘ其徳用向ナルコトヲ述ヘ買取り方ヲ勸説セラレン  
コトヲ望ム尤モ海外ニ於ケル約定口ニハ可成通常塊炭ヲ売  
約シ鑄塊ハ臨時売ニ引当テタシ長崎門司神戸横浜等ニ於テ  
ハ不絶少シ宛ニテモ取寄セ置キ得意ヲ勸誘シテ売込方ヲ心  
配セラレタシ一ケ年三万屯即一ケ月二千五百屯宛ハ売却セ  
サル可カラサルナリ

粉炭ノコトハ別ニ述ヘタルカ尚此通常粉炭ノ外ニ鑄〔教文  
字消失〕ル

【八回 7a】

粉炭アリ之ハ出炭三万屯ノ内既ニ一万二千屯ヲ売約シタ

レハ残炭ハ一万七千屯内外ニ過キス且之ハ炭山ノ焚料ニ引  
当テアリ然レトモ値段次第ニテハ之ヲ売却シテ炭山ノタメ  
利益ヲ増進スルコトハ素ヨリ努メサルヘカラス蓋シ粉炭ハ  
随分売約ヲ取結ビタルモ何分沢山出ツル粉炭ノコトユヘ長  
ク置キ品質悪シクナリタルモノモ生ヌスヘク又最初ヨリ鑄粉  
ノ如ク見場ノ悪シキモノモアルヘシ而シテ当時三池粉ノ上  
物ハ三池浜手取三円見当ニテ売却シツ、アレトモ若シ得意  
先ニヨリ安物ヲ望ム場合ニハ或ハ劣等粉ヲ当嵌メテモ可也  
即チ鑄粉ナレハ凡ソ一円八十錢見当ニシテ通常粉炭ニ比ス  
レハ大ニ値開キアリ斯ノ如ク同シ粉炭中ニモ段階アリ永ク  
置キタル粉炭又ハ鑄粉ノ如ク品質最モ悪シキモノハ一円七  
八十錢ニテモ売却スヘク其以上上等粉炭ナレハ三円位ニ売  
却シ又次品ハ二円五十錢位ニ売却ス

【八回 7b】

故ニ豊筑ノ安物等ニ比シ三池粉ノ三円ハ高過キルト云フモ  
ノアレハ鑄粉ノ如キ安物ヲ売込ムコトニ尽力セラレタシ  
三池石炭売り方ノコトハ大要上ニ述ヘタル如クナルカ尚進  
ンテ少シク山野石炭ノ事ヲ述ベシ  
昨年余ノ九州ニ赴キタル序ヲ以テ山野ヘモ立寄り採掘ノ有  
様ヲ一見セリ其時ニ既ニ手順モ整ヒ従テ出炭モ増加シ五尺  
炭ト八尺炭ト双方ニテ一日千箱ヲ出セリ凡ソ四百二十屯宛

ナリ而シテ五尺ノ方ハ大分深く掘り進ミタル故稍一定ノ石炭出ツルモ八尺ノ方ハ未タ口元ナル故石炭柔ク且水分多シ最初門司ノ石炭買場ニテ検分シタル処ニテハ外見悪ク粉分多キノミナラズ塊炭ニモ泥付着シ居リ余リ賞賛ノ出来サル炭質ニ見受ケタルモ社船ニテ焚試ミタル結果ハ大ニ宜シク殆ント金田豊國ト逕庭ヲ見ス然ルニ門司又ハ

【八回 8 a】

大阪等ニ於テ売試ムルモ未タ其名前并ニ品質ノ世人ニ知ラレサル故ニヤ今日未タ上値ヲ得ルコト能ハサルナリ然レトモ社船ニ於テ焚試ノ結果ハ右ニ述フルカ如ク良好ナレハ仮令豊前ノ一等炭程ニハ行カストスルモ大ノ浦三尺乃至之ト同等炭ヨリハ飛離レ豊前ノ一等炭ニ近キ値段ニ迄ハ必ス売却シ得ルナルヘシ又粉炭モ今日ハ若松受渡十三円位ニ売却シツ、アレトモ之トテモ品質ノ可ナルヲ知ル上ハ十五円ニモ十五円五十錢ニモ売行クナルヘシ今炭山ニ就キ親シク取調ヘタル所ニ依レハ山野炭ノ外見悪シキハ五尺ト八尺トヲ混スルニ依レリ即チ五尺ハ最早品質ノ一定シタル石炭産出スルヲ以テ之ノミヲ出荷スルトキハ外見悪シカラサルノミナラス粉炭ト雖モ十五六円位ニハ売行クヘキモ今日ハ八尺炭ヲ混淆ノ俣出荷スルヲ以テ外見悪シク値段モ低廉ナルヲ免カレサルナリ去リトテ之ヲ區別スルトキハ採炭費ヲ増加

スルコト尠

【八回 8 b】

少ナラサルヲ以テ之ヲ混淆スルコトハ山ノ都合上致方ナキ事共ナリ余ハ試ミニ五尺ト八尺トヲ区分スルノ説ヲ主唱シタル所島田事務長答ヘテ曰ク八尺炭ハ當時口元ヲ採掘スルニ止ルヲ以テ水分多キモ向來非常ニ有望ナリ其証拠ニハ奧ニ進ムニ從ヒ炭質堅キヲ致スヲ以テ今一ト辛抱ヲ為ストキハ必スヤ五尺ニ劣ラサル否五尺ヨリモ優リタル石炭ヲ得ヘキヤモ難計云々ト若シ八尺炭ノ品質カ五尺炭ニ勝リシニハ山ニ取り此上ナキ仕合ナリト謂フ可シ而シテ八尺炭ヲ山ニテ焚キタル模様ヲ聞キ又実地之ヲ試験シタルモ外見ノ悪ク泥ノ塗レタルモノニテモ焚ヘ方宜シキノミナラス灰分少ナク大ニ島田事務長ノ言ト思ヒ合ハサレタリ今日ハ未タ出炭少キヲ以テ五尺ト八尺トヲ混合スルモ差支ナシト雖モ出炭漸ク多キニ至ルトキハ之ヲ區別スヘク殊ニ尚ホ掘り進ムモ八尺炭ハ依然見場宜シカラストセハ尚更以テ區別

【八回 9 a】

ヲ為スコト肝要ナルヘシ又売り方ニ大ノ關係アルヲ以テ今後不絶山元ニ於テ八尺炭ト五尺炭トヲ區別シ試焚ヲ為ス事ニ致度差当り望ム所ハ塊ハ塊、粉ハ粉トシテ五尺ト八尺ト

ヲ區別シ焚キ試ミタル結果ヲ知り度又之ヲ混合シテ焚キ試ミタル比較ノ報告ヲモ得タシト申述ヘ置キタリ

山野石炭ハ最初ボーリングニテ見本ヲ取リタル際ニハ非常ニ良質ノ石炭ト鑑定セラレタルヲ以テ大ニ楽ミ居リタル処昨年採掘ノ初メニ出テタル石炭ハ見掛ケ非常ニ悪ク炭質可ナラス聊失望シタルモ其後社船ニ於テ焚キ試ミ又過般余ノ検分シタル所ニテハ品質大ニ良好ニシテ金田豊國ニモ劣ラサル位ナレハ海外ハ勿論内地ニ於テモ上等炭トシテ大ニ売捌方ニ努メラレタシ而シテ値段ハ筑豊上等炭同様に上値ニハ行カストスルモ可成之ニ近キ

【八回 9b】

値段ニテ売捌キタシ尤モ未タ炭質并其名前サヘモ知ラサル人多キヲ以テ売拵メノ為メニハ多少安値ニ販売スルモ差支ナク又得意ニ依リテ八十屯乃至二十屯位ハ特別安値ニ売却スルモ差支ナシ

◎小田柿 三池塊炭ハ桑港又ハホノル、等ノ新市場ニ対シテハ口ノ津手取何程ニテ売却シ可ナルヤ

◎上田 桑港并ホノル、向ケハ別段値段ニ制限ヲ設ケスニ三年前桑港ヘ三池炭ヲ送りテ売却セシコトアリ其時ハ十分ノ値段トハ行カサリシモ先以テ一杯々々ノ計算ナリシ其後ハ桑港地方ノ石炭并豪州英国等ノ石炭ニ庄倒セラレ日本炭ハ

引合ハサル結果トナリ殆ント断念シタリシモ近頃再ヒ生氣ヲ生シ今少シク桑港ノ相場高ケレハ引合フヘキ見込アリ故ニ今日ノ処ハ苟モ先方

【八回 10a】

ヨリ注文アラハ値段ニ拘ラス跡ノ商売ヲ作り得ルノ楽ミアレハ積送ルヘキ覚悟ナリ從テ先般桑港并倫敦ヨリ問合アリタル際ニハ口ノ津舟乘五円、又或ル場合ニハ四円ニテモ可ナリト申送りタリ今後桑港ニ於テハ折角同地并ホノル、へ売込方ヲ努メラレタシ〔數字消失カ〕

夫ニ付テ最モ困難ナルハ雇船ノ容易ニ手ニ入ラサル点ニ在リ故ニ第一着ニ雇船ニ注意シ割安ノ船アレハ透カサス之ヲ雇入ル、コトニ致シタシ今日ハトランスパール事件アリテ英炭高ク其結果コロンボヘモ日本炭輸入セラレ又孟買ヨリモ中下等炭ハ常ニ注文アリ為此是非レギュラーシツプメントトシテ送り度考ナルモ郵船会社ノ船ハ殆ント三菱ト内約済ニテ相談トナラス又P O会社船ヘ積込ノ事モ行ハレス又孟買倫敦兩店ヘ數回電信往復シタルモ雇船手ニ入ラス大ニ遺憾ニ感シ居リタルカ幸ヒコロンボ向ケハ過般來二艘丈雇船ノ都合付キタリ之ヨリ先キ仏郵ヨリ今年中二万屯程コ

【八回 10b】

ロンボ壳渡ノ約定ヲ取結ヒ度旨当社并炭磁鉄道へ申込アリ  
タリ然ルニ雇船ノコト心配ナリシヲ以テ仏郵ノ横浜ノエゼ  
ントニ申送り雇船ノ都合付カサルヲ以テ一年ノ約定ヲ為  
スコトハ不能ナルモ雇船ノ手ニ入りタル際隨時に相談ヲ為  
スコト、シテハ如何ト申入レタルニ幸ニモ先方ノ同意ヲ得  
爾来一月積一艘二月三月積一艘ヲ売約セリ此二艘ノ雇船ハ  
倫敦ニ於テ心配ノ結果可也ノ値段ニテ売約スルコトヲ得タ  
リ尚年末迄ニハ三四艘分ヲ送り出シ度考ナリ其他西貢ヘモ  
時々送荷スヘク又馬尼刺ヨリモ近頃注文聊カ増加シ来リ唐  
津炭ヲ送荷シツ、アリ要之海外送りハ勿論内地送りノモノ  
モ船舶ノ欠乏ニ苦シミツ、アル際ナレハ内外各店共十分注  
意ヲ加ヘ汽船ト和船トヲ問ハス雇船ヲ望ム者アレハ逃カサ  
ス之ヲ雇入レ然ル後石

【八回 11a】

炭ノ相談ニ着手スルモ差支ナキ位ナリ此点ハ十分に注意ヲ  
望ム

◎浅野

炭山ニ二万屯ノ小塊アリ之ヲ粉炭ト混スルノ談アリ

◎上田

今一ツハ先ニ述ヘタル洗滌小塊ナリ之ハ今年初メテ

造り出シタルモノナルカ之ト同時ニ昨年作りタル切込ヲ廃  
セリ然ルニ近頃他ノ炭山ヨリ採掘セラル、粉炭ヲ見ルニ従  
来切込ト称シ来リタルモノ、如ク又或ル山ヨリ出ツル粉炭

ハ切込ヨリモ尚一層小塊ヲ含ムコト多シ一言以蔽之三池ノ  
粉炭ハ純粹ノ細末ノミナルモ他炭坑ノ分ハ塊ノ混シ方多ク  
從テ見場宜シ尤モ赤池ノ篩ヒ方ハ三池ト同一ナルヲ以テ赤  
池粉炭ハ三池粉炭ト同一ナレトモ其他ハ概シテ三池粉炭ヨ  
リモ塊ヲ含有スルコト多ク三池粉炭ハ塊ヲ含マサルヲ以テ  
上値ヲ得ルコト能ハサルヤノ嫌アリ故ニ寧ロ小塊ヲ洗滌セ  
スシテ之ヲ粉炭ニ混合シ粉炭ノ見場ヲ良クスル方可ナラサ  
ルヤノ考アリ元來洗滌炭ト為スニハ粉末流

【八回 11b】

失シ又石ヲ取除ク等数量ノ減少僅少ナラサルノミナラス一  
屯ニ付二十錢内外ノ費用ヲ要ス左レハ若シ粉炭ノ外見ヲ宜  
クシ今日ヨリモ上値ニ売捌キ得ルナランニハ洗滌炭ヲ中止  
シテ之ヲ粉炭ニ混合シテ可ナリ而シテ洗滌炭ハ海外ニ於テ  
既ニ二万屯余ノ約定ヲ為シ得タルモ而モ尚残存セル四万有  
余屯ハ今後容易ニ売り捌キ得ヘキヤ否ヤ判明ナラサルヲ以  
テ今少シク形勢ヲ見タル上若シ売方思ハシカラサレハ粉炭  
ノ品質ヲ良クスル為メ之ヲ混入スルカ若クハ又切込炭ヲ作  
リ以テ洗滌炭ヲ引当テアルモノヲ片付ケサルヘカラス此点  
モ亦諸君ノ御注意ヲ乞ハサルヲ得ス

◎松尾

塊、切込、中塊、小塊、粉炭ト云フカ如ク幾多ノ階  
級二分タス単ニ之ヲ塊粉ノ二種二分ツコトニシテハ如何

◎上田 中々其通りニハ參ラサルヘシ只今折角に相談ヲ為シツ、アルハ洗滌炭

【八回 12 a】

ヲ止メテ粉炭ニ混入スルノ利害如何ノ点ナリ

◎松尾 小塊三円五十錢粉炭三円ノモノヲ合シ三円二十五錢トシテ売却スルコト、シテハ如何三池粉炭ハパウダートモ云フヘキモノニテ外見太甚宜シカラス

◎淺野 現在ノ二万屯ヲ粉炭ニ混入シテ売却スルトセハ試験ノ為メニモ相成ルヘシ

◎福原 此方法ハ試ミ度モノナリ

尚一ツ述フヘキハ桑港并ホノル、ノ話アリタルカ桑港ニハ其近辺ニ「ブラック、ダイヤモンド」并「ナナイモ」等ノ炭山アリ又奥太刺利亞ノ炭毛輸送セラル、ヲ以テ一時日本炭ノ引合フコトアリトスルモ繼續ノ見込ナシト考フ反之ホノル、ハ大ニ見込アリ蓋シ同地ヘハ何レヨリ持ち行クモ運賃高ク又陸揚困難ニシテ多クノ日子ヲ要シ人足賃亦極メテ高シ故ニ

ホノル、ニ対スル石炭商売ハ極メテ面倒ナリ消費者ハ東洋汽船会社、O. O. 会社等ニシテ石炭荷役ノ為メ本船ヲ棧

【八回 12 b】

橋へ繫留スルモ郵船到着スルトキハ棧橋ヲ離レサルヘカラス去リトテストリームニテ上ケルトキハ多クノ日子ヲ要ス為此履船容易ニ出来難ク石炭ノ売約可試モ中々纏マリ難シ然ルニ近頃東洋汽船カ田川ヲ門司ニテ買積ミシホノル、ヘ持ち行キタル旨ヲ耳ニセリ故ニ当社ノ石炭買積方ニモ交渉セリ蓋シ右ハ東洋丸又ハ南洋丸等カ移民ヲ布哇へ送ルニ際シ「バート、カーゴ」トシテ積ミ行キタルモノニシテ如此セハ先方ノメールノ棧橋ニ横付ケスルコトヲ得ヘク荷役上大ニ便利ナリ斯クテ東洋汽船へ交渉ノ結果門司乘六円替ニテ豊国塊炭千屯ヲ売却シ近日汽船南洋丸ニテ積出ヲ為スヘキ筈ナリ其結果如何ニ依リ引続キ売込ムヘキ筈ニテ此方法ハ極メテ好都合

【八回 13 a】

ナリ乍去ホノル、ニ於ケル石炭ノ需用ハメールノミニ止マラサルヘク陸上ノ消費高モ少ナカラサルヘケレハ船ノ工夫サヘ付ケハ積出ヲ致シタシ夫レニハ材木船ノ返リ荷ヲ利用スルコト最モ可然歟

一月二十五日午後

◎益田 曩ニ共通計算規定ヲ改正スルカ為メ特別委員ヲ選定シ置キタル処此度委員ニ於テ下ノ如キ案ヲ協定シタリ就テハ此案ニ付キ評議スヘキ筈ナルモ本店ニ於テモ更ニ一ノ修

正案ヲ起草セリ即如左



(特別委員案)

特設部規程

第一条 本規程ヲ設クルノ趣旨ハ各店間ニ於ケル競争ヲ避ケ

【八回 13 b】

相互ノ氣脈ヲ通シ商務ノ敏活ヲ計ルニ在リ

第二条 本規程ニ依リ取扱フヘキ商品ノ種目ハ社長之ヲ定

ム

第三条 本規程ニ依ル取扱店ヲ分テ仕入店、仲次店及販売

店ノ三トス

第四条 前条ノ各取扱店中概要ノ一店ヲ以テ首部ト為シ支

店長又ハ次長ヲ以テ部長ヲ兼務セシム

但シ場合ニ依リ首部ヲ置カスシテ本規程ヲ準用スルコトア

ルヘシ

第五条 首部ハ第一条ノ趣旨ヲ貫徹スル為メ營業上ニ関シ

主腦タルノ任ニ當リ仕入并ニ販売上ニ付諸般ノ指揮ヲナス

モノトス

第六条 首部ハ時々關係地ニ視察員ヲ派出シ又ハ必要ト認  
ムル場合ニハ各關係店長或ハ主任者ヲ召集シ會議ヲ

【八回 14 a】

開クコトアルヘシ

第七条 仕入、仲次、販売ノ各店ハ首部ノ指揮ニ從ヒ各自

指定ノ業務ヲ取扱フヘシ

但仲次店ハ仕入又ハ販売店ノ直接依頼ニ依リ取扱ヲモナス  
ヘシ

第八条 首部ハ其取扱物品ノ商勢ニ依リ委託売買ノ外特ニ

社長ノ許可ヲ得テ売越又ハ買持ヲ為スコトアルヘシ

第九条 首部ハ取扱物品ヨリ生スル一切ノ損益ヲ負擔ス

第十条 仕入、仲次、販売ノ各店ハ其取扱物品ニ付自ラ利

益ヲ收受セサルコトヲ期スヘシ即チ仕入店ヨリ首部ニ報告

スル物品ノ代価ハ原価諸掛リ及ヒ其店經費ノ實際額ヲ加算

シタル最低値段タルヘシ

【八回 14 b】

仲次店ノ收受スル所ハ依頼物品取扱ニ要スル諸掛リノ實費

并其店經費ノ實際額タルヘシ

販売店ノ売価ハ首部ノ指揮スル売価及予メ首部ト協定シタ

ル諸掛及其店ノ經費ノ見積高ヲ加算シタルモノタルヘシ

第十一條 首部ト仕入店并販売店ノ間ハ専ラ親密ヲ旨トシ仕入原価ノ實際額、販売ノ數量代価ハ勿論市場ノ景況競争者ノ動靜取扱ノ実況、売買各別ノ損益其他ノ事細大トナク互ニ相通信往復シ事情ノ疎通ヲ計リ商務ノ活動ヲ期スヘシ  
第十二條 部内各店ノ諸勘定ハ首部ニ於テ之ヲ一括シ共通計算ノ実ヲ挙ケ毎季末ノ損益及取扱ノ成績ヲ審査

【八回 15 a】

シ社長ニ報告スルト同時ニ各關係店ニ通知スヘシ

第十三條 部長ハ業務ノ都合ニ依リ關係各支店長ト協議ノ

上部員ノ進退更迭等ニ付社長ニ上申スルコトヲ得

第十四條 本規程ニ依リ売買スル商品ハ別ニ取扱細則ヲ設

ケ社長ノ認可ヲ得テ之ヲ実施スヘシ

以上

(本店修正案)

共通計算規程

第一條 或ル商品ニ付二店以上ノ競争ヲ避ケ商売上ノ敏活

ヲ計ル為メ必要ナリト認ムルトキハ其計算ヲ共通セシム

第二條 本規程ヲ適用スヘキ商品ノ種目ハ社長之ヲ定ム

第三條 商売ノ統一上必要アリト認ムルトキハ各取扱店中

【八回 15 b】

概要ナル一店ヲ以テ首部ト為スコトアルヘシ

第四條 本規程ヲ適用スヘキ商品ニ付テモ毎季ノ損益勘定書ハ直接之ヲ本店ニ發送スヘシ

但首部ヲシテ別ニ其勘定ヲ一括シ各店ノ損益并取扱ノ成績ヲ審査シテ本店并各取扱店ヘ報告セシムルコトアルヘシ

第五條 本規程ヲ適用セラルヘキ商品ノ引合并損益負擔方等ニ付テハ各取扱店ニ於テ協議ノ上取扱細則ヲ設ケ社長ノ

認可ヲ得テ之ヲ実施スヘシ

以上



◎益田 現行ノ共通計算規程ハ詳密ニ過キ各種ノ商品ニ適

【八回 16 a】

合セス不便尠ナカラサルヲ以テ共通計算規程ニハ各種商品ニ通スヘキ原則ノミヲ掲ケ其細目ノ如キハ一々各種商品ニ對スル細則中ニ之ヲ規定スル方可然トノ事ヨリ委員ヲ設ケ修正案ヲ協定スルコト、為リタル次第ナリ然ルニ委員案ヲ見ルニ依然細目ニ亘リ為メ二本則ヲ適用シ得サルモノアリ依テ更ラニ修正案ヲ起草シタルモノニシテ其要旨ハ如左  
第一、委員案ニ於テハ特設部規程ト名ケタルモ特設部トハ

漁業部ノ如キモノヲ指スヘキモノニシテ共通計算ノ場合ヲ特設部ト云フハ当ヲ得ス依テ修正案ニ於テハ依然共通計算ノ文字ヲ襲用セリ

第二、第一案并第二案ニ就テハ別ニ論スヘキナシ

第三、棉花并大豆豆粕ノ如キ商品ニ付テハ首部ノ設ケ

【八回 16 b】

アルモ、輸出米、ノ如キハ仕入販売各其首部ヲ異ニシ又生糸ノ如キハ全ク首部ノ設ケナシ故ニ商売ノ統一上必要ノ場合ニハ首部ヲ設クルコトモアルヘシト定メタリ

第四、委員案ニ於テハ勘定ハ一切首部ニ集ムヘキモノトシタルモ斯クテハ海外支店カ首部ナルカ如キ場合ニ内地ヨリ一度勘定書ヲ海外ヘ送り之ヲ一括シタル上ニテ本店ヘ提出スルコト、ナリ時期ヲ失スルノ恐アリ依テ修正案ニ於テハ共通計算ヲ適用スヘキ商品ノ損益勘定書ト雖モ直接之ヲ本店ニ提出スヘキモノト改メタリ

第五、以上規定以外ノコトハ總テ之ヲ細則ニ譲リ委員案ノ如ク細目ニ亘ラス以テ各商品ニ適用上不都合勿ラシメンコトヲ期シタリ

尚右ノ点ニ付委員ノ意見ヲ腹藏ナク述ヘラレタシ

【八回 17 a】

◎飯田 委員案第九条ニハ首部ハ取扱物品ヨリ生スル一切ノ

損益ヲ負担ストアリ然ルニ棉花ノ如キ従来販売店ニ口銭ヲ与ヘ来リ別ニ弊害ノ其間ニ萌スナク又別ニ苦情ノ生シタルコトナシ然ルニ今遽ニ之ヲ變更スルハ其所ヲ見ス寧ろ本店修正案ノ如ク損益負担方法ノ如キハ一々各商品ニ付其細則ヲ以テ規定スル所ニ任カスノ自由ナルニ若カス故ニ委員案ハ之ヲ撤回シテハ如何

◎遠藤 首部ニ損益ヲ負担セシムルコトノ如キ之ヲ細則中ニ定メテ可ナリ

◎寺島 損益ノ負担方ハ細則中ニ定ムヘシトセハ棉花ニ就テハ販売店ニ口銭ヲ与ヘ大豆豆粕ニ付テハ首部其損失ヲ負担スルト云フカ如ク規定区々ニ亘リ取扱店ノ不便尠ナカラス寧ろ

【八回 17 b】

之ヲ一一定シ棉花ノ如キモ口銭ト云ハス販売店ノ経費トシテ四十銭ナリ五十銭ナリヲ与ヘ大豆豆粕ニ付テモ亦斯ノ如クシ期末余裕ヲ生セハ之ヲ首部ニ附替ヘ不足アレハ是亦首部ヘ附廻ハスコト、スル方可ナラサルカ

◎益田 商品ニ依リ関係店間協議ノ上之ヲ定メテ可ナリ若シ協議調ハサレハ本店之ヲ決定スヘシ何モ之ヲ原則トシテ掲クルノ要ナク否ナ之ヲ掲クルトキハ却テ窮屈ヲ来タスヘシ



◎福井 共通計算規程ハ仕入店ニ於テ口銭〔二文字判読不能〕メ若クハ販売店ニ於テ利益ヲ貪リ為メニ商売ノ成立ヲ

〔二もしくは三文字判読不能〕ルカ如キコト勿ラシメンカ為メニ之ヲ設クルモノナレハ其趣旨ヲ明ラカナラシムルニ足ルヘキ条文ヲ掲クルヲ要ス

◎益田 共通計算ノ四字ハ其趣旨ヲ示スモノナリ

【八回 18 a】

◎南 寧口共通計算規程ト云フカ如キモノヲ設ケス共通計算ノ大原則ヲ營業規則中ニ明記シ其他ハ凡テ細則ニ譲ルト、シテハ如何

(因ニ曰ク一同此説ニ同意シ營業規則中ニ共通計算ニ関スル一条項ヲ設ケ委員案并本店修正案共全廃ニ決ス)

◎益田 商品ニ依リテ主店ヲ取極ムルコトハ如何

◎飯田 各店間相互ノ申合ニテ可ナルヘク本店ヨリ通達ヲ受

クルトキハ却テ都合宜シカラサルヘシ

◎福井 共通計算ト為サ、ル以上ハ本店ノ認可ヲ要セス

◎飯田 現在ニ於テモ略ホ主店定アリ居ル姿ナリ

◎益田 共通計算ヲ適用スヘキモノハ何々ナリヤ試ミニ之ヲ列挙スレハ凡ソ左ノ如クナルヘキカ

【八回 18 b】

第一、棉花

(關係店) 大阪、名古屋、東京、門司、上海、孟買、

紐育、倫敦

(主部) 大阪

第二、棉糸

(關係店) 大阪、東京、名古屋、香港、上海、天津、

營口

(主部) 大阪

第三、石炭

(關係店) 門司、三池、長崎、唐津、若松、口ノ津、

名古屋、神戸、大阪、東京、横浜、上海、

香港、新嘉坡、倫敦

(主部) 門司

【八回 19 a】

第四、肥料、雜穀(大豆、小豆、大豆粕、魚ノ粕、菜種粕、

棉実、棉実粕、人造肥料)

(關係店) 兵庫、名古屋、東京、長崎、三池、口ノ津、

漁業部、營口、芝罘、上海、天津

(主部) 兵庫

第五、輸出入米

(關係店) 兵庫、門司、東京、名古屋、倫敦、紐育、

香港、新嘉坡

(主部) 兵庫

第六、棉布

(関係店) 東京、名古屋、大阪、台北、上海、天津、

【八回 19 b】

香港、營口

(主部) 東京

第七、鉄道用具

(関係店) 東京、大阪、神戸、倫敦、紐育

(主部) 東京

第八、麦粉小麦

(関係店) 東京、兵庫、名古屋、門司、長崎、桑港、

関東省

(主部) 東京

◎益田 以上ハ共通計算規程ヲ適用シ来リタルモノ又ハ新タ

ニ適用スルモノ可然モノナルカ尚此外ニ共通計算規程ハ適用

セス〔ニ文字消失〕其主部ヲ定メ之ト引合ヲ為スヘキモノ

アリ之ヲ掲クレハ凡ソ〔ニ文字消失〕ノ

【八回 20 a】

如クナルヘキカ

第一、油類 (主部) 兵庫

第二、器械 (主部) 大阪

第三、金属類

(甲) 錫 (主部) 大阪

(乙) 鉛 (主部) 東京

(丙) 鉄 (主部) 東京

第四、毛類 (主部) 東京

第五、砂糖 主部ヲ定メス



◎益田 松尾氏ヨリ関東省掛ヲ定メ貫ヒタシ手紙ヲ出スモ返

事ナキ様ノコトアリテハ海外ニ出張セル者等ハ大ニ困迫ノ

次第二付

【八回 20 b】

誰カ責任ヲ帯ヒテ通信ノ事ヲ取扱フ掛ヲ定メ貫ヒタシトノ

事ナリシカ是ハ尤千万ノ事ナレハ各店ニ通信掛ヲ置キ該掛

ニ於テ来帖ニ対シテハ必ス返事ヲ出シ若シ支店長始メ各掛

ニ於テ返事ヲ遅滞セシケルモノアレハドシ／＼催促スルコ

ト、シテハ如何

◎松尾 大ニ結構ナリ是非其事ニ願ヒタシ

◎南 各店ニ於テ通信掛ヲ置クコトハ至極宜シカラム

◎上田 書記ニ取扱ハセルモ可ナリ

◎益田 営業部書記ノ如キハ通信掛ト改称スヘシ

◎飯田 通信掛ニ於テ各掛ノ手紙ヲ総テ返事スルトセハ大ニ不都合ヲ成スルコトアルヘシ例ヘハ器械又ハ綿花ニ関スル出状ノ如シ

◎益田 支店長役場ノ手紙ノミナリ

【八回 21 a】

◎飯田 各掛ニ返事ヲ出ス責任者ヲ定メ置キ通信掛ハ手紙〔二あるいは二文字判読不能〕リタル後果シテ返事ヲ出シタルヤ否ヤヲ取調フルコト、スルカ

◎遠藤 通信掛ハ各掛ノ分ヲモ返事出シアルヤ否ヤヲ取調フルコト、スヘシ

◎益田 夫レニテ可ナリ

◎福井 此事ハ本店ヨリ命令ヲ下サレタシ

◎益田 一般ニ通達スルコト、スヘシ

以上ヲ以テ大体ノ諮問ヲ了リタリ此他尙器械ノコト為替ノコト等二三ノ事項アレトモ右ハ専ラ東京大阪神戸三店ノ關係ナレハ之ヲ三店ノ協議ニ任セ本会ハ是ニテ閉会ト為スヘシ時祇寒ノ候ニモ拘ハラズ諸君カ励精此会ニ出席シ熱心ニ諮問事項ニ付意見ヲ吐露セラレタルハ深ク其勞ヲ

【八回 21 b】

謝スル所ニシテ又此会カ向後商売ノ進捗發達上資スル所勲カラサルヘキハ余ノ信シテ疑ハサル所ナリ若シ夫レ諮問事項ニ対スル多数ノ意見ハ大体ニ於テ異存ナキヲ以テ可成其實行ヲ期スヘク其結果ハ向後漸次通達其他業務上ニ現ハル、所ヲ以テ了承セラレンコトヲ望ム

(會議録大尾)

三井物産「内地支店長会議々事録」(明治三三年) 解題

■史料の概要

ここに翻刻した史料は、一九〇〇(明治三三)年一月に開催された三井物産の内地支店長会議の議事録である(以下「本議事録」とする)。本議事録は、公益財団法人東洋文庫が所蔵しており、同文庫目録での史料情報は次の通りである。

請求記号 六四二

資料名 「三井物産」内地支店長会議議事録

出版事項 出版地不明、出版者不明、一九三〇「ママ」

形態・メディア媒体・数量 六(二)冊、二七cm

備考 蒔莢版

巻次 第一、二回、三回の一、四回の一・二、第五―八回

装丁は用紙を中央で折った袋綴となっているが、一部の表については袋状にせず折込で綴られている。

東洋文庫によると、本議事録は「近代中国研究委員会」(当時)が収集したもので、恐らく一九五六年頃に古書店より入手している。入手時点では六冊であったものを東洋文庫で現在の二冊に合本製本したとのことである。<sup>1)</sup>

請求記号六四二が記されたラベルが、第一回冒頭、第二回

冒頭、第三回冒頭、第四回の一冒頭、第五回冒頭、第七回冒頭に貼られていることから、東洋文庫入手時点(合本製本以前)での冊子の構成は、第一回分、第二回分、第三回分、第四回分、第五回分と第六回分、第七回分と第八回分の六冊であったものと推測できる。

支店長会議は、一九〇〇(明治三三)年一月一八日から二五日までの八日に亘り連日開催され、各開催日を一回と数えて議事録が作成されている。

各回の丁数は次の通りである。

(合本第一冊)	
第一回(前半)	三二丁
第一回(後半)	二七丁
第二回(前半)	二二丁
第二回(後半)	二二丁
第三回ノ一	四二丁
(合本第二冊)	
第四回ノ一	二五丁
第四回ノ二	二三丁
第五回	二八丁
第六回	一七丁
第七回	二二丁

第八回 二二丁

合計 二七九丁

第四回と第五回については午前・午後の区分が明記されている。第一回と第二回については記載はないが前半が午前、後半が午後にあたるものであろう。第三回については「第三回ノ一」のみがあり「第三回ノ二」は無いが、一九丁目以降が午後の議事と推測されるので議事録が欠落しているわけではなからう。第六回・第七回は、丁数が少ないので午前もしくは午後のみ開催であった可能性がある。第八回については午前と明記されている。

本議事録は、現在までに所在が確認されている三井物産の支店長(支配人)会議の議事録としては最も古いものである。なお、同種会議の開催自体はさらに遡って確認できる。

■議事概略

本議事録には目次は付いていない。利用の便を図るため議事進行の概略を示しておく。【】内は本議事録に記された丁数である。ただし、原本では漢数字で印されている場合もある。

第一回 一月一八日

第一回〔前半〕

\*序言【1】

\*益田・挨拶【1】

\*長谷川・商売高報告【2】

\*商売別売渡高表・対全国比【3】

\*輸出比較表【4】

\*輸入貿易比較(表)【5】

\*福井・東京営業部報告【7】—【9】

\*飯田・大阪支店報告【9】—【13】

\*遠藤・兵庫支店報告【13】—【20】

\*麦粉に関する質疑【20】

\*水谷・馬関井門司報告【21】—【23】

\*石炭に関する質疑【23】

\*寺島・名古屋支店報告【23】—【27】

\*呉・神戸支店報告【27】—【31】

第一回〔後半〕

\*松尾・長崎支店報告【1】—【5】

\*南・口ノ津支店報告【5】—【7】

\*北村・横浜支店(生系商売)報告【8】—【12】

\*平田・漁業部報告【12】—【15】

\*松尾・遼東半島調査報告【15】—【22】  
\*小田柿・桑港店報告【22】—【27】

第二回 一月一九日

第二回〔前半〕

\*議案「輸出商売ノ増進ヲ計ルノ議」〔我社に於テ從事スヘキ輸出商品ノ種類〕【1】  
\*羽二重【2】—【3】  
\*紙【3】—【11】  
\*材木・鉄道枕木【11】—【21】

第二回〔後半〕

\*燐寸【1】—【6】  
\*昨年度の營業成績大要【6】  
\*綿布【7】—【15】  
\*綿布首部議案【15】  
\*其他輸出品（麦稈・真田・花筵）【17】—【18】  
\*輸出拡張のための組織【19】—【22】  
第三回 一月二〇日  
\*議案「清国、朝鮮、南洋各地方ニ出張員ヲ常置スルノ必要

得失及其場所」【1】—【18】

\*營業資金並びに金融の現在【19】—【20】

\*議案「營業機関ノ設備」【20】—【42】

第四回 一月二一日

第四回ノ一

\*議案「運漕業拡張ノ可否」【1】—【12】  
\*議案「石炭部ヲ門司ニ新設スルノ可否」【13】—【18】  
\*議案「各支店ニ特別掛り員ヲ置クノ件」【18】—【25】

第四回ノ二

\*庶務関係議事の要梗撮録【1】—【2】  
\*營業取扱手続き【2】—【10】  
\*議案「輸出入商売拡張ノ目的ヲ以テ工業家ニ資金ヲ貸与シ其事業ヲ發達セシムルノ可否」【10】—【23】

第五回 一月二二日

\*議案「共通計算規程ニ関スル件」【1】—【14】  
\*「何ナリトモ当社ノ業務上ニ付キ御心付アレハ承リタシ」  
【14】—【28】

第六回 一月二三日

\*石炭のこと【1】—【17】

第七回 一月二四日

\*石炭のこと【1】—【21】

第八回 一月二五日

\*石炭のこと【1】—【13】

\*共通計算規程改正案の件【13】—【21】

\*益田・閉会の辞【21】

■会議の出席者

会議出席者を把握しやすくするために、当時の三井物産の店舗構成と職員数を表Aに、会議出席者を表Bに、当時の社内席次上位職員を表Cに示した(末尾に掲載)。

本議事録冒頭には「出席者ハ内地各支店長并参事、調査課長、漁業部長心得、桑港出張員等ニシテ若松出張所長ハ店務多繁ノ為出京セサリキ」とある。この記述通り、国内店の長は若松出張所長以外は全員出席しており、海外店は桑港出張員の小田柿以外は出席していない。小田柿が出席した事情は詳らかでない。

社内席次二〇位までで見ると、三井家の二名と海外店勤務

者を除くほぼ全員が出席しており、当時の三井物産幹部職員を網羅した会議となっている。

会議では益田孝が「会長」を務め、議題の趣旨説明・論点の提示・参加者への質問などで議事を主導している。それゆえ益田の発言回数が増えている。それ以外の出席者の発言は、自店に関わる商品あるいは担当業務についての質疑に関するものとなっているが、福井菊三郎(本店営業部長)と長谷川銚五郎(本店参事)には、担当と直接にはかわらないと思われる事柄への発言も散見される。なお、第三回の前半は益田に代わって上田安三郎が会議の「会長」を務めており、そのために上田の発言回数が増えている。

三井物産の職員以外では、団琢磨(三井鉱山専務理事)が出席し発言をしている。ただし発言が記録されている第七回以外の回への団の出欠は不明である。

(1) 東洋文庫図書部・篠崎陽子氏のご教示による。

(2) 三日目の午前中は益田孝が欠席し上田安三郎が会議の「会長」を務めているが、一九丁目より益田が「会長」に復帰している。

解題付記 本議事録の存在を翻刻者にご教示くださった鈴木邦夫氏が二月一六日に逝去されました。氏には第一回から

第四回の議事録について難読箇所の評読や固有名詞の確認で大変お世話になりました。今回翻刻分についてもご協力を申し出ていただいておりますが、かないませんでした。ここに記して、感謝と哀悼の意を捧げます。



表 A 三井物産合名会社の本支店出張員の構成と職員数（明治33年3月15日現在）

本店・支店	出張員	月給者	日給者	合計	構成比
東京本店 *		73	10	81	19.8
	横須賀	1		1	0.2
	唐津	2	1	3	0.7
	札幌	2		2	0.5
	関東省	2		2	0.5
横浜支店 *		15	5	20	4.9
大阪支店 *		42	6	48	11.7
	呉	1	2	3	0.7
	仁川	1		1	0.2
名古屋支店 *		14	3	17	4.2
神戸支店 *		20	5	25	6.1
兵庫支店 *		16	2	18	4.4
	營口	3		3	0.7
門司支店 *		14	4	18	4.4
馬関出張所 *	若松 注1	5	1	6	1.5
長崎支店 *		15	3	18	4.4
	佐世保	1		1	0.2
	杵島	1		1	0.2
三池支店 *		9	3	12	2.9
口ノ津支店 *		7	8	15	3.7
北海道漁業部（函館）*		5		5	1.2
	留萌 注1	2		2	0.5
	増毛 注1	2		2	0.5
	択捉 注1	5		5	1.2
	三石 注1	1	1	2	0.5
台北支店		5	1	6	1.5
天津支店		4	2	6	1.5
上海支店		20	8	28	6.8
	芝罘	1		1	0.2
	漢口	2		2	0.5
香港支店		17	2	19	4.6
	厦門	2		2	0.5
新嘉坡支店		6		6	1.5
孟買支店		7		7	1.7
倫敦支店		10		10	2.4
紐育支店		7		7	1.7
	桑港 *	2		2	0.5
合計		342	67	409	100.0

出典)「三井物産合名会社職員録」明治33年3月15日現在(物産50-007)。

注1:若松は出張所、留萌・増毛・択捉・三石は支部。

注2:＊は明治33年1月の支店長会議への出席店を示す。

回数					
第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	合計
50	61	25	40	12	294
4	6	1	2	5	52
			3	5	55
4	18	16		2	48
28	23		11	3	102
					2
10	12	6			51
8	15	2	17		63
3	1	14			33
		4	8	1	13
	19				33
10	10	10	2	1	51
	4				4
1	3	1	3		9
11		5	9	3	40
5	6			1	30
1	11				24
9	6	7	34	2	62
					3
					0
		7	16		23
4	8	2	5	2	30
4	3				11
		2			2
			5		5
1					1
153	206	102	155	37	1,041

員録」明治33年3月15日現在（物産50-7）、「明治三十三年上半期

登録スルノ要ナキ」事柄について「単ニ要梗ノミヲ撮録ス」と

15) は（本店本部）関東省出張員に任命されている。

表B 内地支店長会議(1900年)出席者と発言回数

整理 番号	氏名	席次	役職	発言		
				第1回	第2回	第3回
1	益田孝	1	専務理事	26	47	33
2	上田安三郎	2	理事	1	3	30
3	飯田義一	4	大阪・支店長	13	17	17
4	遠藤大三郎	10	兵庫・支店長	3	1	4
5	福井菊三郎	11	本店・営業部長	9	19	9
6	山口俊太郎	12	本店・参事, 輸出督励掛		1	1
7	呉大五郎	15	神戸・支店長	2	9	12
8	長谷川銈五郎	16	本店・参事	4	2	15
9	水谷耕平	17	門司・支店長, 馬関・出張所長	2	3	10
10	福原栄太郎	19	本店・石炭課主任			
11	北村七郎	20	横浜・支店長	9	1	4
12	寺島昇	22	名古屋・支店長	1	11	6
13	伊沢良立	24	本店・調査課長			
14	大野市太郎	26	本店・参事			1
15	松尾長太郎	27	長崎・支店長	3	4	5
16	小田柿捨次郎	32	桑港・出張員	3	15	
17	平田初熊	35	函館・漁業部長心得	8	3	1
18	浅野長七	37	三池・支店長			4
19	藤野亀之助	42	本店・綿布掛主任		3	
20	田中文蔵	47	本店・庶務課主任			
21	藤田誠一郎	52	本店・石炭掛主任			
22	南新吾	57	口ノ津・支店長	3		6
23	白井喜代松	59	本店・参事		2	2
24	藤村義朗	60	本店・船舶課主任			
25	団琢磨 名古屋(寺島カ)	—	三井鉱山・専務理事			
	合計			87	141	160

出典) 三井物産「内地支店長会議々事録」明治33年(東洋文庫蔵, 請求記号642), 「三井物産合名会社職  
事業報告」(物産614-7)。

注1: 原本で1字ないし2字分を上げて発言者として記載された発言の回数を数えたもの。

注2: 田中文蔵(整理番号20)は注1の形での発言はないが、「四回ノ二」の冒頭で「一々議事ノ筆記ヲ  
された部分で2回発言していることが確認できる。

注3: 「内地支店長会議々事録」で発言が確認できない参加者が他にいた可能性はある。

注4: 会議開催中の1900年1月20日付けて、伊沢良立(整理番号13)は長崎支店長に、松尾長太郎(同

表C 三井物産合名会社の社内席次上位職員（明治33年1月現在）

席次	姓名	在勤地名	役名
1	益田孝 *	本店	専務理事
2	上田安三郎 *	本店	理事
3	渡辺專治郎	倫敦	理事, 支店長
4	三井守之助	本店	(営業部)
5	三井復太郎	本店	(調査課)
6	飯田義一 *	大阪	支店長
7	岩原謙三	紐育	支店長
8	山本條太郎	大阪	支店次長, 棉花首部長
9	小室三吉	上海	支店長
10	遠藤大三郎 *	兵庫	支店長
11	福井菊三郎 *	本店	営業部長
12	山口俊太郎 *	本店	参事, 輸出督励掛
13	間島與喜	孟買	支店長
14	松本為之助	倫敦	
15	呉大五郎 *	神戸	支店長
16	長谷川銚五郎 *	本店	参事
17	水谷耕平	門司	支店長, 馬関出張所長
18	藤瀬政二郎	香港	支店長
19	福原栄太郎 *	本店	石炭課主任
20	北村七郎 *	横浜	支店長
21	竹田貞松	天津	支店長
22	寺島昇 *	名古屋	支店長
23	渡辺秀次郎	本店	機械掛主任
24	伊沢良立 *	本店	調査課長
25	安川雄之助	大阪	棉花掛主任

出典) 「三井物産合名会社職員録」明治33年3月15日現在(物産50-7), 「明治三十三年上半期事業報告」(物産614-7)。

注1: 席次は上記「職員録」への掲載順による。

注2: \*は1900年1月の支店長会議出席者を示す。